令和2年第2回

甲佐町議会6月定例会会議録

令和2年6月12日~令和2年6月15日

熊本県甲佐町議会

令和2年第2回甲佐町議会(定例会)目次

〇6月12日(第1号)

欠席議員·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		1
本会議に職	機務のために出	は席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
地方自治法	5第121条の規	定により説明のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
開会・開議	姜		3
日程第1	会議録署名議	6員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第2	会期の決定に	こついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第3	議長の諸般の)報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第4	町長の提案理	由の説明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第5	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
日程第6	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日程第7	報告第1号	令和元年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に	
		ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
日程第8	報告第2号	令和元年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告に	
		ついて	12
日程第9	議案第29号	甲佐町総合計画条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
日程第10	議案第30号	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保	
		険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条	
		例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
日程第11	議案第31号	甲佐町飲料水供給施設設置条例の制定について・・・・・・・・・	19
日程第12	議案第32号	甲佐町公告式条例の一部を改正する条例の制定について・・・・	22
日程第13	議案第33号	甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を	
		改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
日程第14	議案第34号	甲佐町税条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・	24
日程第15	議案第35号	甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい	
		τ	26
日程第16	議案第36号	甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の	
		制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
日程第17	議案第37号	甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について・・	29
日程第18	議案第38号	令和2年度甲佐町一般会計補正予算(第3号)	31
日程第19	議案第39号	令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	36
散会·····			38

〇6月15日(第2号)

出席議員…	• • • • • • •		39		
欠席議員…			39		
本会議に職	務のため	っに出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39		
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名・・・・・・・・ 38					
			41		
日程第1	一般質問	······································	41		
	1番	甲斐良二議員	41		
	10番	井芹しま子議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52		
	5番	森田精子議員	67		
	4番	鳴瀬美善議員	76		
	6番	佐野安春議員	87		
日程第2	議員派遣	量について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102		
日程第3	総務文教	対常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について・・・・・・	102		
日程第4	産業厚生	E常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について····・ 1	103		
日程第5	議会運営	【委員会からの閉会中の継続審査の申し出について・・・・・・・1	103		
閉会			104		



令和2年第2回甲佐町議会(定例会)議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 令和2年6月12日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 6月12日 午前10時00分 議長宣告

1. 散会 6月12日 午後2時08分 議長宣告

1. 出席議員

良二 甲 甲 斐 1番 斐 2番 高 士 3番 田 中 孝 義 精 子 4番 鳴 瀬美善 5番 森 田 6番 佐 野 安 春 7番 荒 博 宮 本 修 治 9番 福 田 8番 田 謙 10番 井 芹 しま子 宮 川安明 12番 本 新 11番 \blacksquare

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎 伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

三 町 奥 名 克 美 長 師 長 副 町 富 省 会計管理者 渡邉 友 美 総 務 野 太 課 長 北 企 画 課 長 古関 敦 地域振興課長 荒 慎 \blacksquare くらし安全推進室長 佐々木 善 平 税 務 課 長 奥. 名 雄 吉 環境衛生課長 橋 本 良 住民生活課長 藤 井 貴美代 健康推進課長 福島 明 広 福 祉 課 長 出 本 幹春 農 政 井 上 幸 介 設 弘 課 長 建 課 長 志戸岡 計 長 渡邊友 美 町民センター所長 健 次 会 課 中林 英 二 教 育 長 蔵 田 勇 治 学校教育課長 吉岡 伸 社会教育課長 奥 村 農業委員会事務局長 井 上 幸 介 選挙管理委員会書記長 北 野 太

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

10番 井 芹 しま子 12番 本 田 新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 報告第1号 令和元年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ

いて

日程第8 報告第2号 令和元年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告につい

7

日程第9 議案第29号 甲佐町総合計画条例の制定について

日程第10 議案第30号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保

険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する

条例の制定について

日程第11 議案第31号 甲佐町飲料水供給施設設置条例の制定について

日程第12 議案第32号 甲佐町公告式条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第33号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

日程第14 議案第34号 甲佐町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第35号 甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい

て

日程第16 議案第36号 甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

日程第17 議案第37号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第38号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算(第3号)

日程第19 議案第39号 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

〇議長(宮川安明君) おはようございます。ただいまから令和2年第2回甲佐町議会 定例会を開会いたします。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員のマスクの着用をすることにしております。また、傍聴者におかれましても、マスクを着用の上、指定された座席での傍聴にご協力のほどをお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりでございますので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

〇議長(宮川安明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番、井芹しま子議員、12番、本田新議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長(宮川安明君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 本件は議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。 12番、本田議会運営委員長。

○議会運営委員長(本田 新君) それではご報告いたします。

先の定例会において付託を受けておりました令和2年第2回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る6月1日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係 長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その 他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日6月12日から15日までの4日間と 決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、人事案件、報告案件、 条例案件、令和2年度甲佐町一般会計補正予算並びに甲佐町国民健康保険特別会計補正予 算について。13日及び14日は休会。15日は一般質問、その他議会提出案件についての審議。 以上のとおり議会運営委員会では決定しましたので、議員各位におかれましては、よろ しくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長(宮川安明君) 会期の日程については、ただいまの本田委員長の報告のとおり 決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日6月12日から15日までの4日間と決定いたしました。

諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦について、報告第1号及び報告第2号の繰越計算書の報告について、議案第29号から議案第37号までの条例の一部改正及び条例の制定について、議案第38号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算(第3号)、議案第39号、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長(宮川安明君) 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配付のとおりですので朗読を 省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

- ○議長(宮川安明君) 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 皆さん、おはようございます。本日は、令和2年第2回甲佐町 議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご 参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは早速ですけれども、今期定例会に提出いたしております各議案について、順次 ご説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、諮問案件2件、報告案件2件、条例案件9件、補正予算案件2件の合わせて15件でございます。

まず諮問案件といたしましては、人権擁護委員候補者の推薦について2件を。報告案件では、令和元年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてほか1件を。条例案件では、甲佐町総合計画条例の制定についてほか8件をご提案をいたしております。

また、補正予算案件 2 件を提案しておりますが、まず令和 2 年度甲佐町一般会計補正予算 (第 3 号) におきましては、主なものといたしまして、農業費の農機具導入事業補助金を996万3,000円。教育費の中早川集会所建替工事300万円。消防費の早川地区格納庫建設工事100万円などの増額補正を行い、総額で1,621万4,000円を追加し、補正後の総額を91億4,968万9,000円といたしております。

次に、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)におきましては、新型コロナウイルス感染症対策としての傷病手当金320万9,000円を追加し、補正後の総額を14億9,586万7,000円といたしております。

以上、今期定例会に提案いたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、 各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明をいたさせますので、適切なご議決をいただ きますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申 し上げます。

○議長(宮川安明君) 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(宮川安明君) 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」 を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

〇住民生活課長(藤井貴美代君) 諮問第1号についてご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者と して推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるもの でございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■■■■■。氏名、芦原博幸。生年月日、■■■■■■■■ 令和2年6月12日提出、町長名です。

提案理由は、現委員である同氏が令和2年9月30日で任期満了となるためでございます。 よろしくお願いいたします。

- **○議長(宮川安明君)** 町長の推薦理由を求めます。 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** それでは、推薦の理由を申し上げます。芦原博幸候補者におか れましては、甲佐町役場に長年勤務をされた後、甲佐町農業振興地域整備促進協議会の委 員として活躍をされております。また、平成23年10月からは、人権擁護委員として3期9 年、誠心誠意任務を全うされており、平成31年4月からは熊本人権擁護委員協議会の事務 局長も務められているところであります。

このように、人格、識見ともに高く、引き続き人権擁護委員として求められます活発な 活動が期待できる適任者として推薦をする次第であります。以上、よろしくお願い申し上 げます。

○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 宮本議員。
- **〇8番(宮本修治君)** はい、8番。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について ということでございますけども、今、町長のほうから提案の説明がありましたとおり、令 和2年9月30日で任期満了となるためということでもございますけども、更なる活躍を期

待申し上げますとともに、芦原氏の再任ということで何ら異議なく同意したいと思います。

○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

本諮問について、候補者として適任であるかの旨の意見を添えて答申することにご異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本諮問は候補者として適任である旨の意見を添えて答申することに決定しました。

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(宮川安明君) 日程第6、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」 を議題とします。

提出者の説明を求めます。

これから討論を行います。

住民生活課長。

〇住民生活課長(藤井貴美代君) 諮問第2号についてご説明申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■■■■■■ 。氏名、野仲俊一。生年月日、■■■■■■■。 令和2年6月12日提出、町長名です。

提案理由は、現委員である同氏が、令和2年9月30日で任期満了となるためでございま す。よろしくお願いいたします。

○議長(宮川安明君) 町長の推薦理由を求めます。 奥名町長。

○町長(奥名克美君) それでは、野仲俊一候補者の推薦の理由を申し上げます。候補者におかれましては、■■■■■などに長年勤務をされ、退職後は龍野小学校学校運営協議会委員や町から委嘱をされました介護相談員として活躍をされたこられたところであります。

また、平成29年10月から人権擁護委員に就任をされており、これまで熊本人権擁護委員 協議会の社会福祉委員会、副委員長も務められてこられました。

このように幅広い知識と豊富な経験をお持ちであり、引き続き人権擁護委員として求められます活発な活動が期待できる適任者として推薦をいたす次第であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 福田議員。
- **〇9番(福田謙二君)** はい、9番です。諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。野仲俊一氏は再任ということで、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

本諮問について、候補者として適任である旨の意見を添えて答申することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本諮問は候補者として適任である旨の意見を添えて答申することに決定しました。

日程第7 報告第1号 令和元年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて

〇議長(宮川安明君) 日程第7、報告第1号「令和元年度甲佐町一般会計繰越明許費 繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北野 太君) 報告第1号について説明させていただきます。

報告第1号、令和元年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自 治法施行令第146条第2項の規定により下記のとおり報告する。

記、令和元年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。説明につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額の順でさせていただきます。

それでは、款2、総務費、項1、総務管理費、防犯灯設置事業、998万3,000円。

款3、民生費、項1、社会福祉費、プレミアム付き商品件事業、16万7,000円。同じく 公用車購入事業、100万6,000円。同じく介護基盤緊急整備特別対策事業、740万2,000円。

款5、農林水産業費、項1、農業費、ため池調査事業、1,293万1,000円。同じく登記嘱託等事業、444万3,000円。項2、林業費、グリーンセンター用地測量業務委託事業、732万9,000円。

款6、商工費、項1、商工費、観光案内看板等設置事業、222万8,000円。

款7、土木費、項2、道路橋りょう費、道路維持事業、1,210万6,000円。同じく道路 新設改良事業、4億9,155万9,000円。次のページをお願いします。同じく款7、土木費、 項3、河川費、河川浚せつ事業、260万6,000円。項4、住宅費、住宅耐震改修事業、260 万円。同じく町営住宅整備事業、1億4,738万6,000円。同じく定住促進住宅整備事業、 1,000万円。同じく宅地耐震化推進事業、4,452万4,000円。同じく被災宅地復旧事業、 2,279万9,000円。

款8、消防費、項1、消防費、防火水槽設置事業、2,927万5,000円。同じく早川地区消防格納庫新設事業、2,989万円。同じく洪水浸水想定区域ハザードマップ作成事業、600万円。同じく、洪水時広域避難検討事業、562万7,000円。

款9、教育費、項1、教育総務費、地域おこし教育協力隊採用等事業、249万7,000円。項2、小学校費、教科書等購入事業、90万5,000円。同じく社会科副読本活用事業、161万5,000円。次のページをお願いします。同じく款9、教育費、項3、中学校費、時間外警備機器撤去事業、10万6,000円。項4、社会教育費、中早川集会所移転事業、4,141万5,000円。項5、保健体育費、総合運動公園整備事業、2億5,071万4,000円。

款10、災害復旧費、項1、農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、2,200万1,000円。同じく林業施設災害復旧事業、5,331万円。項2、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、2億1,202万3,000円。項3、その他公共施設・公用施設災害復旧費、宮内地区水道施設災害復旧事業、100万9,000円。

合計の翌年度への繰越額が14億3,545万6,000円です。令和2年6月12日提出、町長名です。以上で報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

- **〇議長(宮川安明君)** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 佐野議員。
- ○6番(佐野安春君) 今報告がございましたが、この事業名がもう少し具体的であれば、あ、すみません、失礼しました。今、報告をいただきましたが、この事業名をですね、もう少し具体的にあればというふうに思うんですけども、やはりこの中で、例えば道路新設改良事業が4億9,000万ありますが、どこの道路なのかと。いつまでなのかとかですね。町営住宅の整備事業もありますが、これ1億4,000万ぐらいですが、これもどこの町営住宅なのか、いつまでぐらいの事業なのか。そういったところ、説明があれば、よりこう、私たちとしても理解ができるんですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(北野 太君) 議員がおっしゃるのは、説明のほうの欄とかがあって、その詳細がわかりやすかったらいいというようなことでございますけども、この様式、報告第1号の様式がですね、こういった形でもう決まっておりまして、説明欄が次の水道のほうには説明が付いてるような様式でございますけども、この計算書の様式はこういった様式になっておりますので、そういうことで答弁させていただきます。よろしくお願いします。
- **○議長(宮川安明君)** ほかにありませんか。 佐野議員。
- **〇6番(佐野安春君)** じゃあ、この項目について事業名の項目の中で、ここが聞きたいということで尋ねればお答えいただくということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(北野 太君) はい、今、報告で上げておりますので、この中でお聞きさ

れれば、その中で説明いたしたいと思います。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** じゃあ一つだけ質問いたします。この道路新設改良事業について、もう少し説明をいただければと思いますが、よろしゅうございますか。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい、それではお答えしますけれども、道路開設新設事業につきましては、現在、交付金事業で道路を造っておりますすべての路線がこれに該当してまいります。路線数としては約20路線ぐらいとですね、橋りょう修繕あたりもありますので、箇所数にすればかなりの箇所数になっておりますので、ここをいちいち説明をすることが、ちょっと今、全部を説明することはちょっと、口頭で説明することはですね、ちょっと難しいかなというふうに考えております。

で、また、交付金事業で国の補正予算、2次補正の分についても繰越をしておりますので、その分については、ある程度の計画路線はありますけれども、今後、新年度予算等を絡めたところで実施をしていく場合がありますので、今ここで、どこをいつまでどういうふうにするという回答はですね、決まってるやつと決まってないやつがありますので、そういった答えになるかと思います。ちょっと答えになっていませんけれども、どうかよろしくお願いします。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午前10時27分 再開 午前10時27分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

田中議員。

- ○3番(田中孝義君) 3番、田中です。関連でお聞きしてよろしゅうございますか。 消防の洪水時地域広域避難検討事業ですが、今、防災無線のほうでも今後の洪水時の公民 館とかへの避難とかを呼び掛けられておりますが、なんか公民館あたりも平米数割る2掛 ける0.2とかで、緑町の公民館でも7.5人で7人以上は受け入れられないということらしい んですが、これについてはどのようになっておりますか。
- 〇議長(宮川安明君) くらし安全推進室長。
- **Oくらし安全推進室長(佐々木善平君)** 避難場所につきましては、町では一応、まずは体育館を避難所にしたいというふうに考えております。また、各行政区の公民館につきましても、できれば公民館の避難もお願いしたいというふうにお願いをしているところでございますが、そこの人数はやはり限られてくると思いますので、その状況に応じて、また体育館なり公民館なり、あるいは防災上安全な知人宅、あるいはご親戚宅に避難をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 田中議員。
- **○3番(田中孝義君)** 避難された場合ですよ、人数がこうというのは、役場のほうで 今度は管理されるわけですかね、体育館とかそういう場所においてですよ。先ほどの計算 式でですよ、甲佐小学校の体育館が何人なのかどうなのかよくわかりませんが、大体何人 までが可能なのか、ちょっとよければ教えてください。
- 〇議長(宮川安明君) くらし安全推進室長。
- **○くらし安全推進室長(佐々木善平君)** はい、場所についてはやはり、一人あたり2 平米ぐらいをとらなくちゃなりませんので、体育館であれば若干名のこれまで以上の、今 まで来られた避難される方につきましてはですね、対応できるのではないかなというふう に考えております。以上です。
- **○議長(宮川安明君)** ほかに質疑ありませんか。 宮本議員。
- ○8番(宮本修治君) この繰越費の、関連ではございますけども、この土木の中で河川浚せつ事業のというとこの項目になりますけども、以前、町のほうからですね、中州川のオレンジショップかな、オレンジショップから入った所の浚せつを今年になってされたと思いますけども、それで地元の方から、あそこは御船管轄とまたがっての浚せつとなりますけれども、甲佐のほうはできておりますけども、御船管轄のほうは堆積が溜まってですね、もう梅雨時期に入りましたので、その後の御船町との話し合いはどうなっているかお聞きしたいと思います。まあ、なかなか進み具合が進んでないと思いますけども、もう梅雨時期に入りますので、大雨の時はたぶん水田のほうに水が上がると思いますけども、御船町との協議はどうなってますか。
- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** はい、御船町との協議につきましては、甲佐町が浚せつを行った後ですね、御船町役場のほうに出向きまして、梅雨前までに何とか浚せつをしてくれというお願いを依頼しております。で、御船町と2度ぐらい協議した中で、御船町も何とか頑張って予算を取ってですね、梅雨前にやりたいという方向を示されましたけれども、結果としてちょっと梅雨までには間に合わなかったという報告で、今後ですね、すぐ浚せつには対応したいということを聞いております。以上です。
- **〇議長(宮川安明君)** 宮本議員。
- **○8番(宮本修治君)** 間に合わなかったということですね。次は今度は台風が来ますので、台風前にはどうにかできるように、まあなかなか進展はございませんので、町長のほうからもですね、口添えをお願いしたいと思います。とにかく堆積で溜まっておりますので、このままの状況では大雨の時はもう水田のほうに流れ込むという状況になっておりますので、お願いします。
- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** これまでの御船町の経緯等もありますんで、そのへんも説明しながら、藤木町長のほうにもお話をさせていただきたいと思います。

- **〇議長(宮川安明君)** ほかに質疑ありませんか。 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 3ページのですね、社会教育費の中のこの雑入の2,000万というのは、雑入とはどういうあれなのか、ちょっと説明をお願いいたします。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(北野 太君) はい、それでは3ページの社会教育費の中早川集会所移転事業の所の財源内訳で、未収入特定財源の中の雑入という所のご説明ですか。はい。これにつきましては、その前の消防費の所にもございます。消防費の早川地区消防格納庫新設事業という所で雑入が上げられておりますけれども、これについては建設課のほうでやっておりますその道路改良工事に伴います社交金ですね。から一応移転補償費として土木費のほうにて移転補償費で支出いたしております。それを雑入で受け入れて、この事業の財源とするということで、移転補償費の受入ということで雑入として上げております。以上でございます。
- **〇議長(宮川安明君)** ほかに質疑ありませんか。 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** はい、4番です。ページ数の1ページでございます。款の3の民生費の中で、公用車の購入事業ということで繰越がなされておりますけども、公用車の購入については、担当課で予算計上して計上をされるのか、そういう形になってはおると思うんですけれども、総務課のほうで大体一括管理をされていくのがいいのかなともちょっと思うんですけど。それと、もし担当課で替えるとかどこかで替えるとしたら、その替える基準っていうのをどこかで決めとるとだろうというふうには思うんですけど、キロ数なのか年数なのか、なんかそのへんの基準についてですね、教えていただきたいと思います。

もし、それと合わせて、公用車が消防ポンプ車を除いて、公用車といわれる役場にある 公用車が何台現在あるのかも、もしわかれば教えていただきたいと思いますけれども。

- 〇議長(宮川安明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岡本幹春君) 3款の公用車購入事業、民生費で予算措置しておりますが、まずこの公用車の種類としましては、シルバー人材センターに町のほうから貸与しております軽トラの更新でございます。で、この更新ということで、これまでもシルバー人材センターのほうには町のほうから軽トラを貸与しておりましたが、この貸与しておりました軽トラにつきましては、シルバー人材センターができました当初に購入して貸与をしたものということで、20数年経過をして、非常にもう故障も多く、使えないということで、福祉課のほうで予算措置をして、購入してまた、もう購入が終わっておりますので、新たにシルバー人材センターのほうに貸与をしているという事業でございます。以上です。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(北野 太君)** はい、公用車の更新時期についてはですね、一応管理は総務課のほうで行っております。で、そのキロ数とか更新する時の基準とかいうのはですね、

特に公用車の場合は、そんなに日頃乗るとかいう公用車もありますし、乗らない公用車もありますし、年数が経ったら電気系統が壊れて、ちょっと故障が多くなるという場合もございますので、特にそういった基準というのは設けてありませんけども、老朽化しているいろ使う、使い勝手が悪くなるとか支障が出てきた場合に更新というような形で考えております。

それと、消防のポンプ車の台数。

(自席より発言する者あり)

あ、申し訳ありません、それはちょっと手元にございませんので、ちょっと調べて後で お答えさせていただきます。

- **〇議長(宮川安明君)** ほかにありませんか。 井芹議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 繰越明許は、これは3月で締めて、3月で処理できなかった ものというか、工事が終わらなかった、いろいろですけれども、そういったので3月とい うことで区切られてるんですかね。5月の決算の、5月なのか3月なのか、ちょっとそこ ら付近はどういうふうに。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(北野 太君) 事業年度ですので3月いっぱいということでございます。
- ○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で報告第1号「令和元年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」 を終わります。

日程第8 報告第2号 令和元年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告につい て

〇議長(宮川安明君) 日程第8、報告第2号「令和元年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

〇環境衛生課長(橋本良一君) 報告第2号についてご説明申し上げます。

報告第2号、令和元年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。地方公営企業法第26条第3項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、令和元年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書。地方公営企業法第26条第1項の規 定による建設改良費の繰越額でございます。以下の表につきましては、款、項、事業名、 翌年度繰越額の順に読み上げさせていただきます。

資本的支出、建設改良費、六谷送水施設整備工事、2,500万円。同じく小鹿入江地区水 道施設整備工事(施設)、4,800万円。同じく小鹿入江地区水道施設整備工事(電気)、 2,300万9,000円。合計の翌年度繰越額、9,600万9,000円です。

次に、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事業費の繰越額でございます。 款、事業費、項、営業費用、事業名、受託事業(小鹿地区給水管布設工事)、翌年度繰越 額、254万円。合計は同じでございます。令和2年6月12日提出、町長名でございます。 以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** はい、6番佐野です。関連工事との調整に不測の日数を要して 工事が、工期が延長されてるということでありますが、この工期が終わる予定はいつごろ なんでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 環境衛生課長。
- **○環境衛生課長(橋本良一君)** はい、今月いっぱいで工事を終わりまして、7月1日 には給水を開始する予定としております。以上です。
- ○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で報告第2号「令和元年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を 終わります。

日程第9 議案第29号 甲佐町総合計画条例の制定について

〇議長(宮川安明君) 日程第9、議案第29号「甲佐町総合計画条例の制定について」 を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

〇企画課長(古閑 敦君) 議案第29号、甲佐町総合計画条例の制定について。甲佐町総合計画条例を次のように制定することとする。令和2年6月12日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、地方自治法の改正により総合計画の基本部分である基本構想の法的な策定義務はなくなったものの、町政の基本的な方向性を示す指針となる基本構想の策定は必要なものであり、この策定に当たっては議会の議決を経るべきものだと考えております。そのためこの条例を制定する理由でございます。次のページをお願いいたします。

条例本文になります。甲佐町総合計画条例、目的、第1条、この条例は総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

定義、第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。

第1号、総合計画、まちづくりの総合的な指針として、基本構想、基本計画及び実施計

画からなるものをいう。第2号、基本構想、長期的な展望に立ち、目指すべき将来の姿及 びまちづくりの方向性を示すものをいう。第3号、基本計画、まちづくりの基本的な計画 であり、基本構想における地域像及び基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示 すものをいう。第4号、実施計画、まちづくりの具体的な計画であり、施策を実現するた め実施する事業を示すものをいう。

位置付け、第3条、総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。第2項、個別の行政 分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものと する。

総合計画の策定方針、第4条、町長は、総合計画を策定するものとする。第2項、総合計画は、適切な計画期間を設定し、その時々の地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定するものとする。第3項、総合計画は、町民の意見を十分に反映させるために必要な措置を講じるものとする。

企画審議会への諮問、第5条、町長は、基本構想及び基本計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、甲佐町企画審議会に諮問するものとする。

議会の議決、第6条、町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経て、議会の議決を経なければならない。

総合計画の公表、第7条、町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

雑則、第8条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。 附則、この条例は、公布の日から施行する。

今回の条例の制定につきましては、これまでの総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることが義務付けられておりましたけれども、平成23年5月に地方自治法の一部改正によりまして、基本構想の法的な策定の義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかというのは、市町村独自の判断ということになりました。で、第6次甲佐町総合計画、平成23年から令和2年度までの策定時には、自治法の改正前でありましたので、第6次の基本構想につきましては、平成22年9月にご議決をいただいたところであります。

次期総合計画、令和3年4月から令和13年3月までの10年間を基本とします第7次の甲佐町総合計画につきましては、昨年度から策定の準備に取り掛かっておりまして、自治法の改正に伴いまして、議会の議決を経て基本構想を定める義務付けは廃止されたものの、総合計画は町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来像を描くものであることから、法的な策定義務がなくなったとしても策定すべきものであるという考えから、策定業務を開始しているところでありますし、この策定に当たっては、議会の議決を経るべきものと考えております。そのため今回条例を策定するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

2番、甲斐議員。

- **○2番(甲斐高士君)** はい、2番です。関連でご質問させていただきたいと思いますけれども、現在、次期の総合計画、第7次総合計画の策定、作成作業をですね、進められていると思いますけれども、次期総合計画の基本構想、それから前期基本計画の策定時期、策定スケジュールをですね、よければ教えていただきたいと思います。
- **〇議長(宮川安明君)** 企画課長。
- **○企画課長(古閑 敦君)** はい、次期計画のスケジュールということですけれども、 現在、第7期の総合計画のほうを昨年度から実施、取り掛かりをしておりまして、昨年度 に住民アンケートをとりまして、また、中学生からもアンケートをとっております。それ と、ワークショップを開催し、今、それぞれの意見集計をしているところでございます。

今後は、早ければ今月末ぐらいから策定委員会のほうを開催いたしまして、9月の議会のほうにでもですね、基本構想のほうのご議決がいただければというふうに考えております。

それと、基本計画につきましては、これも来年度からの予算にも反映できるようにということで、12月ぐらいには議会のほうにでも報告できるように、できるならばというところで今スケジュールを組みながら進めているところでございます。以上です。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 宮本議員。
- ○8番(宮本修治君) はい、8番。議案第29号、甲佐町総合計画条例の制定についてでありますけれども、今、提案理由がありましたとおり、地方自治法の改正に当たり、町政の基本的な方向性を示す指針となる基本構想の策定が必要ということで、甲佐町独自の総合計画の中の条例を第1条から第8条までするということで、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第29号「甲佐町総合計画条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第30号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保 険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条 例の制定について **○議長(宮川安明君)** 日程第10、議案第30号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

〇税務課長(奥名雄吉君) それでは、議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例を次のように制定することとする。令和2年6月12日提出、町長名です。

提案理由としましては、地方税法第717条の規定によりまして、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例を制定するため、議会の議決を求めるものです。次のページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民 健康保険税の減免の特例に関する条例でございます。

まず、趣旨、第1条、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) 附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下、感染症という)の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免については、この条例の定めるところによるところでございます。

以下、2条から条文のほうが第7条までございますけれども、添付いたしております 資料のほうにですね、要点をまとめたところでお配りしておりますので、こちらのこの 説明資料のほうでご説明させていただいてよろしいでしょうか。はい、ありがとうござ います。

それでは資料のほうをお願いします。はい、まず新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例要旨でございます。

1、減免の対象となる国民健康保険税につきましてです。これは課税年度が令和元年度及び令和2年度のもので、納期限が令和2年2月1日から3年3月31日であるもの。減免の対象世帯につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定された新型コロナウイルス感染症によって世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯。または感染症の影響によって、世帯主の事業収入等、これが減少が見込まれる世帯のうち、世帯主の事業収入等のいずれかが前年の当該事業収入等の10分の3以上減少する。それから、世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下である。減少が見込まれる世帯主の事業収入等に係る所得金額、所得以外の前年の所得金額の合計額が400万円以下である世帯となります。

減免の額につきましては、まず世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯につ

きましては全額免除。世帯主の事業収入等の減少による場合は、下にありますA、B、C、Dと規定しておりますけれども、これにより計算した額とするものとなります。こちら、計算例がございますけれども、これは世帯主の事業収入等のうちで減少する事業収入等に係る前年の当該事業の所得が、世帯主と被保険者全員の前年の所得金額に占める割合が大きいほど減免額が大きくなるという意味合いのものになります。

こちらの基準につきましては、厚生労働省のほうで新型コロナウイルス感染症の影響によって、多くの国民健康保険税の減免が想定されるという中で、被保険者に対して迅速に減免について配慮をしていくということを目的として示されたものとしてですね、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準というものがございます。甲佐町におきましても、この基準を国の基準を踏まえたところで国民健康保険税の減免を行っていきたいというものになります。ご説明は以上のとおりです。よろしくお願いします。

- ○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。
 荒田議員。
- ○7番(荒田 博君) はい、7番。本定例会では、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和するため、いくつもの条例案件及び補正予算が審議されることになっております。町民の皆様が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活をされている中、私たち議会においても、何かできることはないかと考えております。議長におかれましては、是非話し合いの場を設けていただきたいと思いますが、どうでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** しばらく休憩します。

休憩 午前10時58分 再開 午前11時15分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの田中議員の質問に対して、くらし安全推進室長のほうから答弁の訂正がございますので、まずこちらのほうを許します。

くらし安全推進室長。

- ○くらし安全推進室長(佐々木善平君) 先ほど、田中議員のほうから避難所の収容人数について質問ございました。私が避難所の生活空間の目安を、一人当たり2平米というふうに答えておりましたけれども、これは県とか国がですね、お示ししている一応の目安につきましては一人当たり4平米でございます。これは一応の目安でございまして、これを中心としてですね、これを目安にして、なるべく密にならないように設定をしていただくと。ケースバイケースで違ってくると思います。パーテーションがある場合、ない場合、ケースバイケースで違ってきますので、一応の目安を4平米として考えていただきたいというふうに思います。以上です。
- ○議長(宮川安明君) 続きまして、総務課長より先ほどの鳴瀬議員の質問に対しての

答弁がございます。これを許します。

総務課長。

- **○総務課長(北野 太君)** はい、先ほど日程第7、報告第1号の審議の中で、鳴瀬議員のほうからご質問の、役場が管理している車両を、消防車を抜いた数ということでご質問でございましたけども、一応、役場が管理している車両についてが、全部で59台ございます。そのうち消防団が管理している消防車が28台ありますので、残りが31台ということになります。以上でございます。
- **○議長(宮川安明君)** それではですね、先ほど荒田議員のほうからの発言につきまして、休憩中に議運のほうに協議をしていただきました。その協議結果につきまして、議運の委員長のほうから報告をしていただきたいと。

はい、本田議会運営委員長。

- ○議会運営委員長(本田 新君) 先ほどの7番議員の申出というか意見を受けまして、休憩中に議会運営委員会委員と協議いたしました。そこで、全員協議会を条例案件の終了後に開催するという結論になりましたので、皆さんにご報告申し上げます。
- **〇議長(宮川安明君)** ただいまの本田委員長の報告のとおりですね、全員協議会の場でお諮りしたいということで、条例案件の終了後、即ち、日程第17、議案第37号の審議が終わった後にですね、全員協議会を開かせていただきます。

ただいま、議案第30号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について」を引き続き審議を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

- **〇10番(井芹しま子君)** これは当然、減免の条例を作るべきだと思っておりましたけれども、こういった条例が通りましたらですね、これの周知といいますかですね、そういったところが非常に大事になってくる、一刻も早くですね、周知をするということがとても大事かなというふうに思うんですけど、そういった点ではどういうふうに考えておられますか。
- **〇議長(宮川安明君)** 税務課長。
- ○税務課長(奥名雄吉君) はい、この制度の周知についてどのようにするかということでございますけれども、この周知に関しましてはですね、令和2年度の国民健康保険税の納税通知書が発送される、今月になりますけれども、その中にですね、納税通知と一緒にこのチラシを全部の納税者の方に入れてお知らせをする。そういったことで漏れがないようにしたいと思っております。それから、その他の広報などで周知したいと思っております。以上です。
- ○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。 ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮川安明君) これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する賛成者の発言を許します。 荒田議員。

- **〇7番(荒田 博君)** はい、7番。議案第30号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定についてでございますが、このタイトルのとおり減免にするための条例でございますので、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第30号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について」を採決します。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第31号 甲佐町飲料水供給施設設置条例の制定について

〇議長(宮川安明君) 日程第11、議案第31号「甲佐町飲料水供給施設設置条例の制定について」を議題とします。

環境衛生課長。

○環境衛生課長(橋本良一君) 議案第31号についてご説明申し上げます。

議案第31号、甲佐町飲料水供給施設設置条例の制定について。甲佐町飲料水供給施設設置条例を次のように制定することといたします。令和2年6月12日提出、町長名です。

提案理由としましては、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるためでございます。

次のページをお願いいたします。条例文となります。

甲佐町飲料水供給施設設置条例。趣旨、第1条、この条例は、地方自治法第244条の2 第1項の規定に基づき飲料水供給施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものと する。

設置、第2条、本町に、生活用水その他の浄水を供給するため、飲料水供給施設を設置する。

給水区域等、第3条、飲料水供給施設の名称及び給水区域は、別表のとおりとする。

条例の準用、第4条、飲料水供給施設事業の給水、料金及びその他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項については、甲佐町上水道給水条例の規定を準用する。

指定管理者による管理、第5条、町長は、飲料水供給施設の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に飲料水供給施設の管理を行わせることができる。第2項、前項の規定により飲料水供給施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。第1号、

施設の維持及び管理に関する業務。第2号、給水契約に関する業務。第3号、上記業務に付随する業務。第4号、その他町長が特に指示した業務。第3項、第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあって、指定管理者が料金を自己の収入とする場合は、前条に定める金額を上限とし、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

雑則、第6条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、施行期日、第1項、この条例は令和2年7月1日から施行する。

甲佐町水道給水施設等設置及び管理に関する条例の廃止、第2項、甲佐町水道給水施設等設置及び管理に関する条例は廃止する。

別表です。名称、給水区域の順に読み上げさせていただきます。西原飲料水供給施設、 甲佐町大字西原地内。井戸江飲料水供給施設、甲佐町大字安平地内。柳瀬飲料水供給施設、 甲佐町大字安平地内。広瀬飲料水供給施設、甲佐町大字坂谷地内。打出・川平飲料水供給 施設、甲佐町大字小鹿及び坂谷地内。本坂谷飲料水供給施設、甲佐町大字坂谷地内。

本条例につきましては、宮内地区の小鹿と入江が上水道による給水に変わりますため、 条例改正の必要が生じ、併せて条例全体の見直しを行いましたため、一部改正ではなく廃 止制定ということでご提案させていただきました。ご審議のほどどうぞよろしくお願いい たします。

- ○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 佐野議員。
- **○6番(佐野安春君)** はい、6番佐野です。本条例について、甲佐町の上水道給水条例の規定を準用するということがあります。今までのですね、ものと、料金等はちょっと変わってくるのかなというふうなことを思いますが、住民の皆さんというのは事前に理解が得られてるのかどうかお尋ねします。それと、対象になる世帯はどれぐらいあるのか、教えていただければと思いますが。
- **〇議長(宮川安明君)** 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) はい、まず上水道給水条例の準用規定についてでございますが、これについては町が直接管理をするということになった場合は、上水道と同様の料金体系をとらせていただきますよ、また、指定管理者、法人等にお願いする場合の料金の上限額の設定という意味で、この準用規定を設けさせていただいてます。

施設の使用料といいますか、水道料金ですが、各水道組合で設定されてまして、金額はまちまちでございます。メーター機が付いてない所も多ございまして、ほとんどが1,000円とか2,000円の定額料金となっているという状況です。

また、今回の条例改正につきましては、各組合の組合長さんのお宅を回らせていただいてご説明し、指定管理者についても今後、各組合にとりあえずは指定管理者になっていただくということを考えていきたいということでお話させていただいております。以上でございます。

(「戸数、戸数戸数」と呼ぶ者あり)

あ、申し訳ありません、すみません。戸数ですが、西原が10戸23人、井戸江が4戸7人、

柳瀬が1戸2人、広瀬が4戸13人、打出・川平が11戸15人、本坂谷が8戸15人、今年の1月1日現在で各組合長さんに調査をお願いして回答をいただいております。以上です。

- **○議長(宮川安明君)** ほかに質疑ありませんか。 鳴瀬議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** はい、4番です。先ほどの繰越明許の中でも今課長の説明もありましたとおり、小鹿とか入江地区については、現在、水道の整備がされているところでございます。それに絡めまして、以前もお尋ねしたことがあるかもしれませんけど、農政のほうで中山間の、まあ私は3期事業といいますけど、その事業の中で営農飲雑用水ということで、宮内地区についてはその対象区域内にあるのかなという思いもありますもんですから、今回この表の中で出てきた地区についても、西原とか井戸江、柳瀬とかですね、そういった所についても、その農政のほうで少しでも整備についてカバーできるのかということについてはどのようになっているのかお尋ねいたします。
- **〇議長(宮川安明君)** 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) はい、中山間総合整備事業の飲用農雑用水ということで、実は令和2年4月1日に国の事業の内示が下りたところでございます。この表の中でですね、飲用農雑用水で整備する所が、西原、打出・川平、柳瀬地区になります。それと、ちょっと災害の関係で広瀬を打出・川平と接続してる関係があるんで、中山間とは関係がありませんが、実質的に広瀬地区も統合するっていうことを考えております。事業については、益城、御船、甲佐の3町で行ってますので、整備時期については、5年かそれ以上を要するのではないかということを考えております。以上です。
- **〇議長(宮川安明君)** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 鳴瀬議員。
- ○4番(鳴瀬美善君) はい、4番です。議案第31号、甲佐町飲料水供給施設設置条例の制定についてでございますけども、本条例につきましては、現在町が実施されている水道施設整備工事等により、これまでの簡易水道施設から町管理へ移行するというようなことに伴う管理条例の削除や施設名等の変更でございます。今言われましたとおり、新たな事業での展開も考えておられますので、宮内地区の発展に寄与できるよう、何ら異議なく賛成とさせていただきます。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第31号「甲佐町飲料水供給施設設置条例の制定について」を採決します。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第32号 甲佐町公告式条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(宮川安明君) 日程第12、議案第32号「甲佐町公告式条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北野 太君) はい、議案第32号についてご説明いたします。

議案第32号、甲佐町公告式条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和2年6月12日提出、町長名でございます。

甲佐町公告式条例の一部を改正する条例。甲佐町公告式条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「甲佐町議会会議規則、甲佐町議会会議傍聴人取締規則その他」を「甲佐町議会会議規則(平成10年甲佐町議会規則第1号)、甲佐町議会傍聴規則(平成6年甲佐町議会規則第1号)その他甲佐町教育委員会(以下教育委員会という。)を除く」に改め、同条第2項中「、町長の」を「、教育委員会を除く町の」に改め、「「当該機関印」」の次に「と、同条第2項において準用する第2条第2項中「条例」とあるのは「規程」と「公布」とあるのは「公表」」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由としましては、本条例の規定を整備するため、この議案を提出するものであるということでございますけども、具体的には条文中の議会傍聴規則の名称が変わっておりましたので、それの修正及び教育委員会については別に公告式の規定がございますものですから、その本条例の準用から除外するなどの文言の改正等を行ったものでございます。以上で説明を終わらせてもらいます。よろしくお願いいたします。

〇議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 森田議員。
- **〇5番(森田精子君)** 議案第32号、甲佐町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、この条例の規定の文言の改正を整備するための議案提出でございますので、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第32号「甲佐町公告式条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第33号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

〇議長(宮川安明君) 日程第13、議案第33号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北野 太君) はい、それでは議案第33号についてご説明いたします。

議案第33号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和2年6月12日提出、町長名でございます。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「448人」を「419人」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

提案理由につきましては、団員数の減少に伴い、消防組織法第19条第2項の規定に基づき、この議案を提出するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 1番、甲斐議員。
- **〇1番(甲斐良二君)** はい、1番、甲斐良二でございます。消防団員の定員に関する 質問は毎年なされてるとは思いますけど、今回448人が419人と、39名減ったということで、 これちょっと危機感を持たなければいけない数字じゃないかなとは思っております。

そんな中で、団員の確保についてはですね、消防団員協力の店等様々な取り組みをされておられますが、その協力の店以外に取り組まれていることがあれば教えてください。

- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(北野 太君) 今、今年度がですね、448人から419人ということで、29名の減少ということでございますけども、具体的には今甲斐議員が言われたとおり、消防団 応援の店が今現在6店舗ございますけども、そういった団員確保のための方策を取り組んでおります。まだ実施段階ではございませんけども、今後につきましては、団のほうとも協議を行っておりますけども、その機能別分団などの導入をまた推進していくことや、ま

た、団員の退職年齢が、今条例上では本町は45歳までと、基本原則でございますけども、 というのがございます。各団員の退職年齢についても、各行政区で設定されておりますの で、その退職年齢の検討などもですね、進めていきたいというふうに考えております。

また、今後においては、将来的な人口減少社会に対応するため、また部の再編など、また新たな消防団の体制も検討していく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

- **○1番(甲斐良二君)** 議案第33号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、今後またしっかりその消防団員の確保に努められますことを期待いたしまして、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第33号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第34号 甲佐町税条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(宮川安明君) 日程第14、議案第34号「甲佐町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

〇税務課長(奥名雄吉君) それでは、議案第34号についてご説明いたします。

議案第34号、甲佐町税条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和2年6月12日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)等が、令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いします。甲佐町税条例の一部を改正する条例。甲佐町税条例の一部 改正。第1条、甲佐町税条例(昭和30年甲佐町条例第49号)の一部を次のように改正する。 以下、条文がございますけれども、この改正の中身につきまして、別にお配りをいたして おります資料のほうでご説明させていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょう か。

[「はい」と呼ぶ者あり]

ありがとうございます。それでは資料のほうをお願いします。はい、この一部改正の条例の趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延を防止するための措置が納税者に及ぼす影響を税制面から緩和するための改正というものとなっております。

まず、徴収関係につきまして、1、徴収猶予制度の特例といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入減少したことが原因で、納期内に納付をすることが困難な状況にある納税者でありまして、次の1、2のような場合に、担保の徴収、それから延滞金の徴収等をせずに、最大1年間、徴収を、納付を猶予するというものになります。

次に、個人住民税につきまして、2、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長、弾力化でございます。住宅を取得等した納税者が、コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年12月31日までに入居することができなかった場合におきましても、一定の期日までに契約がなされ、令和3年12月31日までに入居した場合には、税額控除の適用期間を令和16年まで延長し、13年間の税額控除を適用することができるというものでございます。

次に固定資産税です。中小事業者等の固定資産税の軽減措置としまして、中小事業者等が新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年2月から10月までの間の任意の連続する3カ月間の収入が前年同期と比較して30%以上減少した場合に、令和3年度に限りまして、その事業用の家屋償却資産についての固定資産税を2分の1またはゼロに軽減するというものです。

それから、中小事業者等が令和3年3月31日までに生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する事業用の家屋、構築物に係る固定資産税につきまして、3年間、固定資産税をゼロに軽減するというものです。

次に、軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する特例措置につきまして、適用期間を令和3年3月31日まで半年間延長するというものになります。

その他イベントを中止・縮小・延期した主催者に対しての入場料金等払戻請求権を放棄 した納税者について、条例で指定するイベントに関するものにつきまして、寄付金控除を 特例で適用するというようなものとなっております。説明につきましては以上になります。 よろしくお願いします。

○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 宮本議員。
- ○8番(宮本修治君) はい、8番。議案第34号、甲佐町税条例の一部を改正する条例 の制定についてでございますけども、今、提案理由がありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年の4月30日に公布されたということで、法の一部を改正する必要が生じたということで、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第34号「甲佐町税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第35号 甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい て

〇議長(宮川安明君) 日程第15、議案第35号「甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

〇住民生活課長(藤井貴美代君) 議案第35号についてご説明申し上げます。

議案第35号、甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和2年6月12日提出、町長名でございます。

提案理由としまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例を定める必要があるため、この議案を、失礼しました、傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、この議案を提出するものでございます。次のページをお願いいたします。

甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例。甲佐町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。以下、条文を示しておりますが、説明資料を添付しておりますので、説明資料により説明させていただいてよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。では、最後のページをお願いいたします。説明資料により説明させていただきます。資料の1でございます。改正理由でございますが、新型コロナウイルスに感染した場合など、国民健康保険においても傷病手当の支給が可能となる改正を行っております。

2の主な改正内容ですが、対象者は本町の国民健康保険の被保険者のうち、被用者であり、かつ、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり、感染が疑われる者で、事業主から給与の全部または一部を受け取ることができない方です。

支給対象となる日は、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定した日となります。支給額については、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額掛ける3分の2、掛ける日数で求めた金額となりますが、上限額があります。

また、支給額については、全額を特別調整交付金による財政支援があります。施行期日については、公布の日としております。なお、傷病手当金の支給は、支給対象となる日の初日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にあるものについて適用する、としておりまして、現時点では国が財政支援を行うとしております9月末までを支給対象となる日と考えております。

また、申請については、医師の意見書及び事業主の賃金支給状況等の証明書が必要となります。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **○議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 荒田議員。
- **〇7番(荒田 博君)** はい、7番。議案第35号、甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長より説明がありました新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるためということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第35号「甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第36号 甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長(宮川安明君) 日程第16、議案第36号「甲佐町後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

〇住民生活課長(藤井貴美代君) 議案第36号についてご説明申し上げます。

議案第36号、甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。 甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでご ざいます。令和2年6月12日提出、町長名でございます。

提案理由としまして、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。次のページをお願いいたします。

甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。第2条第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。第8号、広域連合条例附則第5条から第8条までの傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付。附則、この条例は公布の日から施行する。

改正の内容としましては、議案第35号と同じく、後期高齢者医療においても傷病手当金の支給が可能となっておりますが、最終的な申請の受付、交付決定については、熊本県後期高齢者医療広域連合にて行われますので、町では申請書の受付業務ができるように改正するものです。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 鳴瀬議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** はい、4番。議案第36号、甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

熊本県内でも新型コロナウイルス感染者が、一応累計では48名となっております。このことを受け、県内の企業や事業所においても、事業自粛や休業などの実施をされる対応されてこられておるところでございますが、そのことに伴い、失業者や大幅な収入の減少につながった方も数多くおられるということでございます。

今回上程されました議案につきましては、新型コロナウイルスに被用者が感染するなどされた方に対し、国からの傷病手当金の支給に関する申請を受け付けするための規定を追加する条例の一部改正であり、本案の制定と新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を切に願い、異議なく賛成いたします。

○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第36号「甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第37号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(宮川安明君) 日程第17、議案第37号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する 条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(岡本幹春君) 議案第37号についてご説明申し上げます。

議案第37号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和2年6月12日提出、町長名でございます。

提案理由としましては、介護保険法施行令の一部改正及びコロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免手続を実施することに伴い、甲佐町介護保険条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。次のページをお願いいたします。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例。後期高齢者介護保険条例の一部を次のように改正する。第2条第2項中、「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に。「2万9,250円」を「2万3,400円」に改め、同条第3項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に。「2万9,250円」を「2万3,400円」に。「4万8,750円」を「3万9,000円」に改め、同条第4項中「令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に。「2万9,250円」を「2万3,400円」に。「5万6,550円」を「5万4,600円」に改めるものでございます。

この第2条の改正につきましては、介護保険につきましては、所得階層を9段階に分類をしております。今回、この改正の対象となりますのは、第1段階から第3段階までに分類される方でございます。この改正につきましては、率が違いますが、昨年度も同様の改正をお願いしているところでございます。

昨年度の保険料率が第1段階で0.375だったものを、今回0.3に。第2段階におきましては、0.625だったものを0.5に。第3段階は、0.725だったものを0.72保険料率を落とすものでございます。先ほど読み上げましたとおり、軽減前と軽減後の金額ということで、今回の改正によりまして、第1段階では5,850円の減額、年額ですね。年額5,850円の減額。第2段階では9,750円の減額。第3段階では、1,950円の減額ということになります。

この第1段階から第3段階までの対象者としましては1,567名を見込んでおります。減額、総額、保険料の減額となる総額が2,118万4,800円を見込んでおります。この2,118万4,800円につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1負担して補填する

こととなります。なお、今回6月定例会におきましては、介護保険特別会計については補 正予算の提出を行っておりませんが、介護保険特別会計につきましては、予算総額につき ましては変更がなく、歳入の保険料と負担金の部分で変更がございます。それと変更が見 込まれます。それと歳出につきましては、財源内訳の変更のみということになりますので、 次回以降の定例会におきまして、今回の条例が可決されました上は、補正予算の提出をし たいと思っております。

続きまして、附則に次の1条を加えるということで、ここからが新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の規定でございます。基本的な考え方は、先ほど、国民健康保険税の審議の中で説明があったとおりでございます。新型コロナウイルス感染症により、第1号、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負ったことと。先ほど、国保税につきましては、世帯主という規定でございましたが、介護保険におきましては、生計を主として維持する者という表現になっております。それと、収入の減少につきましては、前年度所得が国民健康保険税につきましては小さく分かれておりましたが、介護保険におきましては、200万円以下の方と200万円を超える方で区分をして減免をするということで、具体的なその減免の計算方法、減免の基準等につきましては、介護保険条例施行規則がございます。施行規則のほうに委任した上で減免を行いたいというふうに考えております。

次のページ、附則をお願いいたします。附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の甲佐町介護保険条例附則第8条の規定は令和2年2月1日から、第2条の規定は令和2年4月1日から適用するということで、新型コロナウイルス関連のものにつきましては、国保税と同様に2月1日から適用、本年度の介護保険料の軽減措置につきましては、4月1日に遡って適用をしたいというふうに考えております。

附則の2としまして、改正後の甲佐町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるということで、経過措置を附則の中でうたい込んでいるところでございます。議案第37号の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 荒田議員。
- **〇7番(荒田 博君)** はい、7番。議案第37号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

ただいま担当課長の説明がありましたが、介護保険法施行令の一部改正及び新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険の減免手続等の改正でございます。何ら異議なく賛

成いたします。

○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第37号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため、しばらく休憩します。なお、先ほど申しましたように、全員協議会を開催したいと思いますので、議員の方は13時10分から全員協議会を開催します。また、再開につきましては、執行部は13時40分から本会議を開きますので、40分までにお願いいたします。

では、休憩いたします。

休憩 午後12時08分 再開 午後1時40分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議案第31号の中で、鳴瀬議員の質問に対し、環境衛生課長の答弁の訂正の申出があっておりますので、これを許します。

環境衛生課長。

○環境衛生課長(橋本良一君) 申し訳ありません。議案第31号、甲佐町飲料水供給施設設置条例の制定についての鳴瀬議員のご質問に対しまして、中山間総合整備事業で整備する水道施設を飲用農雑用水と説明しておりましたが、正しくは営農飲雑用水でございます。お詫びして訂正いたします。申し訳ありません。

日程第18 議案第38号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算(第3号)

○議長(宮川安明君) 日程第18、議案第38号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算 (第3号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北野 太君) はい、それでは議案第38号についてご説明申し上げます。 議案第38号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算(第3号)でございます。次のページ をお願いします。

令和2年度甲佐町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,621万4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ91億4,968万9,000円とする。 第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。令和2年6月12日提出、町長名でございます。次の2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。款16、国庫支出金から3,366万1,000円を減額し、27億6,131万7,000円としております。項2の国庫補助金です。款17、県支出金に1,034万4,000円を追加し、7億1,235万7,000円としております。2の県補助金です。款20、繰入金から1,414万3,000円を減額し、6億8,607万1,000円としております。1の基金繰入金です。款22、諸収入から132万6,000円を減額し、7,513万8,000円としております。5の雑入です。款23、町債に5,500万円を追加し、12億5,052万4,000円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額、91億3,347万5,000円に1,621万4,000円を追加し、91億4,968万9,000円としております。次の3ページをお願いします。

歳出です。款 2、総務費に148万4,000円を追加し、20億8,104万2,000円としております。 1 の総務管理費です。款 3、民生費から216万円を減額し、20億5,004万8,000円としております。 1 の社会福祉費、2 の児童福祉費です。款 4、衛生費は財源内訳変更により0円としております。款 5、農林水産業費に1,158万2,000円を追加し、2 億9,454万7,000円としております。 1 の農業費です。款 6、商工費は財源内訳変更により0円としております。款 7、土木費に130万8,000円を追加し、13億2,942万9,000円としております。 1 の土木管理費、2 の道路橋りょう費、4 の住宅費です。款 8、消防費に100万円を追加し、2 億8,493万円としております。 1 の消防費です。款 9、教育費に300万円を追加し、11億1,667万円としております。 1 の教育総務費から4 の社会教育費までです。

歳出合計、補正前の額91億3,347万5,000円に1,621万4,000円を追加し、91億4,968万9,000円としております。次のページをお願いします。

第2表、地方債補正です。1、変更です。起債の目的、補正額、補正後の限度額を説明いたします。まず過疎対策事業債に2,560万円を追加し、7億5,620万円としております。公営住宅建設事業債に2,940万円を追加し、2億9,940万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。質疑については、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。 井芹議員。
- **O10番(井芹しま子君)** 8ページなんですけれども、二酸化炭素排出抑制対策事業費が減額されておりますけれども、この事業がどういった事業をされているのかですね、二酸化炭素の排出っていうのは世界的な課題でありますけれども、甲佐にあってはですね、どういった取組みがなされているのかも含めて説明をお願いを申し上げます。
- **〇議長(宮川安明君)** 福祉課長。

〇福祉課長(岡本幹春君) 雑入の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金ということ でご質問にお答えしたいと思います。

この補助金につきましては、本年度、乙女高齢者福祉センターに設置を予定しております太陽光発電の事業費としまして3,705万5,000円を予算計上しておりましたが、補助金申請を今から行うわけですが、補助対象外経費等がありましたので、入ってくる補助金が減額になる見込みでございますので、その分を減額補正をお願いしているというところでございます。以上です。

- ○議長(宮川安明君) ほかに質疑ありませんか。 2番、甲斐議員。
- **○2番(甲斐高士君)** はい、2番甲斐です。10ページ、歳出ですけれども、10ページ の上段のほうですね、2款の219、熊本地震関連費の中で、報酬ということで会計年度職 員135万6,000円予算計上されておりますけれども、この会計年度任用職員の具体的な業務 内容について教えていただきたいと思います。
- **〇議長(宮川安明君)** 税務課長。
- ○税務課長(奥名雄吉君) 会計年度任用職員の業務内容といったご質問ですけれども、この会計年度任用職員につきましては、地籍調査に関しましての業務ということで、甲佐町、地籍調査終わってるんですけれども、28年の熊本地震によりまして、地殻変動が発生しております。それで、各筆の座標値の修正が必要になる箇所が出てきております。これに関しましては、国土地理院ですとか国土交通省の座標補正パラメーター、それから独自の、甲佐町独自の座標パラメーターなどで補正を行ってまいりましたけれども、これが補正が完了しなかった部分、乙女地区の一部ですけれども、こちらのほうの40町ぐらいの面積になるんですけれども、この部分に関して、再度一筆調査をする必要が出てまいりました。その関係で今年度につきまして一筆調査の事前調査、準備の関係の業務を行いまして、来年度において一筆調査と。令和4年度に登記の完了といったところまでするところになります。以上です。
- **〇議長(宮川安明君)** 2番、甲斐議員。
- **〇2番(甲斐高士君)** ありがとうございました。ただいまの税務課長からの答弁の中でですね、乙女地区の大体40町程度ということで聞きましたけど、もしよろしければ、その40町、どのへん、どのあたりがその地殻変動が大きかったのかとか教えていただければと思います。
- 〇議長(宮川安明君) 税務課長。
- **〇税務課長(奥名雄吉君)** はい、一筆調査の地区、場所につきましてのご質問と思いますけれども、この箇所につきましては、グリーンセンターから鉄筋団地のあの間のあたりの部分になります。以上でございます。
- ○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

- ○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) 本町の二酸化炭素削減に対する取組みでございます。 まず、家庭用太陽光発電の補助を平成24年度から令和元年度まで行っておりまして、トータルで171補助を行っております。また、熊本都市圏の18市町村と合同で、地方公共団体の実行計画、地域計画というのを現在策定しておりまして、広域的に二酸化炭素削減に取組むための計画を現在策定しているところでございます。以上です。
- **〇議長(宮川安明君)** 本田議員。
- **O12番(本田 新君)** 11ページに農機具導入の補助金、970万近くの出とりますけども、 それの内容についてお聞かせください。
- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **○農政課長(井上幸介君)** はい、今回計上しております農機具導入補助金の内容についてでございますけれども、今回農機具導入につきましては、国の補助事業が採択をされまして、その3件分についてのやつを今回計上しております。当初予算におきましては、そのうち2件につきましては町の単独補助というところで予算を計上しておりました。その後、農業の法人等々とヒアリングを行いながら国庫補助に切り替えて、それが採択されたというところでの今回補正となっております。内示についてが5月にあっております。以上でございます。
- 〇議長(宮川安明君) 本田議員。
- **O12番(本田 新君)** これを見ると 7ページに担い手づくり支援交付金かな、という 形で840万ちょっと出ておるということで、担い手として我が町は法人はひとつ担い手の 大きな核として今七つの組織があると。で、その、ちょっと私もね、一般質問でこういろ いろ聞こうと思っとったけど、ちょっと都合できなかったけれども、その法人の経営の内 容はとか、経営の安定化とかいうのは、まあこの 5 月、 6 月でたぶん総会がね、あってる と思いますけども、それ見てどのように町のほうでは考えて、見られておられるのかという点が 1 点と、今言ったこの農機具導入の支援要綱かな、その採択する要綱、今回、国が、 県がしてくれたから大いによかったなと思いますけども、そういった国、県の要項と町の 要綱、これについては改善をお願いしたいということをいろいろ言うとったけども、その 点について、この 2 点について、町の考えをお聞かせください。
- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(井上幸介君)** はい、まず法人の経営状況というところと、それとこの農機具の要綱というところでございますけれども、法人の状況につきまして、今年度、各法人において総会等がなされておりますが、いかんせん、コロナウイルスの関係で、町からの出席というのがほとんどできていないような状況です。ただ、決算書等々の状況は、町のほうにもいただいております。内容を見ますと、全体的には一昨年ですかね、平成30年

度よりは若干収益としては上がっているような状況でございます。ただし、まあそれから 純利益、それから従事分量配当金を除いたところの実際のその利益というところで考えて みますと、そこまで大きくないと。そこの法人が通常の株式会社等みたいな経営ができる のかと言われると、なかなか難しいものではないだろうかというふうに考えております。

いくつかの法人では新たな作物の取組み等々の試みをされているところもございますので、今年度もまた法人のほうと話し合いをいくつか重ねていくような予定にしておりますので、法人と一緒になってそのへんについても考えていきたいというふうに考えております。

それともう一点、農機具につきまして、前回、本田議員のほうからもご質問があっておりますけれども、今、町の農機具要綱につきましては、県のほうの要項に準じていろいろやっているところでございます。ただ今年度、農機具の大きさであったりとか馬力であったりとか、そういう基準についてが若干変わっております。で、それについて今、検証をしているところというところでございます。で、前回でも答弁しましたと思いますけれども、その農機具の購入の補助に関しましては、農家の方々と町とで作り上げた素晴らしい制度だと思っておりますので、よりよい方向になるように町としても考えていきたいというふうに考えております。以上です。

〇議長(宮川安明君) 本田議員。

O12番(本田 新君) これが最後の質問として。法人については、よくもうその7つの組織と広く住民の意見交換をされてですね、よりよい方向に町としてできることをやっていただきたいということと、農機具のことについては、将来的なことを考えてね、現行の、現行、今これくらいだけれども、将来的にこう、やっぱり農家が減少してるのはもう目に見えてますから。と、これがほかの農家がこう、拡大というか集積をね、しなくちゃいけないということも、将来的なことも非常に視野に入れて。と、あと年齢ですね。もう高齢化して。若い方も、まあ若い方でも育てにゃいかんけども、また高齢者もね、もうちょっと頑張ってもらわなくちゃいけないというような形で、何とかしてこの町の農業を活かしていかなければいけないなという思いがありますので、この2点については、これからも非常にこう、担当課として、甲佐町の農業についてはくれぐれも目配りをお願いしたいと思います。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。 佐野議員。

○6番(佐野安春君) はい、6番佐野です。地方債補正の中で、起債の目的に過疎対策事業債というのが上げられますが、この基になる特別措置法が今年度で終了するというふうに聞いてます。それであの、新たな過疎対策へ要望等が出されてるというのも聞いておりますが、具体的にその次年度からですね、過疎対策がどうなるのかというのがちょっと私は見えないんですけど、そういった情報とか動きをご存じだったらご説明いただきたいと思うんですが。

〇議長(宮川安明君) 企画課長。

- **○企画課長(古閑 敦君)** はい、佐野議員おっしゃるとおりに、過疎対策事業については、今年度で一応終了ということになっております。今新たに考えられてるということですけれども、私たちのほうにもまだそういった情報来ておりません。ただ、新聞報道等によりますと、いろんな国のほうでも検討をされてるというところまでしかちょっとこちらのほうでは聞いてないところです。以上です。
- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 国に対する要望等については、町単独での形ではとっておりませんけれども、例年、県の町村会、あるいは全国の町村会を通じた中でのこの過疎法の過疎対策のその制度の延長等については、常々申し上げているというような状況でございます。以上です。
- **〇議長(宮川安明君)** ほかにありませんか。 ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に本案に対する賛成者の発言を許します。 福田議員。
- 〇9番(福田謙二君) はい、9番。議案第38号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算 (第3号)。今回の補正予算につきましては、適正な補正予算と認めます。また、今回の 補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する補正予算ではありませんが、新型コロナウイルス感染症関連予算が国の第2次補正予算として審議されております。本町においても、今後国の第2次補正予算に対応した補正予算を編成されると思いますが、本日開催した全員協議会において、議会として議会費に予算計上してあります議員の研修に伴う予算、130万円を削減し、新型コロナウイルス感染症対策として活用していただくことを決定したことを申し添え、何ら異議なく賛成いたします。
- **〇議長(宮川安明君)** これで討論を終結します。

これから議案第38号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算(第3号)」を採決します。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第39号 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(宮川安明君) 日程第19、議案第39号「甲佐町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

〇住民生活課長(藤井貴美代君) 議案第39号、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

令和2年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ320万9,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億9,586万7,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。令和2年6月12日提出、町長名です。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。款4、県支出金に320万9,000円を追加し、10億6,652万5,000円としております。1の県補助金です。歳入合計、補正前の額、14億9,265万8,000円に320万9,000円を追加し、14億9,586万7,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款 2、保険給付費に320万9,000円を追加し、10億4,672万9,000円としております。6の傷病手当諸費です。歳出合計、補正前の額、14億9,265万8,000円に320万9,000円を追加し、14億9,586万7,000円としております。

今回の補正は、歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に支給する傷病手当金の増額、歳入におきましては、傷病手当金に係る費用の財政支援として、特別調整交付金が交付されることによる増額となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(宮川安明君) これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(宮川安明君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 荒田議員。
- **〇7番(荒田 博君)** 7番。議案第39号、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補 正予算(第1号)でございますが、先ほど議案第35号で甲佐町国民健康保険条例の一部を 改正する条例の制定を可決し、それに伴い、新型コロナウイルス感染症の傷病手当等の予 算を追加した補正予算になっておりますので、何ら異議なく賛成いたします。
- ○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第39号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を 採決します。 本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

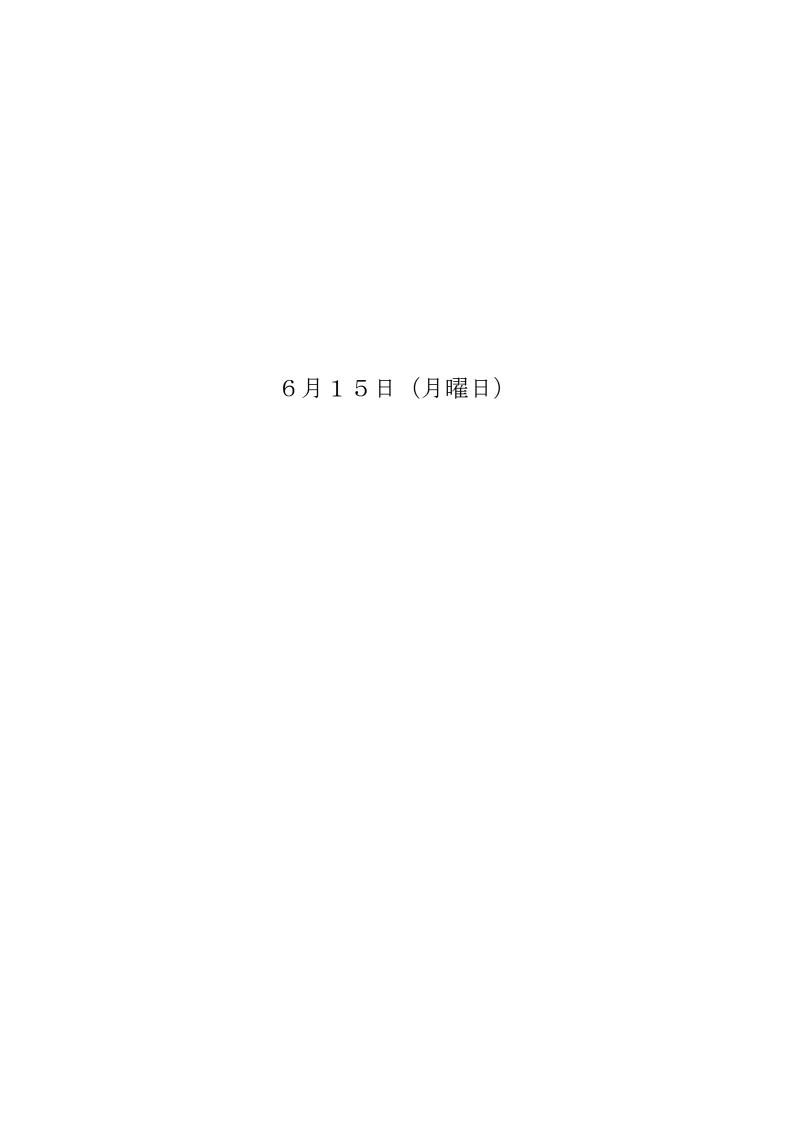
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。明日13日と明後日14日は休会、15日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時08分



令和2年第2回甲佐町議会(定例会)議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和2年6月12日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開議
 6月15日 午前10時00分 議長宣告
 1. 閉会
 6月15日 午後4時16分 議長宣告

1. 出席議員

良二 甲 甲 斐 1番 斐 2番 高 士 3番 田 中 孝 義 精 子 4番 鳴 瀬 美 善 5番 森 田 6番 佐. 野 安 春 7番 荒 博 8番 宮 修治 9番 福 田 本 田 謙 10番 井 芹 しま子 宮 川安明 12番 本 新 11番 \blacksquare

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎 伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

三 町 奥 名 克 美 長 師 省 長 副 町 富 会計管理者 渡邉 友 美 総 務 野 太 課 長 北 企 画 課 長 古関 敦 地域振興課長 荒 田 慎 くらし安全推進室長 佐々木 善 平 税 務 課 長 奥. 名 雄 吉 環境衛生課長 橋 本 良 住民生活課長 藤 井 貴美代 健康推進課長 福島 明 広 福 祉 課 長 出 本 幹春 農 政 井 上 幸 介 設 弘 課 長 建 課 長 志戸岡 計 長 渡邊友 美 町民センター所長 健 次 会 課 中林 英 二 教 育 長 蔵 田 勇 治 学校教育課長 吉岡 社会教育課長 奥 村 伸 農業委員会事務局長 井 上 幸介

選挙管理委員会書記長 北 野 太

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議員派遣について

日程第3 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について

日程第4 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について

日程第5 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

〇議長(宮川安明君) おはようございます。本日の会議を開く前にお知らせいたします。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用をすることとしております。傍聴者の皆さんにおかれましてもマスクを着用の上、指定された座席での傍聴にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

〇議長(宮川安明君) 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は5名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてから申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間を概ね 1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお 願いいたします。

最初に、1番、甲斐良二議員の質問を許します。

1番、甲斐良二議員。

〇1番(甲斐良二君) おはようございます。1番、甲斐良二でございます。一般質問 通告書に沿って順次質問を進めさせていただきます。担当課、もしくは町長のご答弁、よ ろしくお願いいたします。

今日、本日私が質問させていただくのは、すべて新型コロナウイルス感染症対策による ものでございますのでよろしくお願いいたします。

まず、質問に入らせていただく前に、今、この瞬間もですね、全国各地でこの新型コロナウイルスの感染拡大防止並びに治療等に当たっていらっしゃる医師や看護師といった医療従事者の皆さん、それから、行政では保健所。対応に当たっていらっしゃるですね、保健所の皆さん等に心から感謝と敬意を表したいと思います。

また、本町においても、この新型コロナウイルス特別定額給付金等の業務に当たってい らっしゃる職員の皆さんにも感謝申し上げますとともに、町民の皆さんですね、これまで 外出自粛に協力いただきました町民の皆さんにも、併せて感謝を申し上げたいと思います。

今日私はですね、4つのことについてお尋ねをさせていただきます。まず、学校に関すること。それから、指定避難所に関すること。それから、職員の業務に関すること。それと最後に町長の政策目標ということでお尋ねをさせていただきます。

まずはじめにですね、学校のことについてお尋ねいたしますが、ご承知のとおり、新型

コロナウイルスの県内での発生を受けてですね、小中学校、長期の休校を余儀なくされま したが、まずこの状況についてお尋ねをいたします。

〇議長(宮川安明君) 学校教育課長。

〇学校教育課長(吉岡英二君) はい、それでは、新型コロナウイルスの影響でですね、 休校が長期化しております。全国的にも教育現場で心配される点等あられると思いますけ ども、その対応についてでございますけれども、甲佐町におきましては、基本的にですね、 熊本県の教育委員会の方針と要請に準じた形で様々な対応を行っているということでござ います。

これまでの学校における経緯でございますけども、当初ですね、町の各小中学校で、昨年度の3月の2日から3月の15日までをコロナウイルスの感染拡大を考えまして一斉休校としております。その後ですね、3月24日まで休校の期間が延長になりました。そのまま3月25日からはですね、春休み期間に入りまして、4月の7日までが春休みに入ったわけでございます。ですからですね、3月2日から春休み期間を挟んで、4月の7日まではですね、子どもたちは学校に行ってないというような形になります。

新年度、4月に入りまして、4月の8日にですね、始業式がありまして、それからが学校再開となりましたけれども、13日まででしたので、実質は4日間の授業しか受けておらないということで、再びですね、4月の14日から5月の31日までの長い休校期間となっております。それから6月1日学校再開というふうになったのが、甲佐町の小中学校の状況でございます。以上です。

〇議長(宮川安明君) 甲斐良二議員。

○1番(甲斐良二君) ありがとうございます。私もですね、小学生、中学生の子どもがおりまして、甲佐小学校においては、この4月の7日以降の長期休校中、退任式や始業式等々、そういったのも含めてですね、15日間、15日しか登校日がなかったわけでございます。となると、もうかなりの日数のこの授業がなかったことになるんですが、この遅れた分の授業日数をですね、今後いかにこの子どもたちに負担をかけずに確保していくのかが、今後求められてくるのではないかと思います。

具体的には、授業日数の確保、夏休みを短縮したり、また冬休みを短縮したり、それから、土曜日を授業したりですね、あとは学校行事を削減する。それと、6時間授業を7時間授業にするといったのが考えられるとは思います。甲佐小学校においては、この間、6月4日の日に保護者のほうに通知がございました。夏休みを8月の6日からですね、8月の19日までの2週間とする旨の通知がございました。

それらを踏まえまして、今後いかにしてこの授業日数を確保していくか。当然、夏休みを短縮しただけじゃ、まだまだこのできなかった分の授業が取り戻せないと思うんですけど、今後いかにして取り組まれていくのかというのもお尋ねいたします。

〇議長(宮川安明君) 学校教育課長。

〇学校教育課長(吉岡英二君) はい、これまでの甲佐町の小中学校の休校の状況を踏まえまして、児童、生徒の授業日数の確保、また、今後の学力面やですね、心身面などの

影響をですね、議員さんたちご心配されていることと思いますけれども、授業日数の確保 面からはですね、年間の標準授業時数というのが定められております。これは文科省より ですね、全国的に年間の授業、標準授業時数を下回っても、学校教育法施行規則に反する ものではないが、本年度のような状況下では、学力の低下を懸念し、休校の終了後に補充 のための授業や補修を行うなど配慮をする必要がある旨の通達が来ております。

このようなことを踏まえましてですね、甲佐町では未履修、履修してない内容が生じないような授業時数の確保ですね、また、児童・生徒の学力を補償するために、先ほど言われました夏休み期間を短縮して授業日とすると。これにつきましては郡内統一で、8月の6日から19日までという2週間の期間が夏休み期間となっております。

授業日数の確保を図っていきたいということでございますので、そのほかにもですね、 1コマの授業時数を中学校では50分間なんですけど、それを45分間にしたりとか、小学校 ではですね、45分間を40分間にし、1日の時限を増やすなどのですね、効率的な時間配分 と土曜授業などの効果的な授業の進め方、さらには、可能な限りですね、家庭学習を適切 に課すように配慮して、児童生徒にですね、学習の遅れが生じないように、各学校におい て弾力的な対処をするように指導していきたいと考えております。

また、心身の健康面からはですね、児童生徒は約3カ月という長い休校の後でございます。それから登校するわけでございますので、不安や負担を抱えてるのではないかというような予想がされます。教職員にはですね、児童生徒へのアンケート調査などを基に、子どもたちの心身の状態等をよく観察しですね、一人一人の子どもに応じた適切な対応ができるよう指導に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

〇議長(宮川安明君) 甲斐良二議員。

○1番(甲斐良二君) ありがとうございます。夏休みを短縮されるということで、場合によっては6時間を7時間ということもあり得るということで理解ができました。夏休みの短縮となってくると、7月、8月、真夏の授業になってくると思われますが、一番心配されるのは熱中症だと私は思っております。マスクをしながらの野外での学習活動とかですね、また炎天下での登下校、とりわけ私が心配するのは、下校時ですよね、3時、4時、まだ炎天下だと思われます。この中での下校時での熱中症対策というのは、十分に行っていただきたいと思っております。

県外のちょっと例を挙げますと、愛知県の豊田市の小学校においては、日傘ですね、日 傘をさすように生徒たちに促して熱中症対策と、それから、日傘をさすことでお互いの距 離を保てるということで、そういった取組みをされてる例もあります。

また、学校行事をもし今後削減しなければならない場合が出たときにはですね、特に中学3年生、それから小学6年生というのは、もう最終年度、最終学年になりますので、思い出に残るような、修学旅行とか、そういったものの削減については、しっかり感染対策をとった上で、是非実施していただきたいという思いがございますが、そのへんについては教育長、いかがでしょうか。

〇議長(宮川安明君) 蔵田教育長。

〇教育長(蔵田勇治君) はい、長い3カ月というですね、これは全国の教職員も児童 生徒も、誰も今まで経験したことがない経験でございました。これを乗り越えることによ って、転んでも何かを掴んで立ち上がってもらいたいとこう願うものでございます。

一番最優先的に考えなければならないことは、習っていない内容が生じないように、未履修の内容が生じないようにということがまず第一でございますが、学校での学びというのは、その教科の学習だけではないというふうに考えております。子どもたち同士の人間としてのふれあいの時間、また、いろんな行事の中で学ぶこと、いろんなことが学びの補償としてはあるべきだと思いますが、そういう中で行事を精選しながら、特に運動会、体育大会ですとか修学旅行については、できる範囲で実施の方向で校長たちとも話をしておるところでございます。

しかしながら、今後、感染の第2波、第3波が来ないとも限りませんし、台風シーズン にも入ってまいります。そういう状況を見ながらですね、適切に判断をしていきたいとい うふうに思っております。

〇議長(宮川安明君) 甲斐良二議員。

○1番(甲斐良二君) はい、ありがとうございました。この感染症対策と熱中症対策、これ同時に進めていかなければならないと難しい対応を迫られるとは思いますけど、子どもたち、心身の負担がかからないように、是非対応をお願いしたいと思っております。

次の質問に入りますが、これから梅雨時期を迎えて、梅雨に入ってまいりました。本町においてもですね、指定避難所、それから公民館等自主避難所、そして、緊急指定避難場所というのはですね、これから災害時において不特定多数の方が集まられ、3 密が避けられない状況になってくると思われます。

県内の例を挙げますとですね、宇土市において防災計画に基づいて開所する一時避難所をですね、新型コロナウイルス感染症が終息するまで変更したという事例もございますし、また、県外では、千葉県南房総市では、避難所に指定してある小学校の体育館をですね、各教室に変更し、ソーシャルディスタンスを確保しながら対応されたという例もございます。

こういった意味で、避難所等の変更等を含めた感染症対策、これがもう待ったなしで行わなければならないと思いますが、そこらへんはいかがでしょうか。

〇議長(宮川安明君) くらし安全推進室長。

Oくらし安全推進室長(佐々木善平君) 指定避難所の感染症対策についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染が懸念される中、災害が発生した場合に、避難所を開設する場合、避難所でのクラスター、集団感染が非常に懸念をされるところでございます。したがいまして、避難所開設に当たりましては、3密を避け、もちろん3密を避けですね、感染症対策に万全を期すことが重要であるというふうに考えております。

また、必要に応じて各行政区の公民館等も開設をしていただきまして、避難者の分散を 図ることができるように依頼をしておりますし、町の防災無線でも定期的に放送をし、協 力を依頼しておるところでございます。

町では、避難所としましては、まずは町内の体育館、ここを予定をしております。体育館にありましては、十分な間隔をとっていただきますよう、居住スペースを確保いたします。避難してきた方に対しては、体育館入口で検温と聞き取り調査を行います。そして、健康状態に問題がない方を避難所に案内をしたいというふうに考えております。この時点で熱があるなど健康状態に問題のある方につきましては、まず病院の受診や、あるいは親戚、友人宅への避難を打診させていただきたい。できなければ町の施設のふれあいセンター、こちらのほうの施設を開放することにして対応を予定をしております。

さらに避難所につきましては、衛生環境が悪化するという課題がございます。熊本地震でも発生直後に水や消毒液などが不足して、手洗い等が難しくなり、避難所の衛生環境が悪化をいたしました。避難所の衛生環境を保持するためには、基本的な手洗いや咳エチケット、消毒液などでのこまめな消毒を徹底をしていただきます。また、避難所は定期的に窓を開けるなどして、十分な換気に努めたいというふうに思います。

今後、指定避難所用に飛沫感染防止のアクリル板、あるいは段ボールベッドなどの消耗 品や換気用の大型扇風機、それと夏の暑さ対策としてのスポットクーラーなどの備品を購 入する予定でございます。

先ほども申し上げましたけれども、事前に避難所の3密を避けるため、可能であれば、防災上安全な親戚、あるいはご友人宅、公民館などへの避難をご検討ください。また、指定避難所に避難する場合には、各自で必要なもののほか、アルコール消毒液、あるいはマスクをしていいだくとともに、体温計やアルコール消毒液など、それとスリッパなどですね、ご自分専用を準備していただきますようにお願いをいたします。どうか、住民の皆様にありましても、避難所における感染症対策にご協力をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

〇議長(宮川安明君) 甲斐良二議員。

○1番(甲斐良二君) 現段階では、変更等のお考えはないということで理解ができました。指定避難所等の非常持出品等については、連日、防災無線とか、また今、広報こうさの6月号に、今月号、4ページにわたって詳しく広く町民に周知のほうができてると思います。避難所のですね、感染防止の消耗品や備品については、先の臨時議会で議決されました地方創生臨時交付金等を活用していただいて、早急に準備のほうをしていただきたいと思っております。

第2波の備えとしてでの今度はお尋ねになりますが、今の質問はですね、避難所での防 災備品等の準備ということですが、町全体としてもこの第2波に備えるべきじゃないかと いうふうに思います。甲佐町の新型インフルエンザ等行動計画、これちょっと読ませてい ただきましたけど、現在、この小康期に当たるのではないかと思います。この小康期ので すね、所をちょっと読み上げますと、流行の再燃に備えて、蔓延防止対策、物品等の補充 をしなければならないというふうに明記されております。町は流行の再燃に備え、蔓延防 止等、対策物品等、マスク、ゴーグル、手袋、感染防護服、それから消毒液、医薬品等の 備蓄と見直しを行うというふうに明記されておりますが、この第2波への備え、町全体と しての備えですよね、これは十分になされてますでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 健康推進課長。
- **○健康推進課長(福島明広君)** 第2波に対する備蓄品等の備えと蔓延防止の対策の物品ということでございますけども、ただ、避難所等の備蓄品のちょっと重なる部分も多少あるかと思いますけども、今現在、備蓄品としてございますのが、マスク、手袋、防護服、消毒液、非接触型の体温計といったところで、現在のところは備蓄としてある状況です。

今後の購入予定としまして、フェースシールド、ガウン、液体せっけん、アルコールタ オル、体拭きのタオル等々をですね、今後準備を早急にしたいと考えております。以上で す。

- 〇議長(宮川安明君) 甲斐良二議員。
- **○1番(甲斐良二君)** ありがとうございました。第2波への備えということで、こちらもですね、十分に対策のほうをとっていただきたいと思いまして、2問目の質問を終わらせていただきます。

3問目の質問ですけど、感染症対策における職員の業務増大と在宅勤務についてのお尋ねをさせていただきます。今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大というのは、熊本地震以来の有事でもあると思いますし、非常事態宣言が発令されたとおり、非常事態だと思っております。職員の皆さんも、特に新しく採用された職員や新しい部署に配属された職員の皆さんは、この感染症対策や国の経済対策で、業務の量や種類が増えたんじゃないかと思いますが、そこらへんはいかがでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 総務課長。
- **〇総務課長(北野 太君)** はい、それでは新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、現在、町が行うべき感染症予防対策のほかにも、国の緊急経済対策としての特別 定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金に係る業務、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した町独自の支援対策として、今から行いますプレミアム付き商品券や事業継続支援事業などの業務が新たに発生しております。

反面では、この新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定されておりましたイベントや会議などがすべて現在中止となっております。その関係で、課によっては業務が縮小している所もございます。

そのような状況から、新たな業務の分担につきましては、現在、業務が縮小している部 署が受け持つこととして進めている状況でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 甲斐良二議員。
- **○1番(甲斐良二君)** この感染症の影響でですね、ご存じのとおりスポーツフェスタ やあゆまつり等のイベントがなくなった分、そういったところを請け負われた部署が、今 度の定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金等の業務に当たっていらっしゃるのかな というふうで理解ができました。

そういった中で、これまで皆さんも経験したことがないその在宅勤務というのがありま

したが、そちらの状況についてもお尋ねいたします。

- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(北野 太君) はい、それでは、町では今回初めて在宅勤務というような 取組みを行っております。在宅勤務につきましては、庁舎内にてクラスターが発生したと きにも業務を継続できるよう、4月21日から5月末までの間、職員数を8割にし、2割が 在宅勤務する形で実施しております。

具体的には、出勤職員数を通常より2割減らすという目的から、在宅勤務のほかにも年 次有給休暇の取得、また、休日に出勤して平日出勤に振り替える方法、また、庁舎内の違 う部屋で仕事をする分散勤務などの方法により実施しております。

結果としましては、在宅勤務が9.63%です。年次有給休暇が4.14%、休日の振替えが1.80%、分散勤務が0.86%で、合わせますと、目標は20%でございましたけども、結果的に16.43%、人数にすると20人というような結果になっております。

また、特別定額給付金などの新型コロナウイルス対策に関係する一部の部署及び担当者 においては、緊急性もありますことから、出勤しなければ仕事ができないという状況もご ざいました。

在宅勤務を行ったときは、報告書の提出を義務付けております。その内容の主なものについて、若干紹介しますと、職員が分掌している事務等について、法令やマニュアル等の確認などの自己研修を行った。また、日常ではできなかった業務の振り返りや改善策の考察などの報告がなされております。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 甲斐良二議員。
- **○1番(甲斐良二君)** はい、ありがとうございます。先ほど、私言いましたけど、現在は小康期になっておりますが、仮にまた第2波が到来したとき、北九州のようにですね、第2波が来た場合、またその、この在宅勤務をとらなければならないようなことになるとは思いますけど、今回の在宅勤務の実施結果からですね、改善点、それから課題等を生かしていかなければいけないと思っております。こういった課題等や改善点、今回何か見つかりましたでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(北野 太君)** はい、それではまず在宅勤務を実施してみて、結果的にですね、どういうふうになったかということ、私の感じたことでございますけども、市町村は個人情報を非常に多く取り扱っており、また、各種申請などの窓口業務や、また現場に出向いて行う仕事も多くありますことから、いわゆる今言っておられますテレワークなどの在宅勤務はなかなか難しい状況であるというのを実感しております。

改善策ということですけども、今後近いうちに改善できるということではございませんけども、各種証明書などの手続のデジタル化などを行いながら、将来的な人材不足や万一 災害が発生した場合でも、業務が継続できていくような仕組みづくりが必要であるという ふうに感じております。以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 甲斐良二議員。

○1番(甲斐良二君) はい、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症対策によるですね、業務増大、また、在宅勤務等が職員の皆さんの心身への影響、こういったものがないように、是非皆さん一丸となって取り組んでいただきたいと思います。職員の皆さんが元気じゃないと、いかに町長が素晴らしい政策打ち出されても、それを最後は職員の皆さんが行うわけでございますので、是非そういった点からも職員の皆さんの元気というものをですね、皆さん常に心がけていただきたいと思っておりますし、今回の改善点や問題をですね、万が一第2波が来た場合、是非生かしていただきたいというおもいでございます。

それでは最後の質問にさせていただきますが、町長が掲げる政策目標への影響ということについてお尋ねいたします。

この新型コロナウイルスの感染拡大や外出自粛の長期化等が、町長が掲げる34の政策目標、これについては1期4年間の目標ではございますが、少なからず私は影響があったんじゃないかというふうに思っておりますが、あるとすれば、それはあったかどうかということと、あるとすれば、それは何だったかというのをお尋ねいたします。

〇議長(宮川安明君) 企画課長。

○企画課長(古閑 敦君) 町長の政策目標でどんなものに影響受けているかというご質問でございますけれども、まず、町長が掲げられております政策目標、活力にあふれるまちづくり、健康と人を育むまちづくり、安心安全なまちづくり、それと共働で支えるまちづくり、4本のまちづくり政策を政策の柱のもとに34項目の政策目標を掲げられておられます。

その中で、今回の新型コロナウイルス感染症に伴います政策目標への影響があったものと考えられますものとしては、まず外出自粛に伴います、先ほど議員さん言われましたように、スポーツフェスタ等のイベントの中止、そういったものによる交流人口の減少が考えられます。

また、小中学校の休校に伴いまして、甲佐高校の魅力化に向けた支援の継続として行っておられます公営塾、そういったものの時間の減少、それと、小中学校ではエキスパート人材派遣等によるスポーツ振興、英語力向上、部活動充実、こういったものが、休校による授業時数、部活動の時間の減少があり、影響が出ているものではないかというふうにも考えます。

また、フィットネスセンターや地域の集い、また、介護予防活動等の休止によりまして、 健康づくり等のプログラムの構築と介護予防の推進、健診率の向上への新たな施策の検討 というところ、そういったところに少なからず影響が出てきているのではないかというふ うに思われます。以上です。

〇議長(宮川安明君) 甲斐良二議員。

○1番(甲斐良二君) はい、ありがとうございます。ただいま企画課長のほうより、 影響があるものについては4点挙げていただきました。今回は4点すべてについてお尋ね いたしませんが、スポーツフェスタ等のイベントの中止による交流人口の減少と一番最初 に挙げていただきましたものについてちょっとお尋ねいたします。私もですね、まだ自身の選挙におきまして、交流人口増からの定住促進というのを訴えてまいりました。今回、この新型コロナウイルスで、スポーツフェスタやあゆまつりの中止、それから、やな場の年間通しての営業を休止ということで、かなり大幅な人口減があるんじゃないかと思われます。その交流人口減をですね、いかに最小限に食い止めていくかという、こういった対策というのは何かお考えでしょうか。

〇議長(宮川安明君) 企画課長。

○企画課長(古閑 敦君) はい、交流人口に関しましては、各イベントの中止によりまして、先ほど言われましたように、スポーツフェスタ、またやな場の営業やあゆまつり、そういったものによりまして、年間で大体 5 万2,000人ぐらいの減少になるのではないかというふうに思われます。このほかにも、各種イベントの開催に関しましては、未定のものがありまして、かなりの数の減少になるのではないかというふうに考えられます。

今回の新型コロナウイルス感染症におきましては、5月14日の緊急事態宣言の解除、21日に県の休業要請も全解除となっておりますけれども、引き続き集団感染の懸念のある3密のある場所への外出回避の呼び掛け、また、感染防止策の整わない大規模イベントの中止や延期、そういったものを求められているところでもあります。

このため、新型コロナウイルス感染症がある程度収束するまでは、このイベント等に関 しましては中止または延期を行わざるを得ないような状況ではないかと考えております。

ただ、川平キャンプ場や、間もなくオープンします井戸江峡キャンプ場、また、古民家 交流拠点施設、旧西村邸になりますけれども、そういった所と、あと一般社団法人のパレ ットさんのほうで今されております古民家をホテルに改装されております旧松永たばこ店、 これらの宿泊施設について、施設の整備や準備が整い次第オープンとなる予定ですので、 新たな交流拠点として交流人口が増えるきっかけになるのではないかというふうに思って おります。

町でも5月26日の臨時会で、補正予算で議決いただきました宿泊者限定のふるさと旅行券の発行等を行い、宿泊を伴う観光客の誘致を図ることとしているところです。以上です。

〇議長(宮川安明君) 甲斐良二議員。

○1番(甲斐良二君) ありがとうございました。今答弁された数字でですね、年間 5 万2,000人の減少と、これかなり危機的な状況じゃないかと私は思っております。定住促進の第一歩は、私は甲佐町に来ていただくこと、それから甲佐町を見ていただいて、そして甲佐町を知っていただくという、これが定住促進の第一歩だと私は考えております。

そういった意味で、この来ていただく機会が、人数がですね、減ることは、少なからず とも定住に影響が出てくるものだと思われます。

またそういった中で、今答弁にございました一般社団法人パレットさんが進められている宿泊施設等については、近々オープンされるということもありますし、また、ふるさと旅行券、プレミアムの発行等を行い、こういった宿泊施設等による交流人口の減を食い止めていくという意味でも、町でも全面的に支援をしていただきたいと思います。

町唯一の、町一番の観光施設、やな場が今年は年間通して営業休止となりました。となると、残された観光施設というのは、井戸江峡キャンプ場とか津志田河原河川敷公園とかですね、そういったアウトドアが楽しめる場所に限られてくるのではないかと思われます。こういったアウトドアが楽しめる場所というのは、3密を避けられる所でもありますし、ご存じのとおり津志田河原、津志田河川自然公園についてはですね、昨今、キャンプブームでもございますし、熊本市からも30分圏内で車で来れるということで、トイレ等の感染防止対策をしっかり行っていただければ、有効に活用できるというふうに思うんですが、そこらへんはいかがでしょうか。

〇議長(宮川安明君) 企画課長。

○企画課長(古閑 敦君) はい、津志田河川公園ですけれども、河川公園につきましては、4月7日の緊急事態宣言を受けて、5月14日の解除までの間、この間は利用不可というふうにしておりました。緊急事態の宣言後、5月15日からは利用を再開しております。ただ、津志田河川公園、津志田河川自然公園に関しましては、管理人等が常駐しておりませんので、入場制限、また、3密状態での利用の抑制などというものができない状況でございます。利用に関しましての届出の際や、ホームページ上で感染拡大防止の意識を持って活用していただけるように、利用者への理解と協力をお願いしているところでございます。

また、トイレなど感染症対策を十分行いながら、今後対応していきたいというふうに考えております。以上です。

〇議長(宮川安明君) 甲斐良二議員。

○1番(甲斐良二君) はい、ありがとうございました。是非この津志田河川敷公園というのはですね、ひとつの観光の目玉というか、今年に関してはですね、なるんじゃないかと思いますんで、是非対応のほうをよろしくお願いいたします。

今回、経済対策についてもお尋ねする予定ではございましたが、ご承知のとおり、5月の26日、臨時議会でございました。それで、国の第1次補正予算による地方創生臨時交付金事業等については、3種類のプレミアム付き商品券の発行など、今回、大打撃、大打撃というより本当もう壊滅的な被害を受けられました飲食店、飲食店等を支援する内容となってるということの説明を受けましたので、こちらについては期待をいたしております。

最後にこの、町長にですね、この3種類のプレミアム付き商品券発行事業など地方創生臨時交付金の事業について、意気込みをお聞かせいただきたいと思います。というのもですね、私、町の町内経済、新型コロナウイルスが始まる前、本当ここらへんにあったんですけど、今、3月、4月、5月と下がりに下がって、今下がってる状態です。特に飲食店ですよね。で、このプレミアム商品券を是非起爆剤として、このV字回復を図っていく私は意気込みでおるんですけど、V字にならなくともですね、Uの字でもいいです。緩やかでもいいですので、とにかく1日も早い、打撃を受けられた飲食店さん等の支援というものを、私も、一個人としてもですね、支援していきたいという思いでおりますけど、そこらへんの町長の意気込み、このプレミアム商品券等にかける思いというのを、最後お聞か

せ願いたいと思います。

- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 今回のコロナ関係の影響によりまして、本町においても相当な 影響が出ているというように感じております。

そこで、国が進められている当初分については専決処分で対応させていただいて、その後、臨時議会を開かせていただいた中で、町としての独自の対応を図らせていただき、皆さん方にも、議員各位にもですね、ご説明をし、ご承認をいただいたところであります。

町の独自分といたしましては、ご承知のとおりセーフティネットの金利負担でありますとか、それから、持続化給付金、これも打撃を受けておられる各事業、企業の方々に対する支援ということで、国の対応分、あるいは県の対応分のそれぞれの上乗せ補助を町のほうでとらしていただく。具体的には、最大20万円の給付を行うということにいたしております。

それから、今お話にもありましたようなプレミアム商品券については、いろいろな新聞紙上でもですね、どの自治体も取り組んでおられるような気がしますけれども、私として考えたのは、単純にその商品券を家庭に配布されるということよりも、その分と同じような同額をプレミアム分として100%のそのプレミアム率を加えて事業を行ったほうが、要するに2倍の経済効果がある、あるいは2倍の費用対効果があるということにもつながってまいりますので、是非そういう対応をやりたいということでご説明をしてご承認をいただいたようなところでもあります。

今回、3種類のプレミアム商品券を発行するわけですけれども、一つには一般的な、どの家にも使えるような商品券、これもプレミアム率100%。それと、お話にもありましたように、飲食店関係に限定したやつをですね、これもプレミアム率100%ですけれども、事業費ベースでいくと約1,000万円の商品券を発行するということになります。

それと最後に3つ目ですけれども、これは宿泊者用のふるさと旅行券という形で、これはおそらく町外の方が対象になられると思われますので、これについては、25%のプレミアム率を付与したところでの事業を行いまして、これには500万円の事業費ということになります。

そういったことをですね、今回新たに国からの臨時交付金、町のほうにも8,500万円余りの交付がなされておりますので、それらのことについて対応させていただく。あるいはまた、子育て世帯の対象に臨時特別給付金、これについても、町独自に1万円の、国とは別に加算をさせていただくと。そういうような手立てを今回とらせていただきました。

なお、新聞紙上でも報道されておりますとおり、国のほうでも2次補正の用意がなされているような状況でありますんで、町としては今、考えを温めている部分もありますけれども、そういった財源がはっきり確保できた暁に、改めて臨時議会を開催させていただいて、ご承認をいただければというような思いでおります。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 甲斐良二議員。
- **○1番(甲斐良二君)** ありがとうございました。今回、被害を、打撃を受けられた飲

食店等もですね、是非町長先頭になって、職員の皆さんでも是非支援のほうをよろしくお 願いいたしたいと思います。

それから、今後の商品券、プレミアム商品券等の売れ行き等についてもですね、ずっと 注視していきたいというふうに思っております。

最後になりますが、町内経済の1日も早い回復と、何より1日も早いこの新型コロナウイルスの終息ですね、これを願って、今日の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(宮川安明君) これで1番甲斐良二議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。換気のため、11時より再開いたします。11時より再開いたします。

休憩 午前10時46分 再開 午前11時00分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番井芹しま子議員の質問を許します。

10番、井芹しま子議員。

O10番(井芹しま子君) 10番、井芹しま子でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

今回は新型コロナウイルス対策問題について、そして2点目に、加齢性難聴への補助についてお伺いをさせていただきます。

まずはじめに、新型コロナウイルス対策についてお伺いをいたします。ご存じのように、中国武漢から始まった新型コロナウイルスによる感染は、今、世界5大陸全体に広がり、6月12日現在、750万人を超えて死者は42万に上っています。日本では1万7,382名が感染し、924名が亡くなっております。また、県内では48名が感染し、3名の方が亡くなっているという状況でございます。

日本の感染者数は減少傾向にありますけれども、世界全体での勢いは衰えていません。 コロナ禍による経済、社会活動の大幅縮小によりまして、特に中小業者、個人事業者、非 正規労働者、ひとり親家庭、学生、高齢者、そして障がい者など、社会的弱者と言われる 方々の命やくらしは本当に危機的状況にあり、打開の道も見えていないという状況にあり ます。

こうしたコロナ禍の中にあって、甲佐町の状況はまずどうか、各事業などで、各業種などで町が掴んでいる状況について、まずはお聞かせいただきたいというふうに思います。

〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。

○地域振興課長(荒田慎一君) はい、では新型コロナウイルス感染拡大により、町内における中小企業、飲食店等の影響について、地域振興課で把握しているところにつきましてお答えしたいと思います。

地域振興課では、新型コロナウイルス感染対策として中小企業信用保証法第2条第5項

の規定等により、経営の安定に支障を生じている中小企業を支援するため、セーフティネット補償制度や危機関連補償の認定業務を行っております。その認定業務の中で、今日6月12日現在でございますけども、47社、49件の認定を行っているところです。

その経済への影響としましては、前年同月の比較では、平均で44.19%の減少が見込まれております。中でも、建築関係の業種におきましては、前年同月の比較では、平均で52.57%と全体で考えましても大きく減少している状況というふうになっております。

また、飲食店につきましては、商工会等に確認しましたところ、前年より50%以上減少 した飲食店が10件以上あると聞いております。厳しい経営になっているものと推測してお ります。以上になります。

- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(井上幸介君)** はい、農政課から農業関係の影響についてお答えいたします。

まず、JAや共済、それと農業者の方々などに、多方面にお聞きとりしましたところ、野菜類に関しましては、さほど大きな影響は出ていないとのことでしたが、畜産と花き、花でございますけれども、につきましては、大きな影響が出ているとのことでございました。

まず畜産のほうで乳牛に関しましては、比較的入荷のほうは安定しており、影響は小さいということでございましたが、肉用牛に関しまして、価格が低迷しておりまして、大きな影響が出ているとのことでございます。花きにつきましては、全般的に価格が低迷し、一時出荷ができない状況となっておりまして、ひどい所では、4月の上旬、前半頃でございますが、収入が9割減になった所もあるという情報がございました。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹しま子議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 今ご答弁いただきましたように、中小業者の皆さん、そして、また花き農家や肉用農家の皆さんの農家経営にも深刻な影響が出ております。私たちが行ったアンケートでも、そうした声や、そしてまた、若い世帯のくらしの不安を訴える声、それから仕事が激減をしたと、そうした中での生活の不安を訴える声が上がっております。深刻なコロナ危機が与える、経済、雇用に与える影響は本当に地方でも同じだというふうに思います。国は経済、雇用、くらしを守るための様々な支援策を次々打ち出しておりますけれども、何よりもこうした支援策が、一刻も早く町民の中に届かなければいけないというふうに思います。この点について、町の取組みはどうなっているか。また、活用状況について、わかる範囲で結構ですのでお聞かせいただきたいと思います。
- 〇議長(宮川安明君) 企画課長。
- **○企画課長(古閑 敦君)** はい、各支援事業の周知の取組みということですけれども、新型コロナウイルス感染対策に係る様々な支援策につきましては、国、県、町、それぞれ 実施されているところです。これらの支援策の周知につきましては、国や県のホームページ、また、町のホームページ、それと町の広報紙、それらに掲載して町民の皆様にお知らせをしているところです。

また、町内の全世帯に新型コロナウイルス感染症対策関連情報というA3判の両面刷りで、新型コロナ感染症対策に特化した瓦版的なものを、そういうような情報紙を各戸に配布をしているところです。給付金などの情報や貸付制度、納税の猶予などの内容やその問い合わせ先などを掲載しているところです。5月の15日に第1版を発行していまして、また、本日、行政区配布にて第2版のほうを配布をお願いしているところです。今後も新しい制度や支援策など、更新しながら随時発行していきたいというふうに考えているところです。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹しま子議員。
- **O10番(井芹しま子君)** 非常にネットとかですね、そういったのでの情報が多い中でですね、こうした印刷による情報紙っていうのはですね、非常に大切だというふうに思います。随時発行していくということですので、そういった拡充をですね、是非よろしくお願いをしたいというふうに思います。

支援策の活用についてはですね、町のほうがいろいろ電話でもですね、受け付けておられると思いますので、随時そういった相談もあるかというふうに思いますけれども、支援策の活用の中で、少しお伺いをしたいというふうに思います。

1点目は、今、もう既にほぼ終了、配布が、支給が終了したかというふうに思いますけれども、1人10万円の特別定額給付金の件ですけども、支給状況がですね、どうなってるか。まず、全国的にはですね、遅れているということで問題になっているかと思いますけども、そういった点で甲佐町の支給状況について、ちょっと少しお聞かせいただきたいというふうに思います。

- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(荒田慎一君)** では、特別定額給付金の今の状況についてご説明を申 し上げたいと思います。

今現在で6月12日現在におきまして、申請者数が世帯でいきますと4,257世帯の98.45% という形になっております。これにつきましては、うち16件が不備とありますので、その分も入ってるところになります。

あと、給付、支給額につきましては、6月5日でいきますと、3億7,750万という形で75.80%の支給になっておりますが、今週の17日に支給を計画をしております。そこで支給を行いますと、全体の4,207世帯で、金額でいきますと10億3,570万、98.22%の支給が完了するというふうになります。以上になります。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹しま子議員。
- **○10番(井芹しま子君)** 6月17日支給をされればですね、98.22%が終わると。終了するということですけども、まだ残された方々がいらっしゃいますけれども、そういった方たちについては、どういったことでですね、まだ残っているのかですね。そういった残った方々への手立てっていうのは、どういった方法をとられておられるのかちょっとお聞きします。
- **〇議長(宮川安明君)** 地域振興課長。

○地域振興課長(荒田慎一君) はい、手立て、今ですね、未申請の方が67世帯あると思います。その方々については、今月末をもって1回集計を行いまして、その未申請が残った方々については、また再度郵送で通知を差し上げたいというふうに考えております。

その後、8月17日までが申請の期限ですので、それまでにない方については、なかなかですね、連絡等がわかる方については連絡がとれますけれども、一応、郵送等で再度通知を差し上げながら、全員の給付に努めてまいりたいというふうに考えております。

またすみません、先ほど6月5日現在の数字言いましたが、あれは6月5日に給付した金額でしたので、6月5日現在で給付した金額につきましては、6億1,390万円という形になっております。すみませんが、訂正をさせていただければと思います。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹しま子議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 今、67世帯が残っておられるということで、再度郵送ということですけれども、なかなか再度郵送されてもですね、もう一度は郵送されているわけで、そういった点ではですね、連絡がなかなかつかないということですけれども、そういった点でのもう少しですね、努力をしていただきながらですね、是非完全に届くように努力をお願いをしたいというふうに思います。

次に、支援制度の中でですね、これを瓦版を見ますと、見なくてもそうですけども、支援制度の小口のですね、生活福祉資金についてお尋ねしますけども、非常に生活、コロナ禍の影響の中で収入が減少をしてですね、生活が困難だという方々についてのですね、小口の生活福祉資金の融資制度があるわけですけども、設けたわけですけども、この申請状況をですね、どうなっているか、この点についてどのような状況かですね、簡単にちょっとお聞かせいただければありがたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(岡本幹春君) 緊急小口資金総合支援資金の申請状況はということでございますが、この件に関しましては、瓦版のほうにも記載しておりますとおり、社会福祉協議会のほうが窓口となっております。社会福祉協議会のほうにお尋ねをしておりますが、5月末、先月末時点で3件の申請ということで話は聞いております。以上でございます。
- 〇議長(宮川安明君) 井芹しま子議員。
- **O10番(井芹しま子君)** この申請があったということで、相談がですね、相談件数も申請件数も同じでしょうかね、この点については。
- 〇議長(宮川安明君) 福祉課長。
- **○福祉課長(岡本幹春君)** 相談件数につきましてはですね、これは3件以上の相談があっていると。で、なかなか匿名の方とかもおられるということで、正確な相談件数はお答えいただけなかったんですが、実際の申請に至った方が3名で、相談はそれ以上あっているというような状況でございます。以上です。
- 〇議長(宮川安明君) 井芹しま子議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** この小口の生活福祉資金は、社協が取り扱っているわけですけれども、地震もあっておりまして、その時の貸付などもあってるわけですけども、ほか

にもそういった福祉資金をですね、活用していらっしゃる世帯もあるかというふうに思うんですけども、そういった方々がですね、なかなか償還できないというふうに、1回でも滞ったらですね、なかなか非常に今回のコロナ禍でのこの福祉資金の融資が受けられないと、貸付が受けられないというような声がですね、問題になっております。

そういった点で、国や県はですね、この点についてはですね、通達を出しまして、生活を一番に大事に生活支援を大事にするというようなことで、そういったことで貸付はできない、融資ができないというようなことがあってはならないということで通達を出しておりますので、そういった点がですね、この相談件数がいくらあったかっていうのはまだお答えできないということですけども、3件というのがですね、非常に少ないと思いますので、そういったことがないようなですね、貸付についてはですね、取組みをお願いをしたいというふうに思います。

それから、支援制度のですね、活用を広げる上で、こうした国からの通知とか通達とか連絡とか、いろいろあって、各機関に対してあっているわけですけども、その中で生活保護の申請についてもあっております。生活保護の申請は、コロナ禍による経営や雇用のですね、悪化等が深刻になる中で急増しているというふうに報道されております。先日も県内でもですね、相談件数はですね、県内のですけれども、15%増加をして、申請件数も10%増だというふうに報道されておりました。問題は、これまでの不足率の問題なんですけれども、生活保護の不足率は今4割程度というふうにいわれております。学者の方によりましてはですね、1、2割程度だという意見もあるわけですけれども、本来利用できる人ができないでいるわけですけれども、コロナ災害という未曽有のですね、事態に、政府は事務連絡としてですね、新型コロナウイルス感染症のための生活保護業務に関しての通達を出しているというふうに聞いておりますけれども、そういった点でですね、町の対応がですね、どういうふうになっているのかですね、それに対応したものになっているのか、ちょっとお尋ねをいたします。

〇議長(宮川安明君) 福祉課長。

○福祉課長(岡本幹春君) 生活保護の相談ということで、本日までですね、新型コロナウイルス感染症に関係し、関連して、生活苦になり、生活保護を受けられないだろうかというような相談は受けておりません。

で、コロナ関連ということではなく、生活保護についてはですね、ご相談があれば、最終的な決定権者は、甲佐町の場合は町村ですので県のほうが福祉事務所を持っております。 上益城福祉事務所が最終的な決定権者となりますが、相談窓口として福祉課おりますので、 コロナに限らず、生活保護についてご相談があれば、県の福祉事務所と連絡、連携をとりながら、相談者の方によりよい結果になるようにということで対応を行っているところです。以上です。

〇議長(宮川安明君) 井芹しま子議員。

〇10番(井芹しま子君) 県内での、町内での申請はあってないということですけども、 今後ますますですね、生活への影響は今後出てくるという可能性があります。そういった 点でですね、生活保護を受けられないかというふうに思っている世帯もですね、潜在的に はあるのではないかというふうに考えます。

そういった点でですね、真に生活保護を必要としている人が適用されますようにですね、 丁寧な相談、そしてまた、生活保護についてのですね、周知の徹底をですね、強化を求め たいというふうに思いますけれども、今、そういった点でですね、町としてはどういうふ うにお考えでしょうか、お尋ねをします。周知の件です。

- **〇議長(宮川安明君)** 福祉課長。
- **○福祉課長(岡本幹春君)** はい、特段ですね、生活保護制度について、町のほうで周知というのは行っておりません。で、たしか県のホームページにですね、生活保護制度については周知が載っていたかと思います。ただ、生活保護につきましては、最終的には申請主義ということになりますし、制度自体をご存じないという方はあんまりおられないと思いますが、周知をできるようにですね、今後、どういう形で周知をするのかということも含めた上で検討させていただきたいと思います。以上です。
- **〇議長(宮川安明君)** 井芹しま子議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 是非よろしくお願いをいたします。

次に、就学援助について、援助金についてお尋ねします。これも同じくですね、就学援助金についても、コロナ対策の一貫として文科省が通知を行ったというふうに聞いております。その内容がですね、どういった内容なのかですね、町のほうにもですね、そういった情報入っているというふうに思いますけども、どういうふうな通知、通達なのかをお尋ねをいたします。

- **〇議長(宮川安明君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(吉岡英二君)** この就学支援につきましては、これは要保護、準要保護という形で教育委員会のほうでは、就学困難であると認定した児童生徒の保護者への支援を行っております。

これにつきましてはですね、認定に当たっての手続としまして、希望されるご家庭で、まず学校に申請書類を提出していただくという形になります。学校からは、それを受け取って担当地区の民生委員さんの意見書を添えてですね、教育委員会への提出というような形になります。で、この判定につきましてはですね、収入額が生活保護基準に基づいた最低生活費に占める割合と、家族の状況など、世帯構成などをもとにして、教育委員会において申請されるわけでございます。

それと、支給の経費といいますか、それにつきましてはですね、新入学の児童生徒の学用品でありますとか、通学用品、校外活動費ということで、国の基準に基づきまして、定額で支給してるということでございます。

それと、修学旅行費を、これは生活の保護のほうからありますけども、学校給食費とか 通学費、シャトルバス等ですね、卒業アルバム等については、実費で支給してるという形 であります。

ですから、こういったことを踏まえてですね、毎年、周知については、各小学校を通し

てですね、保護者の皆さんに行っておりますし、また、説明会を行っているということで ございます。国からそのようなことについてはですね、著しく状況が変わったというよう なことがあればですね、民生委員児童委員の意見書を添えて算定をするということになっ ておりますけども、これはあくまでも所得基準ということになりますので、6月にですね、前年度の所得が決定されます。それを基に算定を行ってくださいというようなことで、国 からはですね、それに準じたような形で通達が来てるというようなことでございます。以上です。

○議長(宮川安明君) 福祉課長より先ほどの井芹議員の答弁に対して訂正の申出があってますので、それを先に許します。

福祉課長。

○福祉課長(岡本幹春君) 申し訳ありません。生活保護制度の周知についてということで、先ほど答弁させていただきましたが、これはたしか以前、佐野議員のほうからも、ホームページ上で周知をというようなお話がありまして、その後、町のホームページには、生活保護についてページを載せて、生活保護の考え方、相談方法等については載せているところです。そのホームページの中で、最終的には県が認定と、調査認定ということになりますので、町の基本的な取組みと、県のホームページへリンクするような形で掲載はいたしております。

それと、先ほど答弁申し上げましたとおり、今後の周知についてはですね、別途適切な 方法がないかということで検討はしていきたいというふうに考えます。以上です。申し訳 ありませんでした。

〇議長(宮川安明君) 井芹しま子議員。

O10番(井芹しま子君) 就学援助金制度についてのあらましは、今、課長が答弁いただいたとおりなんですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響でですね、休業したり離職をしたり、売上の減少とですね、著しく収入が減少した場合につきましてはですね、細かい通知もですね、通達もあっているのかなというふうに思ってお聞きをしたわけですけど、主な点についてはですね、新型ウイルス感染症の影響により、家計が急変して、年度の途中においてもですね、認定を必要とする者にはですね、速やかに認定をして必要な援助を行うことというような通知が出されております。

そういった点でですね、認定を必要としている方々に対してはですね、速やかな認定というふうに言っておりますので、何よりも保護者の皆さんとかですね、子どもさんたちの立場に立った相談ですね、周知の強化を求めたいというふうに思っております。何よりも本当に様々制度がございますけれども、この周知がですね、非常に生活保護についてもそうですけども、ネット、ホームページだけではですね、なかなか行き届きません。そういった点では今、課長が申されたように、別途ですね、対策を考えたいというふうに言っていただきましたけれども、やっぱりそういった対策も考えてですね、周知の徹底をする必要があるかなというふうに考えます。

周知についてはですね、この就学援助金の周知につきましては、なぜ私のほうがですね、

この質問をしたかといいますと、よその自治体のそういったホームページを見る機会もございますけども、そういった点で、やはり今回のその変更点について、変更というか通知についてですね、ホームページの中でもですね、そういった記載があるわけですよね。そういったのを見まして質問にですね、至ったわけですけども、そういった点で、就学援助金というのはですね、子育て世代にとっては、非常に今、とりわけ厳しい状況にあろうかというふうに思いますので、就学援助金が受けられる世帯もですね、出てくるのだというふうに思いますので、しっかりそういったのが周知が進めばですね、そういった家庭も救済されるというふうに思いますので、そういった周知についてはですね、是非十分な検討をお願いしたいというふうに思っております。

次に、国保の問題についてもですね、質問させていただこうというふうに思っておりましたけども、先だって、条例改正もですね、今議会中に採決をされておりますので、その点についてはですね、今回は時間の都合もありますので省かせていただきたいというふうに思っております。

次に、各種支援紹介につきましては、先ほども何べんもありますように、町から瓦版やホームページで紹介されております。しかし、支援制度ではですね、申請ではネット申請になっていたりとですね、パソコンやスマホを持たない、使いきれないという方も多々おられるのではないかというふうに思います。戸惑う町民の方もおられるというふうに思いますので、持続化給付金についてもですね、県も相談所を増やしておりますけども、甲佐町は熊本市内まで行く必要があります。知人の属しております商売人の組合の相談会ではですね、多数の人が駆けつけているそうですけれども、こうした点も考えますと、各種支援の活用をですね、本当に十分に広げて活用してもらうためにも、町は相談待ちの強化、それから、例えばですけども、司法書士やネット関係の知識のある方々など、何日かでも配置するようなことはできないか、その点についてお尋ねをいたします。

〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。

〇地域振興課長(荒田慎一君) 今のですね、申請等についての支援策はということで お答えをしたいというふうに思っております。

今、町ではですね、よそでよく見かけられます窓口を一本化をして支援をするという形もありますが、なかなかコロナウイルス関連については、業種多種に渡りまして、なかなか町職員で窓口で対応するというのは厳しい状態というふうに考えているところです。

そのため、先ほど企画課長の答弁もありましたとおり、瓦版等の周知等で担当課等を明記してありますので、その中で該当する課においでいただくなり、電話していただくなり していただきながら、対応をしていきたいというふうに町としては考えております。

あと、先ほど言われましたように、国や県等で直接支援する事業が多くございます。それにつきましては、県等が説明会の開催、また申請の支援等を行っておられます。うちとしましては、町のホームページ、また、町の商工会等を通じながら周知を行っているところです。そういう形で対応していきたいというふうには考えているところです。以上になります。

- 〇議長(宮川安明君) 井芹しま子議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 各申請等についてはですね、今後も変更や拡大、それから強化されていくというふうに思います。そして、町独自の支援策もこれからまた加わってまいります。そういった点でですね、町民の皆さんがしっかりと、迅速に本当に活用できるようなですね、是非対応を求めたいというふうに思います。

次に、PCR検査体制の県内の動向について、少しお尋ねをしたいというふうに思います。日本のPCR検査の実施数の少なさはですね、国内外から問題視をされております。 症状が出ていてもですね、なかなか検査まで行き着けない。それによって手遅れになるという方も出ております。政府へのそういった中では批判が高まっております。

それを受けて、国はPCR検査の体制をですね、強化拡大の方針を打ち出しておりますけども、これまではですね、日本のPCR検査数は非常に少ないということで、人口1,000人当たりを見ましても、ちなみにイタリアが29.7%、ドイツが25.1%、アメリカは15.6%ということで、韓国は11.6%ですけども、日本はなんと1.8人でございます。今後、第2波、第3波の感染拡大が懸念されているわけですけども、次の波に迅速に的確に対応するためにもですね、PCR検査を抜本的に増やして、感染の全体像を掴み、先手を打って感染拡大を封じ込めようとする愛知とか、それから広島など18道府県の知事が提言をしております。

こうした中で、県内の検査体制はどうなっているのか、進んでいるのかですね、国の方針を受けてですね、どのようになろうとしているのかですね、その点について、PCR検査、県内のPCR検査の数も合わせてですね、お願いをいたします。

- **〇議長(宮川安明君)** 健康推進課長。
- **○健康推進課長(福島明広君)** PCR検査の体制の動向ということでございます。現状といたしましては、県内の検体採取を行う施設数におきましては、6月5日現在におきまして36カ所と。それに対し、その検体の判定を行う公的施設数は、熊本市が1カ所、県が1カ所と、合計2カ所で行われており、そのほかに民間の会社において、ちょっと箇所数はわかりませんけども、行われているという状況でございます。

今現在の6月11日現在の熊本県のPCR検査の件数におきましては、4,092件というふうになっております。今後の動向ということで、熊本県におきましては、保健所を経由せずに検体の採取と検査を行えるPCR検査センターを、県内4カ所に夏ごろから順次開設を計画されているという情報が報道等で入っております。

また、国の厚生労働省におきましては、PCR検査として唾液を検体に使って感染を調べる方法、これを6月2日から認められているという状況で、現在行っている鼻の奥の粘膜を綿棒で取る方法よりも安全で簡単に検体を採取でき、より多くの人を迅速で効率的に検査できるようになるというふうに聞いております。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹しま子議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** 現在で4,092名という検査数だそうですけれども、県の人口はですね、174万8,000人ですからですね、感染の実態が十分把握できてるとはいえないとい

うふうに思います。今後ですね、第2波、第3波が憂慮されているわけですけれども、そうした中で今後の経済対応考えますと、本当にその感染の実態がわからなければですね、そういったのがわかる必要があるというふうに思います。そういった点ではですね、検査体制も随時強化されているようですけれども、これも国民の声の反映でございます。町としてもですね、今後、声を上げながらですね、改善がされますように、PCR検査が体制が進みますように声を上げていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次に、第2次補正の活用についてお尋ねをいたします。これにつきましては町長もまだ 正式なそういった交付金がですね、いくらになるかわからないので、温めている政策はあ るというふうに都度おっしゃっていただいておりますけども、コロナ禍による甚大な影響 はですね、ご存じの、これまでも答弁いただいたような中でですね、ご存じのとおりでご ざいます。

多くの中小企業、個人業者が廃業の危機にあり、600万人以上の方が休業を余儀なくされました。この間、雇用を失う労働者が急増をしてるということでございます。4月の完全失業率は2.6%、完全失業者数は6万人増の178万人となったと報道されております。求人数も最悪の8.5%減というふうに報道されております。

コロナの感染の長期化は、また避けられそうにもありません。どこまで苦境に耐えられるか途方に暮れる事業者、それから収入減に耐える家庭、子育て世帯、アルバイト学生、その広がりはですね、深刻な事態というふうに、あるというふうに考えます。

今回の第2次補正ではですね、雇用調整助成金の日額上限を1万5,000円に引上げ、それから、持続化給付金の対象拡大、低所得者のひとり親の世帯に5万円、自治体臨時交付金を2兆円に増額する、こうしたことなどが決まりましたけども、町においてはですね、交付金の活用についてはどのような方針をお持ちか、また、それを前にですね、いくつか質問させていただきたいというふうに思います。

一つにはですね、この大学生への支援についてでございます。現在、コロナウイルス感染の影響に伴う学生への支援はですね、学生支援緊急臨時交付金があります。対象は43万人としておりますけども、この支援を受けられるのは1割というふうに言われております。今、保護者の収入が激減したり、学生のアルバイト先が休業、縮小で、5人に1人がですね、退学を考えてるという深刻な状況でございます。熊日の記事でもですね、この支援金の相談ではですね、県ではもう1,000人を超えたというような状況だそうでございます。学生さんの置かれている深刻な状況をですね、反映してるのではないかというふうに思います。

こうした状況の中で、自治体によっては現金支給や米など農産物などの支給等の支援を打ち出しております。益城町ではですね、県外の学生に一律3万円の支給を検討していますし、芦北町では臨時就学支援金としてですね、3回に渡って支援金を支給する予定で、3,000万円が予算措置をされております。申請も300人の予定に215人が申請したということです。将来を左右するこの緊急時に、町としても独自支援をすべきだというふうに思い

ますけれども、この点については、町はどのようにお考えでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** ただいまの臨時交付金の活用等についての他の自治体の事例も ご紹介していただきながら、意見提言あったかというふうに思います。

そういう中で、甲佐町としては、先ほど甲斐議員のほうから質問があったように、いろ んな対策、対応を今回とらせていただきました。

まず考えていただきたいのは、この臨時交付金も各自治体、それぞれ配分金がありますので、おそらく一般財源というよりも、その臨時交付金を財源として、いろんな事業を進めていかれるものだというふうに理解をしております。本町においても同じような考えで今後対応させていただきますけれども、それぞれにどこにポイントを置いて力を入れていくかということだろうと思います。ですから、画一的な何て言いますか、一つの施策だけを中心にして述べられるというよりも、全体を通して甲佐町としてはどう対応していくんだということを是非見ていただきたいなというふうにも思います。

今後、2次補正等もありますので、そのへんの中での検討ということになりましょうけれども、今回の臨時議会の中でも申し上げましたとおり、子育て世帯については1万円の加算等、これは甲佐町独自の施策等でありまして、全体的にはやっておられる自治体はそう多くはないんじゃないかというような思いもありますんで、是非そういった点もですね、見ていただきたいなという思いがしております。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹しま子議員。
- **〇10番(井芹しま子君)** このどこにポイントを置くかという点でお話がありましたけども、なかなかですね、どこにポイントを置くかといっても、本当に各業種、それから、もういろんな多方面に渡ってのですね、影響があっておりますのでですね、やっぱりそこら付近をですね、十分に考えた政策というのが必要だというふうに思います。

2点目にですね、瓦版を見ますと、町営住宅の減免制度の紹介がありました。その中で ヴェルデ甲佐とサンコーポラスは町営住宅じゃないと、公営住宅じゃないということで対 象になってないわけですけども、ヴェルデ甲佐は子育て住宅であり、サンコーポラスもで すね、子育て支援をしている住宅でございます。子育て世帯はコロナの影響をより受けて いるのではないかというふうに思います。そういった点で、独自の支援としてですね、こ の2つの住宅への減免制とですね、追加すべきだというふうに思うんですけども、そうい った点ではいかがでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** それでは、公営住宅については減免制度があるが、定住促進住宅サンコーポラス、子育て支援住宅ヴェルデ甲佐には減免制度がないということですけれども、公営住宅の減免については、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、家賃の支払が困難となった場合、町のほうでは現行の収入減免制度を活用して、直近1カ月の収入状況でも要件を満たせば3カ月間の減免をすることとしております。これは再延長も可能ということになります。要件につきましては、生活保護法基準額より算

定した月収入基準額の50%以下の場合が減免率50%、基準額の50%から75%が30%の減免額、75%から100%の場合が20%の減免率となっております。今のところ、この相談件数はあってはおりません。

それと、ヴェルデ甲佐とサンコーポラスについてですが、町営住宅が低所得者向けの住宅に対して、ヴェルデ甲佐とサンコーポラス甲佐については、子育て支援住宅と定住促進住宅ということで、新婚世帯とか子どもの人数で減免額を設定しておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で休業や収入が減少された場合、民間の賃貸住宅への補助等については、今のところ行っておりませんので、徴収の猶予や民間賃貸住宅と同様に、国の住居確保給付金をご案内して対応をしているところでございます。こちらについては、現在3名程度の相談があってるというふうに聞いております。以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 井芹しま子議員。

O10番(井芹しま子君) あの、減免はですね、子育て、ヴェルデ甲佐もサンコーポラスもあってるわけですけれども、子どもさんたちの人数に応じてですね。そういった点でありますけれども、負担はですね、必ずしも低いというものではないというふうに思います。少子化も深刻になっております。子育て支援の拡充はですね、国でも地方でも待ったなしの課題だというふうに思いますし、コロナ危機の中での子育ての厳しさは増してるわけですので、機関等もありますけれども、こういった住宅支援、様々な子育てについてはですね、支援策もあろうかというふうに思いますけども、そういった住宅支援も含めてですね、是非これはもう必要なことではないかなというふうに思いますので、再度検討をお願いをしておきたいというふうに思います。

そうした点も踏まえましてですね、町においてはですね、第2次補正については、町民のそうした本当にくらしに目を配らせていただいて、長引くというふうに思いますけども、そうしたコロナの戦いにしっかりと町民のくらしを支えていただくようにですね、町長の見解を最後に求めたいというふうに思います。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

○町長(奥名克美君) 先ほどの質問にちょっと関連するところでのお尋ねですけれども、第2次補正に係る地方創生臨時交付金の件であります。この件については、まだ大枠のお話だけで、町に対する配分がどれだけになるのか、それから、どういったメニューに使えるのかというようなことは、まだ定かではありませんけれども、先だっての、私が見たのはちょうど新聞の報道を見たんですけれども、全体で都道府県、それから市町村合わせたところでの配分が2兆円ということになります。そのうちの1兆円が地域経済の活性化に向けての対応でありまして、これにはスポーツ、文化、イベントなどの再開支援であったり、あるいはテレワークの導入予定、導入支援、それから農林水産物の販売促進、そういった事業を国としては考えられております。

それから、別の1兆円については、これは家賃支援とか雇用維持であるとか、休業の協力金、交通機関や旅館、ホテル等の経営支援等に限定しての活用というような報道がなされております。

こういった考えの中で、町としてもおそらく事業の制度設計を図っていかなきゃならんというふうに思いますけれども、そういう中でですね、今回、町としても考えられたのが、やはり小中学校等の休校期間の学習をどうやって進めていくかというようなことを非常に問題視されたところでもあります。国の中でもGIGAスクール構想というものがありまして、これを甲佐町も先んじて進めさせていただきました。およそ3分の1の導入がなされておりますけれども、今後、1人1台の利用を考えたところでのこの制度設計が必要でありますんで、これが地方創生の臨時交付金の財源として活用できないかというようなことを、今検討しているようなところでもあります。

それと、いろんな施策等が考えられますけれども、もう少しですね、国からの情報をちゃんと収集した上で、最終的な町の対応を決定しながら、早い時期に議員各位には臨時議会を開催させていただいて、その議会の中でご決定をいただければ、大変ありがたく思っているところでもあります。以上です。

〇議長(宮川安明君) 井芹しま子議員。

○10番(井芹しま子君) さまざまですね、経済対策、雇用対策、そういったものへのですね、活用も含めまして、そうした中でですね、非常に取り残されていく生活の弱者といいますかね、そういった人たちがですね、やっぱり甲佐町でもおられないように、そういった人たちにもきちんと目配せがいくようなですね、そういった支援を切に求めたいというふうに思いますし、経済の発展もですね、そういったのもですね、少子化の回復なくしてはですね、将来はあり得ないわけですので、これについてもですね、町独自でというわけにはなかなかですね、ありますけども、町、自治体、それぞれがですね、そういった努力はすべきだというふうに思いますので、そういった点でよろしくお願いをしたいというふうに思います。

2点目ですね、加齢性難聴の補聴器補助についてですね、質問させていただきたいというふうに思います。

年齢を重ねますと、耳が遠くなったという声はよく聞くことですけれども、しかし、職場もですね、難聴もですね、年を取ったらですね、当たり前というふうに、仕方がないと諦めてしまう方々も多いのではないかというふうに思います。

しかし、この加齢による難聴が進行しますと、人の言ってることがわかりづらい、誤解を生じる、電話が聞こえない、会合など控えてしまいがち、などコミュニケーションがとりづらくなり、家に引きこもりがちになるということも出てまいります。そういった方も実際目にしたわけですけども、こうした聞こえにくさによってですね、会話に支障が出る加齢性難聴は、70歳を過ぎますと3人に1人、80代になりますと3人に2人というふうにいわれております。高齢化、甲佐町の高齢化も進んでおります。高齢化といいますけども、実際今、甲佐町の高齢化の動向というのはどういうふうに進んでいるのかお聞きをしたいと思います。

〇議長(宮川安明君) 福祉課長。

〇福祉課長(岡本幹春君) 近年の高齢化の動向ということでございますので、各年度

末の住民基本台帳に基づきます高齢化率について、直近3年間ほどご紹介したいと思います。

平成30年3月末時点におきまして37.4%、31年3月末時点で38.1%、一番直近の令和2年3月末におきまして38.4%。参考としまして、今から10年前、平成22年3月末時点におきましては、32.4%でございましたので、この10年間で6ポイントの増というような傾向になっております。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 井芹しま子議員。
- **○10番(井芹しま子君)** 答弁いただきましたように、甲佐町だけでは限りませんけど も、地方にありましてはですね、高齢化も進んでおります。甲佐町のほうはですね、38% ということで、そういった点では非常に進んできております。

難聴の方も、これに比例して増えているというふうに考えられます。この難聴問題につきましては、2017年のアルツハイマー病協会の国際会議では、難聴対策は認知症を予防する一番大きな因子であるとの報告がなされています。高齢化の進行による認知症の増加に対する対策も大きな課題となってるわけですけども、こうした認知症を予防する上でもですね、早めの補聴器使用が有効といわれております。

しかし、日本の補聴器普及率は14.4%というふうにあります。イギリスではちなみに47.6%、アメリカでは30.2%と比べますと、大変少ない状況だと言わざるを得ないというふうに思いますけども、その原因にはですね、補聴器の価格の一つにはですね、高さにもあるというふうに思います。ここで補聴器の公的補助がどうしても必要だということをですね、訴えたいというふうに思います。

この公的補助、欧州諸国に比べましても、日本の難聴対策の遅れは目立っております。 関係団体調査によりますと、補聴器購入の際の公的補助は、デンマーク、ノルウェー、イギリスでは100%、ドイツ、スイス、イタリアではですね、約7万円から10万円、日本とアメリカは100%自己負担となっております。補聴器への公的補助を求める声はですね、今、各自治体に広がろうというふうに、広がろうとしております。この補聴器の公的補助、現在ですね、全くないのかですね、どのようなものがあるのか、ちょっとそういった点でお尋ねをしたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 福祉課長。
- **○福祉課長(岡本幹春君)** 補聴器の補助についてということでございますが、3月議会の予算の時だったと思いますが、井芹議員のほうから、町のほうで町単独の補助事業の創設をというようなご質問があったと思いますが、その時に当時の担当課長のほうから、新設の補助事業については検討していないということで答弁をさせていただいております。現時点におきましても、町単独での補助事業については検討を行っていないところです。

ただ、難聴につきましては、難聴のレベルによりまして障害者手帳を取得することが可能でございます。障害者手帳、難聴を原因とする障害者手帳を取得することができれば、原則、1割の自己負担で、あとの9割は公費負担という形での補聴器の購入ができるという制度がございます。以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 井芹しま子議員。

○10番(井芹しま子君) 障がい者の方にはですね、公的補助があるということですけども、WTOではですね、補聴器を推奨するのは41デシベルから70デシベル未満で、41デシベルから福祉サービスを必要とする聴覚障がい者と位置付けられているそうでございます。日本の聴覚医学界もですね、40デシベルを超える場合に補聴器の推奨をしております。補聴器の使用は認知症のリスクを減らす上でもですね、生活の安全性からも、精神的にもですね、補聴器の普及を図るべきだというふうに考えます。普及を進めることについてはですね、ひいては町にとっても医療費の抑制にもつながるというふうに考えますし、高齢者の健康寿命を伸ばすためにも、この補聴器の公的補助、是非とも検討をいただきたいというふうに思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) この補聴器購入の補助といった問題については、国のほうでは 国会の財政金融委員会、この委員会の中で共産党の議員の方が取り上げられて質問されて いると私も承知をいたしております。

で、論調といたしましては、この加齢性難聴、外国においては、これは医療のカテゴリーとして捉えられております。日本の場合には、これは障がい者のカテゴリーに捉えられておりまして、公的な助成については、ただいま福祉課長のほうが答弁をしたとおりの内容ということになっております。

それと、税制上の医療費控除等の面から考えたときにも、医師等によります治療の一環として補聴器を購入された場合に、その対象となる取扱いになるというふうに理解しておりますが、それも数十万の単位での補聴器に対して10%程度の減免というか、それというふうになりますと、個人の負担は相当な額に上るというような内容であります。

そういう中で、最近の動向をちょっと調べてみますと、おっしゃるとおり、認知症の危険因子である可能性も指摘されておりまして、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下防止の効果を検証するための研究、これが日本医療研究開発機構において、平成30年度から始まっているそうです。研究の推進がなされているということでありますので、国のほうでもそのへんの動向を見たいというような答弁も厚労省のほうからあっているように思います。ですから、町としても、やはりそういうこと、まず国のほうで考えていただくべき問題であろうというふうに理解をしております。たしかに、全国的にこの補助をやっておられる所を調べてみますと、東京都内の自治体が多いように思います。一部、東京都以外でもこういった制度を自治体として取り組んでおられますけれども、先ほど申し上げましたとおり、甲佐町といたしましては、やはり国の動向等も見極める必要があると考えておりますので、現在のところ、補助制度についての対応としては、考えていないということであります。以上です。

〇議長(宮川安明君) 井芹しま子議員。

〇10番(井芹しま子君) 詳しく答弁いただきましてありがとうございます。国の動向を見たいということですけれども、やっぱり自治体からもですね、そういった必要性とい

うのはですね、やっぱり先行して実施をしたり、そういった声を上げていくということがですね、国のそういった制度を変えることにもつながりますので、是非そういった点の検討、よろしくお願いを申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(宮川安明君) これで10番井芹しま子議員の質問は終わりました。

昼食のためしばらく休憩します。午後は13時より再開いたします。

休憩 午後 0 時00分 再開 午後 1 時00分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番森田精子議員の質問を許します。

5番、森田精子議員。

○5番(森田精子君) 5番、森田でございます。一般質問通告書に従いまして質問を させていただきます。

まず1番目の、熊本甲佐総合運動公園周辺整備についてでございますけれども、本年度の3月議会で、町長の行政報告の中にも総合運動公園の整備の状況の報告がありました。また、先般行われた子ども議会でも、総合運動公園の整備に対する関心の深さや期待度が、それぞれに高まっている状況で質問があっておりました。

そういう中で、先ほど来、新型コロナウイルスの影響ということで、各議員さんお尋ね になっておられますけれども、この新型コロナウイルスの脅威にさらされる中、テニスコ ートなどの今年度整備への人的及び経済的影響はなかったのかをお尋ねします。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** それではお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の中、今年度整備しておりますテニスコートエリアなどの影響はなかったかということですけれども、現在整備中の総合運動公園の公共工事につきましては、国、県からの通知により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、工事の一時中止や工期の延長を申し出ることができるようになっております。

町の発注工事においても、現時点でのそういった申出は出ておらず、総合運動公園の工 事への影響についても、特に報告は上がっておりません。

現在工事を行っておりますテニスコートエリアについても、大幅な遅れはなく、6月の 完成を見込んでおります。

工事への人的な面、それと経済的な面では、材料等の納入等が考えられますけれども、 そういった遅れなどの影響も、現在のところは見られていないような状況でございます。 以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- **○5番(森田精子君)** ただいまの説明では、工事の中止や工事の延長もなかったとい

うことで、ほとんど影響はなく、今月末の完成を見込んでいるということですけれども、 では、現在の総合運動公園の整備の進捗状況がどうなっているのかを教えてもらってよろ しいでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい、それでは現在の総合運動公園の整備状況の進捗状況についてご説明をいたします。

現在はサッカーエリアの照明設備を1基、それと、テニスエリアのコート8面及び周辺の駐車場。それと、サッカー場エリアの遊歩道の整備を行っております。サッカーエリア照明とテニスコート8面、それと駐車場については、先ほど申しましたように、6月の完成を見込んでおります。完成次第供用を考えております。

今年度につきましては、令和2年度につきましては、テニスエリアで照明施設と管理棟 の新設、野球場の一部の施工ができたならば予定をしているところでございます。

また、今後の予定といたしましても、3年度以降につきましては野球エリア、令和4年度にソフトボールエリア、多目的エリアの整備を行っていくような計画でございます。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- **○5番(森田精子君)** 進捗状況については、今年度テニスコートエリアの照明施設、 それから管理棟整備などが予定されているということですけれども、先ほど令和4年度に 完了する予定ということでしたけれども、熊本甲佐運動公園の整備は、すべて完了できる のかをお尋ねします。
- **〇議長(宮川安明君)** 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(荒田慎一君)** はい、では、甲佐、熊本甲佐総合運動公園の整備が令和4年度にすべて完了するのかということについてお答えしたいと思います。

熊本甲佐総合運動公園の整備事業につきましては、国の特定地区公園事業社会資本整備総合交付金を活用しているため、事業要望額に社会資本総合整備交付金が100%の配当があれば、令和4年度に完了ができるものと考えておりますけども、今年度、令和2年度を見てみますと、事業要望額に対し、社会資本整備総合交付金が約70%となっていることから、現段階では、令和4年度にすべての整備が完了できるとは確約ができないような状況になっていると思っております。以上になります。

- **〇議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- ○5番(森田精子君) 現段階では、その交付金の関係もあり、現在、交付金が70%と 財源的にも非常に厳しい状況で、令和4年度にすべて完了するのは確約できないというこ とではありますけれども、交流人口を拡大して、地域経済高循環を目指すことにもなりま すので、是非ともですね、令和4年度の整備が全面完了するような、可能な限り努力して いただきますようお願いします。

続きまして、総合運動公園の堤内用地についてお尋ねをいたします。運動公園の堤内用地については、今年の1月末に各地権者との境界立会いが、国土交通省のほうで実施され

ております。それに伴いまして、地域のほうではいろんなことが憶測が飛んでおります。 埋め立てられたら我が家はどうなるんだろうとか、現在ですね、あそこが埋立予定地が、 何て言いますか、遊水池みたいな形で、かなり水をあそこで遊水してましたので、住宅の ほうや農地に、そんな影響はありましたけれども、大被害をもたらすというようなことは ちょっとなかったので、そういったところで、もう絶対反対だとかいうようなことで、憶 測が飛び交っているような状況です。

今後ですね、その堤内用地の利活用をどのように考えておられるのかをお尋ねいたしま す。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** それでは、安津橋上流の堤内地についての国交省のほうの計画をご説明したいと思います。堤内地といいますか、今現在、サッカー場あたりを整備しております総合運動公園の船津側の山側の部分になる所でございます。国交省のほうでは、緑川の災害発生に備えた防災用備蓄資材や土砂の置き場として適地かどうかの調査を行われているところでございます。その調査の内容といたしまして、先ほど森田議員のほうからありました地盤の調査、土地の面積を確定するための用地測量が行われ、関係する地権者の方には境界の確認が行われたところです。

国のほうでも防災用備蓄資材の置き場としての検討が行われておりますので、候補地と しての選定が決まりましたならば、町への説明と地域住民への説明を兼ねて、先ほど心配 されておりました遊水池あたりの内水対策とか排水対策についても説明があるものと思っ ております。説明の開催時期については、現在はまだ未定だそうです。以上でございます。

- **○議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- **○5番(森田精子君)** 国のほうで災害に備えた防災備蓄資材置き場として、などとして検討がされ、その方向性が決まったら住民に説明会もするということでありますけれども、堤内地の面積はかなり広くて、総合運動公園にそうような管理棟や物産館、また研修施設などが整備されることにより、交流拠点として利活用ができないのかなというふうに思います。そのへんはいかがでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(荒田慎一君)** はい、管理棟、物産館棟の施設への整備はできないのかということについてお答えしたいと思います。

先ほど建設課長が答弁されましたとおり、令和2年度に管理棟の新築工事の着手をすることになっております。その管理棟には、先ほど議員おっしゃられました研修等ができる会議室、また、飲食店や飲食店の情報、また観光情報、物産店の情報が紹介できるブースを設置する計画にはなっているところでございます。

議員ご質問の堤内用地を活用して物産館、宿泊研修施設の整備につきましては、今、整備をしている熊本甲佐総合運動公園整備計画には入っていないために、現段階で整備する 予定ではないものと考えております。

ただ、議員おっしゃるとおり、今後、熊本甲佐総合運動公園の利活用を図り、交流人口

の増加に取り組むためには、物産館、宿泊研修施設等の整備につきましては、今後、国等 の補助事業での財源確保を含め、検討が必要じゃないかというふうには考えているところ でございます。以上になります。

〇議長(宮川安明君) 森田精子議員。

○5番(森田精子君) 管理棟や研修等ができる会議室や飲食店情報、観光、物産の紹介ができるブースなどの設置計画はあったということですけれども、現段階でその堤内での整備に予定はないということですけれども、町の発展にとって大きな可能性を秘めている熊本甲佐総合運動公園の利活用を図り、交流人口の増加にも取り組むためにも、交流拠点をエリアで捉え、既設施設等の有効活用を目指す必要があると考えます。是非限りある町の財源や活力を駆使しながら、また、民間の方にも呼び掛けながら、今後検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、安津橋上流堤内の整備計画があれば、馬門川浸水対策の考えについてお尋ねをします。堤内地周辺地域は、平成19年7月に、皆様もご存じですけれども、緑川が氾濫し、多くの家屋に被害をもたらし、また、その後執行部のほうではですね、懸命な要望活動、堤防の要望活動を実施され、今現在、一部堤防が整備されております。

しかし、今現在でも県道今吉野甲佐線の道路からの大水、これはここ最近、また雨が降ってますけども、かなり船津の谷に曲がる所に水が溜まり、ごみもですね、たびたび溜まっていて、地域の方がたびたび清掃をされ、その水のほうも流されておるという事情もあります。実情もあります。

それから、町道向坂線からの大水と、また、馬門川からの越水が発生している状況で、 洪水氾濫から守られるべき住居や農地側に被害が生じております。堤内の整備計画があれ ば、馬門川周辺浸水対策について、どういう考えを持っておられるのかをお尋ねいたしま す。

- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい、それでは、安津橋上流の堤内地整備が行われたときの馬門川周辺の対策はということですけども、当該地区は先ほど説明したとおり、防災用備蓄資材置き場としての整備が考えられております。先ほど森田議員のほうからもありましたとおり、整備予定付近の住宅につきましては、過去にも浸水被害が起きておりますので、整備の際にはですね、国または県道を管理される熊本県とも十分協議をして、馬門川の対策を検討も行いですね、排水対策を一緒に考えていくように要望をしていきたいと思っております。以上でございます。
- **〇議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- **○5番(森田精子君)** 馬門川の排水対策も考えていくということではありますけれども、整備の際には、排水対策というのは必須であります。で、現在、緑川堤防がグラウンドゴルフ場、下流側に計画されていると思いますけれども、その緑川堤防計画と馬門川周辺の浸水対策の考え方について、どう考えておられるのかをお願いします。
- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。

○建設課長(志戸岡 弘君) 緑川堤防計画と馬門川の対策につきましては、緑川の堤防計画につきましては、安津橋の下流側になります。下流側のグランドゴルフグリーンパル甲佐から山側にかけてが堤防の未整備区間でございます。国交省のほうではそこをですね、山側にどん付けするような計画で整備がなされております。そのため、馬門川につきましては、水門が整備される予定となっております。町としましても、馬門川周辺の浸水対策を考えた場合には、国と一緒になってですね、内水対策を考えていきたいと思います。堤防の整備計画に伴い、町としても今後、国にできる浸水対策の要望等をしてですね、一緒に考えていきたいと思っております。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- **○5番(森田精子君)** 堤防も山側に計画がされ、今、実施されつつあるということではあると思うんですけれども、馬門川の排水ポンプ場の整備も国のほうに要望していくということもありました。是非ともですね、ここについては地域住民の安心安全が図られますよう、要望活動を引き続き実施していただくよう切にお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。各区より町へ提出する事業実施要望についてですが、この回答については、一遍どおりで具体的に欠けているという行政区側からの意見があります。また、毎年毎年同じ要望を提出し、回答は検討しますということになっているそうです。5年も同じ事業を出しているのに、何を検討されているのかわからないということが耳に入ってきております。

まず、行政区から提出されている同一事業は何件ぐらいあるのかお尋ねをいたします。

- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(北野 太君) はい、それでは行政区の事業要望ということでですね、別紙のほうに一覧表を資料として提出させていただいております。その中で申しますと、令和元年度の要望件数が全部で192件ございます。そのうち前年度、平成30年度と同一のものが70件ということで、率にしますと約36%ということになっております。以上でございます。
- **〇議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- ○5番(森田精子君) ただいま要望件数が192件、それから同一事業が70件で全体の36%で、ほとんどが事業化に対する要望とは思い、これを見てみますと、ほとんどが事業化に対する要望とは思いますけれども、まあ、数年かけて同じその事業を出しているということに対して、行政区のほうもちょっと不満を持っていらっしゃいます。検討するという回答が毎年出されていることについては、やはり検討するということ自体は、どのような形で検討してどういうふうしましたという回答が必要になってくるかと思いますけれども、道路整備計画基準評価基準の設定をする時に、評価表がありますけれども、そういう複雑な評価表ではなくて、もうちょっと明確にわかるような評価表などで回答するというようなことはできないのか、ちょっとご提案を申し上げたいと思います。
- **〇議長(宮川安明君)** 総務課長。
- 〇総務課長(北野 太君) それでは、行政区要望につきましてですけども、手続の流

れについて若干ご説明いたします。行政区要望につきましては、毎年8月ごろに要望書の 提出依頼を、各区長さんへ依頼をいたします。それの受付後は、要望内容によって各課に 振り分けを行っております。その後、各課において各行政区の区長さんとか役員さんたち と協議をしながらですね、場合によって現地調査などを行い、緊急度や重要度、また、町 の今個別計画との整合性及び財源確保ですね、予算的な可能性などを検討し、必要に応じ、 次年度の事業計画や予算へ反映させるという流れとなっております。

町の事業年度及び会計につきましては、議員ご存じのとおり単年度となっておりますので、この制度的には、次年度の事業に係る要望の調査という位置付けとなっております。

要望内容につきましては、簡単な修繕など経費でできる比較的小規模なものから、道路 改良とか水路の浚せつ工事など、多額の費用を要する大規模なものまで多岐にわたる内容 となっております。

調査方法などについては、事業評価のやり方など各課と検討しながらですね、その返答の文言が一遍とおりということでございますので、改善を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- **○5番(森田精子君)** まあ、単年度事業で財政的にも厳しい中っていうことは、十分 私も経験済みですのでわかっておるんですけれども、行政区側としたらですね、一つでも 多くの要望を出したら、その解決、一つでも事業を採択されて解決していきたいというよ うな思いもある中で、緊急度とか重要度、それから整合性ですね、それから財源の確保な どの可能性などを検討するということですけれども、そういったことをですね、改善する 策として、明確にその表示して回答するというような考え方はできますでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** ただいまの点、私のほうからお答えさせていただきます。

議員もご承知のとおり、私が示すところのマニフェストの政策にしても、これもすぐにできるものから、おそらく時間かけないとできないもの、要するに短期、中期、長期に区分したところで、その実現の可能性を探るというようなことでこれまでもきております。

区からの要望に対しては、毎年総務課長から話もありましたように、要望書をとって、 その中で区としての考え方をお聞きして、それをなるだけ町政のほうにも生かすようなこ とで考えております。

ただ、マニフェストと同様にですね、やはりできるものから、その何て言いますか、実現の可否についてもやはり検討しながらやらざるを得ない。というのが、やはり限られた財源も、あんまりこういう言葉使いたくないんですけれども、限られた財源の中でしかやれない、ただし、この財源を理由にですね、事業を、何て言うかな、できないとか、そういうふうには直接結びつけることは私は卑怯だと思うんで、これまでもできる限りのこの可能性、あるいはその国、県の補助制度の考え方、あるいは、町独自のいろんな考え方等も含めた中でですね、対応させていただいてきたつもりではあります。

ただ、できる限りのお答えはしたいと思いますものの、そういう状況でありますんで、

この回答書の書き方等については、以前も私のほうでも担当課のほうには、もう少しその 経緯、あるいはその町としての方向性等も、もう少し丁寧に書き添えていただいた上での 回答書を作ってみたらどうかというような指示もしておりますんで、今一度この点につい ては立ち返って、各担当課のほうにも、そういった指示を改めて出したいというふうに思 います。以上です。

〇議長(宮川安明君) 森田精子議員。

○5番(森田精子君) 今、ただいま町長のほうからご答弁いただき、なんか先が見えたような気がしますけれども、是非ともですね、やはり行政区の区長さんたちが満足されるような回答、財源的なものっていうのは、少ない財源で事業を実施するというのは厳しい部分がかなりあるとは思いますけれども、できる限りの可能性をですね、町長言われるようにやっていただき、効率化や正しい方向性になるように、その回答については研究をされ、明確な資料回答となるよう改善を図っていただくよう、よろしくお願いします。

次に、3番目の最後の質問になりますけれども、交通弱者に対する交通対策についての お尋ねをいたします。交通弱者に対する交通対策関連については、これまでに私も含め数 名の議員によって質問がなされております。3月定例議会で、公共交通実態調査について の質疑があり、調査は終了し、取りまとめの段階であるというふうに答弁をされておりま すけれども、その調査方法、分析結果など、その後の状況はどうなっているのかをお尋ね いたします。

〇議長(宮川安明君) 企画課長。

○企画課長(古閑 敦君) 昨年度実施しております基礎調査業務についての調査方法、 また分析結果について答弁させていただきます。

この調査につきましては、本町における各地域の福祉、また公共交通の現状を把握し、町民の生活や移動特性を整理分析し、今後の地域福祉及び公共交通などの地域コミュニティーのあり方などを検討するために基礎調査を実施しております。

調査内容としましては、移動の実態及びニーズ調査のため、町営バスや麻生交通の鶴場線、氷川線の利用者の方62名から回答いただいておりますが、その方々の公共交通利用者調査、それと、移動特性及びニーズ調査のため、町内の75歳から89歳までの高齢者の方、201名の方々にアンケート調査を行いまして、196名の方から回答があっております。

このほか、交通や福祉事業者など12の事業者、それと事業者ヒアリング調査等も行いまして、各地域での移動特性やニーズの把握、分析を行っているところです。

この調査結果を基に分析をしているところですけれども、町全体として、高齢者の方、約7割が地域公共交通をあまり利用されていないこと、また、バス停までのアクセスが不便な地域があること、全体的に地域公共交通への利用頻度、依存度、そういったものが低いという結果が見られております。

地域別に見ますと、宮内地区のほうでは、運転免許証非保有者の方の割合が高く、乗り合いタクシーやタクシー利用補助等の希望があること。また、甲佐地区におきましては、 運転免許証の非保持者は約半数程度、バス停までが遠い、地域交通がカバーされていない ような集落等もあると。竜野地区では、バス停まで遠い、バス停増設の要望があったり、また、地域交通がやっぱりカバーされてないような集落も多く点在しているということ。 乙女地区のほうでは、地形的な特性によりバス停までのアクセスが不便な地域が多く点在 すること。また、町営バスの運行や予約制のタクシーなどの導入要望があること。 白旗地 区では、路線バスは結構充実しており、多くの地域がカバーされているが、バス停へのアクセス改善や運賃面での支援の要望があるというような、こういう分析を今現在している ところでございます。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- **○5番(森田精子君)** この概要報告書、資料ですけれども、これを見てみますと、各校区で様々な課題が発生しておりますけれども、この課題の中でもうたわれておりますけども、町営バスの運行や予約制のタクシーを導入してほしいとかいう要望もあっております。こういう要望を今から分析されるわけですけれども、この分析結果っていうのは、大体いつぐらいまで時間はかかりそうなのでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 企画課長。
- **○企画課長(古閑 敦君)** はい、分析については、大まかなところやっておりますので、今後、分析したものと、それぞれ担当課のほうともですね、調整をしながらやっていきたいというふうには思っております。ある程度の分析までは終わっております。
- **〇議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- **○5番(森田精子君)** その時期っていうのは今年度いっぱいぐらいかかるっていうことですかね、分析までには。
- 〇議長(宮川安明君) 企画課長。
- **○企画課長(古閑 敦君)** はい、分析につきましては、今後、町長のほうの政策目標であります運転免許証返納者等の高齢者等に関する交通手段への支援検討というのも上げておられますので、そういったものと含めながら検討していきたいというふうには考えております。
- **〇議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- **○5番(森田精子君)** まあ、住民アンケートについては、75歳から89歳まで無作為に抽出された結果だとは思いますけれども、このアンケート調査については、私がお尋ねをした時には、全世帯で調査をするようなことを言われていたと思いますけれども、この75歳から89歳までになった経緯というのは、どういったことでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** しばらく休憩します。

休憩 午後1時33分 再開 午後1時35分

〇議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 企画課長。 **〇企画課長(古閑 敦君)** すみません、時間をとらせて申し訳ございません。

今回、住民アンケートとして75歳から89歳までの高齢者の方ということで、交通弱者として免許返納をされるような方を対象にしたほうがいいだろうということで、今回、全世帯から75歳から89歳までの方に住民アンケートをとったということになります。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- **○5番(森田精子君)** まあ、高齢者の自主返納も含めたところで、75歳から89歳まで を調査したということではあると思いますけれども、甲佐町の高齢化率も、先ほどお聞き しましたところ、38.4%と10年前からすると6ポイントも増えているという少子高齢化の 状況が今からもますます進展していくと予想される中で、交通弱者に対する新たな制度を 導入していくことが必要不可欠ではないだろうかというふうに思います。

現在、宮内地区、竜野地区を走っている町営バスも利用者が減少し、赤字が700万円ほどある現状で、町全体として費用対効果も考えていく必要があると思いますが、調査結果を踏まえ、町営バスの輸送ルートの改善など、町としてのお考えをお尋ねいたします。

- 〇議長(宮川安明君) 企画課長。
- **○企画課長(古閑 教君)** はい、町営バスなどの輸送ルートの改善など、町としての考えはということですけれども、町営バスの路線の見直しにつきましては、全体的な運行時間の編成や、現在の運行体制、そういったところを考えますと、路線の変更や延長、そういうことを行うことは困難であるのではないかというふうに思われます。

今後、町営バス運行事業も含めまして、この調査の結果を基に、先ほども申し上げましたが、町長の政策目標の一つでもあります運転免許証返納者等の高齢者等に関する交通手段利用への支援検討というところで、関係各課と会議等を行いながら、課題や課題の改善、解決に向けた対応策の検討を今後進めていくということにしております。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- ○5番(森田精子君) 資料をもらっておりますけれども、嘉島町は75歳以上を対象に、年間1万円分の乗車券を配布され、そのほか、山都町や美里町、益城町など、それぞれが工夫を凝らし、支援事業を取り組んでおられます。ただいまの説明で、関係各課と会議が始まったということですので、是非基礎調査情報を踏まえ、町長の政策目標である健康と人を育むまちづくり、交通手段利用への支援の検討を是非とも進めていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。
- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **○町長(奥名克美君)** 森田議員よりいろんな課題等もいただきました。今回の調査の中で、それぞれの5つの地区において、それぞれ同じ課題じゃなくって、若干違うような課題も見出してこられましたので、その点も含めてですね、今後の公共交通のあり方について、あるいは、それに代わる新たな代替案とか、そのへんをちょっと一体的にですね、やはり協議検討する必要があるというような思いもあります。担当課においても、そのへんを十分踏まえた中での結論、検討をやっていく、協議をやっていくということを考えております。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 森田精子議員。
- **○5番(森田精子君)** ありがとうございます。今、強い町長のお言葉もいただきましたので、私も高齢者の仲間入りしておりますので、よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(宮川安明君) これで5番森田精子議員の質問は終わりました。 しばらく休憩します。2時から再開します。

> 休憩 午後1時40分 再開 午後2時00分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

4番、鳴瀬美善議員。

○4番(鳴瀬美善君) 4番、鳴瀬でございます。一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきたいと思いますけれども、本来でございますならば、この私の一般質問につきましては、3月にご提案をいたしたものでございます。ご存じのとおり、新型コロナウイルスの影響で、今回になって一般質問をさせていただくという形になっております。

で、質問の内容のほとんどが3月の質問の時の質問の内容となっておりますので、この中におきましては、梅雨前を想定した防災関係もございます。ただ、熊本県のほうももう梅雨入りをしたということで、今考えますと、もう近々の課題ということもございますので、このへんを含めたところで質問をさせていただきたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に質問事項の第1項といたしまして、土地改良施設が持つ多面的機能の共有と支援策についてでございます。甲佐町土地改良区の施設である大井手川幹線用水路をはじめ、麻生原地区土地改良区並びに糸田堰土地改良区の管理をする各用水路は、農業を主産業とする本町における重要な施設であり、財産であります。そして、併せてそれぞれの施設が町村河川の受け皿としての補完的な機能を併用し、維持されてきている現状がございます。

皆さんもご存じのとおり、近年の降雨につきましては、これまでの想定を遥かに超えるような雨が降ることや、また、常態化してきているのも否めないところとなっております。このような状況を踏まえ、各土地改良区の財産である幹線用水路が持つ河川の補完的機能をはじめ、防災や地域振興策を考えるとき、施設が持つ多面的機能の共有と維持管理の重要性は極めて大きいと考えるところでございます。このことを踏まえ質問をさせていただきます。

はじめに1番といたしまして、大井手用水を活かした町の振興策についてでございます。 町では、これまでにも大井手用水を活かしたまちづくりに取り組んでこられた経緯がある と思いますけれども、これまで実施されてきた施策やイベント等について、また、その効 果について説明をお願いいたしたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **〇地域振興課長(荒田慎一君)** では、大井手川用水を活かした施策やイベント等についてお答えいたします。

大井手川を活かした施策になるかわかりませんが、大井手川用水を活かしたといえば、 鮎料理が楽しめるやな場があると思います。また、イベントでは市街地周辺や大井手川沿 いを中心に、あゆまつりの開催や、町商工会青年部が中心となって行われている甲佐蚤の 市のイベントがあるというふうに考えているところです。

また、その効果という質問についてお答えをしたいと思います。一概にどのような効果があったという検証は難しいものと思いますが、やな場の来場者数は、ここ数年、1万3,000人程度となっております。また、あゆまつりでは、平成30年度と比べ、昨年令和元年度につきましては、8,000人の増加ということで、約3万5,000人が来町され、蚤の市でも、令和元年度では、前年度より約5,000人の増の2万5,000人の入り込み客数になっていますので、甲佐町の観光PRには十分な効果があったと考えておりますし、交流人口の増加、町の地域振興にも効果があったものと考えているところでございます。以上になります。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬美善議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** じゃあその効果があったということで理解いたしますけれども、次にですね、今後の展開としてですね、私も考えますんですけれども、今まで、今説明をいただいたいろんな施策とかイベント等、これが一つの点という形で捉えたときに、発展的に考えたときに、いろんな点が集まって、点と点を結ぶそれが線となって、そして、甲佐町全体を含めたところの面的な広がりを、将来的な形として、やっぱりいろんな施策等を活かしていっていただきたいという思いがございますので、町としていろんなイベント、施策を行っておられますので、将来的な計画とか構想等が何か持っておられるんであれば、それをお聞かせ願いたいと思います。
- 〇議長(宮川安明君) 地域振興課長。
- **○地域振興課長(荒田慎一君)** 今後の展開の施策等についてお答えをしたいと思います。

議員おっしゃいますように、各施策やイベントを、それぞれ単独で考えるのではなく、各施設、各公共施設、また民間の各施設及びイベントを連携させることで、点と点を線で結び、それを面にして町全体に広がるような仕掛けが必要だと考えているところでございます。

このような振興策につきましては、行政だけではなく、行政だけの取組みでは難しく、 関係団体、事業者、また住民の方々と協力し合うことが必要とも考えているところでござ います。

今後は、やな場や今現在整備を行っています甲佐、熊本甲佐総合運動公園、津志田自然 河川公園等も含めた施設と併せて、本年度夏にオープンを予定しております井戸江峡交流 拠点施設、井戸江峡キャンプ場でございますけれども、や、古民家交流拠点施設、旧西村 邸を含めたイベント等を計画することにより、面的な取組みとして交流人口の増加を図っ ていきたいというふうには考えているところでございます。

また、公共施設とイベントのみならず、今、大井手川沿いに古民家を宿泊施設として整備されてる民間団体等がおられますので、その方々と多様な活動に取組み、また、多様な活動に取り組まれてる方々と連携をしたイベント開催の取組みについても検討していければというふうに考えているところです。以上になります。

〇議長(宮川安明君) 鳴瀬美善議員。

○4番(鳴瀬美善君) 今担当課長がおっしゃるとおり、私も、そういった形で広い分野で多くの方たちが甲佐町のために携わって発展に寄与していただきたいという思いは一緒でございます。ありがとうございました。

続きまして、質問の2番に移らせていただきます。質問の2番といたしまして、町村河川の補完的機能を担う土地改良施設の維持管理費用について、町の支援策について質問をさせていただきます。

質問に際しまして、現在、各土地改良区の幹線用水路への流入している町村河川、これには準用河川も含めてで結構ですので、どれだけの河川があり、また、河川名とその数をですね、土地改良区の幹線用水路ごとにお聞かせいただければと思います。

〇議長(宮川安明君) 建設課長。

〇建設課長(志戸岡 弘君) はい、それではお答えいたします。町の管理河川が土地改良区の水路に流入している河川数はということですけども、まず、甲佐町土地改良区管内では、西寒野区の宮園川、それと大井手水路に流入します南谷川、それと湯田川の3河川になります。それと、麻生原堰土地改良区管内では、津志田地区の長山川、田口地区の浦田川の2河川。それと、糸田堰土地改良区管内におきましては、山出区の山出川の1河川となり、土地改良区の水路に流入している河川は、全部で6河川であると思われます。そのほかですね、小河川、谷川からの小河川などが流入をしております。以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 鳴瀬美善議員。

〇4番(鳴瀬美善君) はい、ただいま担当課長のほうから説明がございました。甲佐地区で3路線の河川が入ってくるということでございます。例を挙げますならば、大井手川の、市街地を流れる大井手川でございますけれども、あそこの緑町の所で入ってくるのが南谷川だろうと思います。それと、横田の地内で高校前に合流するのが湯田川ということです。私もそう理解いたしますけれども、またほかにも、糸田の幹線用水路に山出川、麻生原で長山川と浦田川ということでございます。

私がもう一つだけちょっと思うのは、糸田の松ヶ崎の白旗駐在所の前に、準用河川の中州川、中州川には上のほうの御船から来る妙見谷川が合流しますけども、まあ、あそこも強いて言うならば、あそこで合流して操作を、土地改良の方が樋門操作をされとるということで私は理解をしております。いろいろな河川が入り込んでくるんですけれども、そう

いったことを含めたときに、すべてのこの幹線用水路がですね、土地改良区の用水路の中に町村河川が流末として入っていくということが、土地改良区のその施設は土地改良区の用水だけではなくて、河川の補完的な機能を当然持って果たしているということを私は理解をいたします。

そういったことを踏まえてですね、冒頭でもちょっと話をさせていただきましたけれど も、昨今の降雨の状況において、これまでのような想定外というような表現で取り扱える ような状況にないということは、行政のほうにおいても十二分にご理解いただいていると いうことで思っております。

このようなことを踏まえて、今、幹線用水については建設課長のほうから流入する河川についてお話をいただいたところであります。それを流入することがあるということで、そこでその問題については留めておきたいと思いますけども、すべてが関連してきますので、続きまして3番の質問ですけども、国の施策として多面的機能支払交付金事業が甲佐町でも取り組まれておると思いますけども、現在、甲佐町で何地区がありますかということで、これについては、事前に担当課のほうに資料提供をお願いしたところ、この資料の中で農地の維持共同活動ということで31組織、そして、長寿命化ということで26組織が取り組まれておるということがわかりました。

このことを踏まえ、これまでにですね、この事業として、幹線用水路に近いような地区の方たちが取り組まれておりますので、できればその地区の方たちと、この幹線用水の維持管理について協議等がもし取り組めるんであれば、協議等がされた経緯があるのかというのをですね、担当課のほうにお聞きをしたいと思います。町だったり、その事業の主体の団体だったり、土地改良区さんだったりというところで、そういった話題についてですね、話をされた経緯があるのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(宮川安明君) 農政課長。

〇農政課長(井上幸介君) はい、それではお答えいたします。各土地改良区の幹線水路を、各地域の多面的のエリアに編入することで、各地域で改良や浚せつ等を多面的の事業として行うことは、制度上可能ですし、現在、いくつかの地域では土地改良区と協定を結ばれてされているケースもございます。

しかし、交付金はエリア内の農地の面積により交付金額が決定されるため、幹線水路を編入しても交付金の増額というのがございません。そこで、各地域の交付額は変わらず、作業エリアのみが拡大することとなりますので、特に費用負担面であったり、管理区域につきましては、各土地改良区と各地域の十分な協議が必要であると考えております。

そして、先ほどおっしゃいました協議の件でございますけれども、地域と土地改良区、それと町、三者での協議ということにつきましては、今までのところ行っている経緯はございません。といいますのも、まずは各土地改良区と地域のほうで協議が行われて、そこで協定が締結された後に町のほうに上がってくるというような状況でございましたので、今のところやっていない。ただ、今後そのような要請があった場合には、制度説明など町ができるバックアップを行っていきたいというふうには考えております。以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬美善議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** はい、この各それぞれな保全会という名前でございますけれども、ほとんどが今、担当課長が申されますとおり、農地をベースとして補助金がくるような事業でございます。当然、土地改良区の幹線用水路についても、受益者であります農家の方々、この方々が計上賦課金ですかね、を払いながら維持管理をされていくというシステムというか組織でございますので、往々にして受益者が重なっているところでありますもんですから、何らかのそんな維持管理についても、タイアップしたような形が一番望ましいんじゃないかということでご質問させていただきました。

言わんとすることは、これから高齢化していく農業者の中にあってもですね、やっぱりそういった何らかの補助、そして、私は行政がですね、土地改良だったり地元だったり、その橋渡しというか、間に立ってですね、制度のおつなぎをするとか、やっぱり話し合いの場に顔を出して参加していただくと、安心も増えていって、いい知恵も浮かぶんじゃないかという思いがあったんで、これを質問させていただきました。

で、この質問に関連をしまして、今、補助事業については説明をいただきましたけれど も、建設課長と農政課長のほうに質問をいたしますけれども、補助事業ではなくて単独事 業による土地改良区への何か補助とか支援が現在あっているのか、これについて、それぞ れの課長さんからお答えをいただきたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(井上幸介君)** はい、単独での補助ということでございますけれども、農政関係の支援としましては、大きい改良につきましては単独ではございませんが、国、県の事業を活用した支援、それと、小規模改修等につきましては、3割の単独事業補助を行っております。

それと、維持管理につきましては、土地改良区で行うのが基本ということでございますけれども、土地改良区で実施が困難であるというものについては、土地改良区と協議の上、一部町から支援しているものもございます。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい、それでは建設課関係では、各土地改良区への補助や支援があってるかということですが、土地改良区が所有する道路や水路に関することで、建設課においては、直接な補助は行っておりません。町が行う工事の影響で、支障となる箇所とか、排水先が土地改良区の水路などに排水する場合、その後に管理に影響があると思われるときには、土地改良区との協議の上、直接施工する場合があります。昨年の例でいえば、市街地を流れる大井手川水路に、町の管理河川であります南谷川や湯田川が流れ込んでおりますので、その影響で合流点付近では土砂の堆積が見られたということで、内水対策の一環としてですね、大井手川の浚せつを実施した経緯がございます。以上でございます。
- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬美善議員。
- ○4番(鳴瀬美善君) 今、建設課長が言われましたとおり、やっぱり先ほど冒頭で私

も言いましたけれども、河川の受け皿的なような多面的な機能も持っているということで、 今、浚せつに対しても建設課長のほうから支援があったということでございました。

本質問の最後ということで質問させていただきますけど、これの質問の総括として町長に質問をいたしますけれども、各土地改良区においては、施設の維持、あるいは改修費に加え、毎年実施してこられておる土砂の浚せつに係る費用等について、非常に苦慮されているとお聞きすることもございます。大井手用水路をはじめ、各幹線用水の持つ河川の補完的機能や、防災あるいは地域振興策につながる多面的機能の重要性に視点を置き、さらなる町の支援ができないものか、これは町長のお考えをお聞かせ願い、最後にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) ただいま鳴瀬議員のほうから、幹線水路に関連したところの土 地改良区への支援ということでのご質問だと承りました。

先ほどから質疑の中で、やりとりの中でもお話があっておりますとおり、各幹線水路には、農業用水の機能はもちろんのことでありますけれども、そのほかにも河川の補完的機能、あるいは防火用水としての防災上の機能等も兼ね備えているというふうに認識をしております。

特に大井手川については、あゆまつりなどをはじめとして観光振興の機能など、そういった多面的な機能も兼ね備えております。そういう意味でも、非常に重要性がある施設だというふうな認識もあります。

先ほど述べたこの大井手川用水につきましては、説明をいたしたように、南谷川、それから湯田川、二つの河川からの流入もあっておりまして、豪雨の際は浸水被害も発生をしているような状況もあります。したがいまして、町としても、市街地の内水対策という視点からも、取り組んでいく必要がありますので、昨年は河川が流れ込む付近の浚せつも実施させていただきました。

それから、改良事業等の支援といたしましては、現在、いくつかの土地改良区のほうから大規模改修事業等の計画が提出をされている状況でありまして、詳細な協議についてはこれからでありますけれども、なるべく土地改良区の負担軽減を図るためにも、国県補助の採択に向けて協力努力をしていくということになります。

それと、そのほかの幹線水路全般の維持経費ということに関しましても、先ほど説明を 申し上げたとおり、土地改良区でも実施が困難なものもありますので、その点については 十分協議を行いながら、引き続き町の支援も検討していくというようなことになろうかと 思います。以上です。

〇議長(宮川安明君) 鳴瀬美善議員。

〇4番(鳴瀬美善君) はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして質問項目の2番に移らせていただきたいと思います。項目の2番といたしまして、安心安全なまちづくりについてということでございます。

まず1番目といたしまして、現在、工事を実施されてきておられます防犯灯の整備状況

と計画についてお伺いいたします。現在、白旗地内の県道嘉島甲佐線や国道443号線、その他町道等において整備がなされてきているところでございますけれども、計画全体として、これまでの整備率について、事業地区並びに事業費ベースでのそれぞれの進捗率について、資料の提供もいただいておりますので、併せ説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) くらし安全推進室長。
- **Oくらし安全推進室長(佐々木善平君)** はい、それでは防犯灯の整備進捗状況についてお答えをいたします。

防犯灯の整備につきましては、平成27年度に、甲佐町防犯灯整備計画、これを作成しまして、平成28年度から5年間、つまり令和2年度までに、国道や県道等の主要通学路、これを中心に13路線、約14キロメートルを目標に設置を進めております。これはお配りした資料にも出ておるところでございます。

今年度が計画の最終年度でございまして、令和元年度末では約80%終了しておるというようなところでございます。予算につきましては、国の社会資本総合整備交付金を財源にしておりまして、これまでに約8,500万円を充当しておるというところでございます。

水道管や通信ケーブルなどのですね、地下埋設物の影響で設置できない所を除き、計画 された箇所は今年度で概ね終了予定であります。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 鳴瀬美善議員。
- ○4番(鳴瀬美善君) 今、くらし安全推進室長のほうから説明がございました。私も 事前に室長のほうから資料をいただいて、それを自分なりに読解したところでございます けれども、この今のお答えの中にあったかと思うんですけれども、この資料を見る限りで ちょっと質問させていただきたいんですけれども、この資料の中で、国道443号、それと 県道の白旗増見鶴線でございますけれども、この表を見る限りの数字でいきますと、実績 的にはマイナスということで、特に国道443号線についての実績が、まだ57%程度しか見 えません。それと、白旗増見鶴線についても、実績で27%程度ということでございます。

それと、逆に増えた路線が2路線ほど目立つのがございますけれども、1路線は県道稲生野甲佐線と大町塔ノ木線、もう一つが町道の津志田中山線ですね、この二つについては、大体4割、当初計画よりも40%ほど増えているというような数字で見ることができますけれども、おそらくこの表に出てきてない元年と2年の中でこれも埋まっていくのかなと思いますけども、この表の中だけで判断したときに、この突出しとるというか、その今の4路線についての増えたり減ったりした理由についてをお聞かせ願いたいと思います。

- **〇議長(宮川安明君)** くらし安全推進室長。
- **○くらし安全推進室長(佐々木善平君)** はい、表の中の予定と比べて設置台数が極端に多い所と、それと少ない所の理由でございますけれども、これまでの町の防犯灯の設置状況につきましては、明確な基準がありませんで、既設の電柱等に数多く設置してあるものがございました。したがいまして、防犯灯間の間隔が極端に長いものが数多くございました。

今回の整備計画では、光源の強さ等を勘案して、防犯灯の距離間を概ね40メートルに設

定をしております。したがいまして、従来の電柱間で間隔の広い所がずいぶんございましたものですから、そこにつきましては、電柱間の間に補充して設置をしております。それで台数が増えたものでございます。

また、国道443号線、これにつきましては、設置予定の歩道に大町から甲佐高校あたりもそうなんですけど、光ケーブルが通っておりまして、それと水道管が埋設されておるというようなことで、なかなか設置ができません。あるいは、歩道の下を用水路が流れておりまして、支柱を立てることができなかったということで、設置台数が目標を下回っておるというようなことでございます。

また、一部電源がとれないという所も13番の所にもございまして、これが設置台数が目標を下回っておるものでございます。

また、設置の際には、必ず業者とその場所を確認させていただきまして、地元の区長さんに説明をして、その上で設置をさせていただいております。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 鳴瀬美善議員。
- ○4番(鳴瀬美善君) 説明で内容的には非常にわかりやすかったと思います。で、令和2年度が最終年度ということでございましたので、おそらく今年の年度の中に新しい路線等が検討されていくものかと思いますけども、それを検討されていく上においては、どなたがどういう、今区長さんたちとかという話もございましたけれども、少し具体的には、行政内ではどういった組織で、どういったところを基準として設置計画をもっていくのかを、もう一回教えていただいていいでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) くらし安全推進室長。
- **Oくらし安全推進室長(佐々木善平君)** はい、説明をさせていただきます。現在の、 先ほど申しましたとおり、現在の防犯灯整備計画というのは、今年度に終了予定でござい ます。この計画の施工区間の決定につきましては、計画策定時に学校からお示しいただい ている主要通学路として位置付けられた路線において、防犯灯が設置されていない箇所を 中心にですね、防犯灯整備計画策定委員会というものを役場の中で作りまして、ここにお いて児童生徒の通学路の安全を、確保を図っていくために、候補された主要通学路路線に ついて、路線の機能、危険性、交通量などを調査して決定したものでございます。

今年で終わりますことから、また来年度以降につきましては、今後も通学路の防犯灯の整備が必要かどうか、あるいは、通学路以外にも防犯灯の設置が必要な箇所はないかなどをですね、整備計画策定委員会の中で改めて協議をする必要があるというふうに考えております。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬美善議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** はい、今説明で非常に理解することができました。新しい計画 に向けて頑張っていただきたいと思うところでございます。

で、今のが防犯灯ということで、主要な計画をもって整備していくということでございましたけれども、一歩足を踏み込んで、今度は集落内にも防犯灯がございますけれども、 街路灯なのか防犯灯なのかと思うんですけれども、集落内でも非常に暗い所が地域的には ありますもんですから、そういう所の整備については、町も何らかの形で携わっておられるのかなというのがちょっとわからないところがありますので、そのへんは同じような整備計画の中で防犯灯ということで整備をされていってるのか、そのへんの内容について、ちょっとわかりやすく具体的に説明をいただきたいと思います。

- 〇議長(宮川安明君) くらし安全推進室長。
- **○くらし安全推進室長(佐々木善平君)** はい、お答えいたします。主要幹線道路を除く各集落内の防犯灯の整備につきましては、基本的に行政区で行ってもらっております。 行政区で設置をしてもらっております。行政区で新規に設置される防犯灯につきましては、設置費用の半額、これを町で補助しております。その後の電気代、あるいは消耗品の交換とか、あるいは修繕費等の維持管理に係る費用につきましても、行政区にその後お願いをしております。以上でございます。
- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬美善議員。
- **〇4番(鳴瀬美善君)** はい、ありがとうございました。わかりました。

じゃあ続きまして、次の質問の2番に入らせていただきます。質問の2番といたしまして、大井手用水路沿いに設置されたライブカメラの利用状況と今後の整備計画についてでございます。

町では、平成28年の集中豪雨を契機として、市街地を流れる大井手用水路沿いに、出水を監視するためのカメラを設置されていると聞いておりますけれども、その利用状況について質問をいたします。

はじめに、降雨並びに出水時における確認マニュアルについて、どのような活用の仕方となっているのか、説明をお願いしたいと思います。

- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい、それでは、鮎緑橋上流に設置しております水位監 視カメラの確認マニュアル等、どのような活用をしているかということでご説明をしたい と思います。

このカメラにつきましては、平成30年度に設置をして、昨年度から運用開始をしております。同時アクセス回線数は20回線あります。現在、パソコンや携帯電話で閲覧ができるようになっておりますが、現在は役場のパソコンから閲覧するようにしております。

映像については、ライブ映像となっております。リアルタイムで見ることができ、画像 についても鮮明で、夜間でも水位を確認することができます。

活用の方法につきましては、確認マニュアルを作成して運用することとしております。 災害待機時に大井手川の水位の状況を確認し、やな3門のゲートの閉鎖の連絡、確認を行 うことと、状況によって、区長さん、沿線住民の方への周知、それと水防活動をされる水 防団へ、水位の状況などを知らせるようにマニュアルのほうで作っております。水位の状 況を把握することで、今後の避難行動の準備や水防活動に役立つものと考えております。 以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 鳴瀬美善議員。

- **○4番(鳴瀬美善君)** 今説明がありましたとおり、マニュアルを作成されて行政のほうで運用されておるということでございました。リアルタイムに見れるようなシステムということで説明がありまして、できるならですね、住民の方たちにもリアルタイムに見れるようなシステムにできないのかということでお尋ねいたしますけれども。
- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** はい、それではお答えいたします。住民の方にもリアルタイムで見れるようなシステムを構築できないということですが、大井手川の水位監視カメラにつきましては、昨年度から運用を開始しております。その中で、昨年ですね、町のホームページから住民が閲覧できるようなシステムを構築できないかの検討を行いました。その検討の中で、水位カメラにつきましては、水路と、また沿線の道路の両脇の道路も鮮明に映ることから、道路の通行人や車両まで映るため、個人情報等に配慮する必要があるということですので、映像の修正が必要になることや、情報を必要とする人が限られているということで、当面の間は沿線住民の方と水防活動を行う人に周知することで、役場のほうで運用をすることを考えたところでございます。以上でございます。
- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬美善議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** まあその、閲覧というかですね、視聴については今のような説明でございますけれども、で、私も河川の水位については非常に気になっている1人でございまして、私も国土交通省が河川防災の観点からスマホでリアルタイムに見れるようなシステムを登録しておりますけれども、非常に緑川にももう6カ所か7カ所かですかね、井戸江峡のほうからずっと、鵜の瀬とか中甲橋とか設置されております。御船川にしても然り、人吉の球磨川だったり、近隣の河川についても、全国どこでも河川をリアルタイムに見ることができるようなシステムでございます。

そういった進んだ機能があって、町でもそれに近いような機能をお持ちであれば、あと はもう運用の面で、誰でも見れるようなシステムに改善されるような試みをされていくと、 非常に有意義ではないかと思うところで質問したところでございます。

それで、次の、今のはもうそれで終わりとさせていただきます。次に3番目の質問といたしまして、これが最後になりますけれども、防犯カメラの設置についてでございます。 これだけについては、まだ3月のほうでは質問には載せておりませんでしたけど、今回新しく載せたものでございます。

で、防犯カメラについてでございますけれども、私たちが日常生活の中において利用する各種施設や商店、道路など、様々な所に防犯カメラが今は設置されているんではなかろうかと推察するところでございます。

近年の交通事故問題をはじめ、盗難被害やその他の犯罪被害等、多くの事案をより身近な問題として捉えなければならない時代が来たと感じておるところでございます。

新型コロナウイルスの影響により、6月より子どもたちも通常の登校ができるようになりました。嬉しく思う反面、いつ事故等に遭いはしないか、一抹の不安は多くの方がお持ちではないでしょうか。

このような視点に立ち、事故や被害等を事前に予防し、あるいは抑止する意味において も、防犯カメラの設置は必要なものではなかろうかと考えるところでございます。

このような社会情勢を踏まえ、はじめに現在町が所有されておる、あるいは管理をされている公共施設において、カメラの設置状況はどのようになっているのか、伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮川安明君) くらし安全推進室長。
- ○くらし安全推進室長(佐々木善平君) はい、私のほうから答えさせていただきます。 町有施設の公共施設における防犯カメラの設置状況でありますけれども、役場庁舎内外 に合計8基、ヴェルデ甲佐の1階共有部分に1基、グリーンセンターに4基、中学校に4 基の合計17基が設置をされております。また、今年の夏オープン予定の井戸江峡キャンプ 場の施設内にも3基設置をされております。そのほか、御船警察署の資料によりますと、 個人設置の防犯カメラが、郵便局や銀行、コンビニ、スーパーなどに、町内10施設に内外 51基設置をされていると伺っております。

さらに町では昨年、防犯カメラを取り扱う業者、これは非営利型の一般社団法人全国安全環境ネットワーク協会といいますけれども、ここの協力をいただきまして、災害対応型の自動販売機を町内、町有施設4カ所、町民センター、白旗、龍野ふれあいセンター、それと乙女高齢者福祉センターの4カ所に設置をいたしました。この自動販売機の売上手数料で、防犯カメラを4基、町内に設置をしていただくようにしております。現在、町内主要交差点等に設置箇所を検討中というところでございます。以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬美善議員。
- ○4番(鳴瀬美善君) 今、くらし安全推進室長のお答えをいただきまして、非常に多くの施設とかいろんな形で防犯カメラの設置が進められてきているんだなということが初めて知ることができました。なかなか実際にしげしげとそれを見るということは、ほとんど私たちはございませんけれども、やっぱりこのような状況にあって、いろんな犯罪等を抑止する意味でも、そういった設置については必要なことではないだろうかということで質問をさせていただきました。

一応、そのようなことも含めて質問を。最後ということでございますけれども、質問の最後に当たってですね、質問の趣旨にもありましたとおり、安心安全なまちづくりについてということで、質問の中で私が、防犯灯の整備をはじめ、防災減災用のライブカメラ、また、今説明いただきました防犯カメラの設置等について質問をさせていただきました。

私たちがこれからも安心して安全な暮らしができますよう、さらなる整備を図っていっていただきたいと思うところでございますが、今後の町としての整備の方向性について、これについては方向性でございますので、政策的なこともありますので、町長のお考えをお聞かせ願いいただき、最後の質問とさせていただきます。

- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 今回の質問の中で、総括的に大きく分けて2つの点からのご質問であります。

まず防犯灯の件ですけれども、これはもう先ほどからくらし安全推進室長が申し上げましたとおり、5カ年計画、整備5カ年計画によりまして、主要通学路を中心に整備を進めてまいりました。おかげさまでずいぶんと目に見えて整備が進んで、本年度には一応終了というふうな見通しもついているようなところで、かなりの児童生徒の通学路の安全安心性は確保されたものだというふうに思っております。

今後は、来年度以降についての通学路の防犯灯整備が必要かどうか、あるいは通学路以外に必要な箇所はないか、そういったことを含めて整備計画策定委員会の中で改めて審議をする必要があると考えております。

それと2点目の防災減災用のライブカメラ、あるいは防犯カメラの設置の件ですけれども、この件については、災害への迅速な対応、そして犯罪の抑止、犯人の検挙、さらには子どもを犯罪から守る、そういった効果も非常に期待されるところでありますので、安全安心のまちづくりのために必要と認められる場所を検討しながら、また、御船警察署とも連携を図りながら、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 鳴瀬美善議員。
- **○4番(鳴瀬美善君)** はい、ありがとうございました。やっぱり減災防災、そして、住民の方が、いついかなる時にも、どんな状況においても、安心して暮らせる、それは何といってもやっぱり行政との親密な関係があって成し得るものと思っております。そういったところを踏まえて私も一般質問させていただきました。まさに梅雨に入って防災、災害の時期になりましたけれども、みんなでどうにか力を合わせて、この梅雨を乗り越えて、災害がない甲佐町であってほしいということを心から願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- **○議長(宮川安明君)** これで、4番鳴瀬美善議員の質問は終わりました。 しばらく休憩します。

休憩 午後2時46分 再開 午後3時00分

〇議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野安春議員。

〇6番(佐野安春君) 6月定例会、一般質問最後の質問者になります。よろしくお願いします。

一般質問通告書に従い、質問を行ってまいります。質問事項1番の、鳥獣害被害に対する支援策の拡充について質問を行います。

農水省のホームページにおいて、次のように提起をしております。野生鳥獣による農作物被害は、平成30年度が約158億円と、被害金額は依然として高い水準にあり、営農意欲

の減退ともなっており、数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしています。

このため、農水省は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、市町村が中心になって実施する野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組みを支援してます。

また、全国町村長大会、令和元年11月の国に対する決議、重点要項において、鳥獣被害対策について、野生鳥獣による農作物等の被害が、町村だけでは解決が困難な災害のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁の連携のもと、被害防止に係る抜本的な対策を講じることと強く要望しています。

町内においても、イノシシやシカなどの農産物被害がひどく、所によっては鳥獣が好む作物は植えられないようになっています。また、町道でも夜間はイノシシやシカが頻繁に出没して歩けない状態の所もあります。私は数年前に軽トラックを運転中、イノシシにぶつけられる被害に遭い、最近では乗用車を運転中にイノシシが突進してきてぶつかられ、車前方部分の修理費用に約16万もかかってしまう被害に遭いました。

全国町村長大会においては、災害のレベルまで達してると認識されていますが、甲佐町 の現状はどうでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(井上幸介君)** はい、それでは本町の鳥獣被害状況についてお答えいたします。

昨年度の被害状況としましては、被害面積で7万5,800平米、被害額は1,085万3,000円となっております。近年は被害面積、被害額とも増加傾向となっておりましたけれども、 昨年は駆除頭数の増加や電気柵の設置が増えたことにより減少しております。

しかし、この数値は共済やJAの報告数値と、町への相談や報告数値等の町で把握可能な数値をまとめたものとなっておりますので、表面化していない部分を含めると、この数値以上になると想定されます。昨年度は被害額が減少したとはいえ、確認できるだけで1,000万円を超える額の被害が出ておりますので、依然として厳しい状況であると考えております。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野安春議員。
- **○6番(佐野安春君)** 続きまして、今報告がありました被害の状況についてでありま すが、その被害に対する防止支援策は具体的にどうなっていますでしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(井上幸介君)** はい、被害防止に対する支援についてお答えいたします。 支援につきましては、町が直接行っているものと、町、猟友会、共済、JA、森林組合、 農業委員会などで組織します鳥獣被害防止対策協議会で行っているものがあります。町の 直接支援としましては、まず有害鳥獣捕獲に対する補助がございます。この補助は、イノ シシやシカなどを捕獲した頭数に応じ支出する補助金で、国、県の補助に合わせて、町も 上乗せで助成しております。

次に、有害鳥獣の駆除の委託を、甲佐町猟友会で編成されております有害鳥獣駆除隊へ

年間を通し行っております。

次に、町で購入した箱わなの貸し出しや、被害相談があった際に駆除隊に依頼し、箱わなの設置依頼を行っております。

次に、有害鳥獣駆除隊わな班に対し、町でくくりわなを購入し、配布をいたしております。また、緑川の鮎を捕食する川鵜対策として、シルバー人材センターへロケット花火による追い払い業務の委託を行っております。

続いて、鳥獣被害防止対策協議会の支援としましては、国庫補助を活用し、電気柵などの購入補助を行っております。これにつきましては、受益戸数3戸以上の取組みが条件となっております。また、猿などの追い払いのためのロケット花火の配布や電動ガンの貸し出しも行っているところです。以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野安春議員。
- **○6番(佐野安春君)** 鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄、離農の増加、さらには田畑や森林の土壌流出、車両等との追突事故等被害ももたらしており、被害額として、数字に表れている以上に農産漁村に深刻な影響を及ぼしています。

ただ、自治体の支援状況を見ますと、その多くが個人または2人から3人以上の団体となっています。農政課にも電柵設置の補助が1人からでもできるように、町民からの上限緩和の要望があると聞いております。

鳥獣害の被害が多くある宮内地区は、耕作面積も狭い所が多く、支援条件をやわらげ、 鳥獣害の被害に苦しむ、農林業を営む町民を救うのが町としての務めではないかと考えま す。3人以上の申請を1人からでもできるようにすることはできないでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 農政課長。
- **〇農政課長(井上幸介君)** 電気柵についての支援でございますけれども、現在、協議会で行っております電気柵等の購入補助につきましては、国庫補助事業ですので、要綱に規定された受益戸数3戸以上の取組みという制限がございます。

鳥獣被害を減少させるためには、イノシシなどの個体数を減少させる必要があり、その 取組みとして重要なのが、地域ぐるみでの取組みであると考えております。

地域単位の広い範囲で作物を植え付けている農地には、電気柵を設置し、侵入を防止、 設置していない場所では、生ごみや収穫もれの放置野菜など、餌になるものを徹底的に排 除し、餌場をなくすことで、イノシシ等が箱わなの中の餌を捕食し、捕獲駆除される確率 が上がり、ひいては個体数の減少につながると思います。

町としましては、地域全体での取組みを推進する観点から、やはり受益戸数3戸以上という制限は必要であると考えます。しかし、協議会の中でも、地形的に3戸以上での取組みができない、山間部の飛び地等は支援が必要であるとの意見も出ておりますので、十分に協議しました結果、地域での取組みを基本としながらも、地形的な条件などにより、どうしても3戸以上での取組みができない方への支援を行うべきとの結論に至り、既に制度設計に入っているところでございます。

現在の状況としましては、制度の詳細の詰めに入っている段階です。以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野安春議員。
- **○6番(佐野安春君)** 国の補助の原則的なものがあるかと思いますが、ご存じのとおり、町内においてはですね、集落が1戸とか2戸とかしかないような所もあります。そういうような所でですね、やっぱり今おっしゃった3戸以上の条件というのがですね、どうしてもクリアできないというような所もありますので、是非そこのところをですね、1戸からでもできるようにご検討いただきたいというふうに考えます。

続いて次の質問に移らせていただきます。個人情報保護の徹底についてということで質問を行います。平成30年11月の甲佐町議会全員協議会において、情報公開請求者の名前や請求内容を伝えたということで新聞報道がなされ、報道記事の中で、町は、軽率だった、注意喚起したいとしているとありましたが、この件について質問いたします。この時の注意喚起はどう行われたのでしょうか、ご説明をお願いします。

- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(北野 太君)** はい、平成30年の11月19日の全員協議会の時の個人情報漏えいについてのその後の対応ということでございますけども、その後につきましては、金職員に対しまして、幹部職員を通じて個人情報保護についての認識の徹底を図っているというようなことでございます。
- 〇議長(宮川安明君) 佐野安春議員。
- ○6番(佐野安春君) この個人情報保護の問題については、一職員の問題ではなく、 町及び町職員全体の問題であるというふうに考えます。こうした事例を二度と起こさない、 また、町個人情報保護条例の目的である町民の理解と信頼を深めるという趣旨に全く反す る事案でありました。そういう意味では、一職員ではなく全職員の課題として捉え、周知 を図っていただきたいというふうに思います。

甲佐町個人情報保護条例には、実施機関の責務、第3条として、実施課の職員は、職務 上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。 その職を退いた後も同様とするとあります。

なお、地方公務員法第34条、秘密を守る義務では、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするとあります。個人情報保護については、個人情報保護法という法律がありますが、その対象となるのは民間事業者となってるというふうに思います。町個人情報保護条例には、実施機関、町長、公営企業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産税評価審議委員会と、事業者及び町民の責務がうたわれていますが、町条例でうたわれている責務について説明をいただいてよろしゅうございますでしょうか。

- **〇議長(宮川安明君)** 総務課長。
- ○総務課長(北野 太君) 個人情報保護条例につきましては、先ほど佐野議員が言われたとおり、実施機関が取得した、また作成した公文書の中の個人情報は、他に漏らしてはならないということでございますけども、これにつきましては、反対面でいいますと、情報公開条例というのがございます。情報公開条例は、今度は町民に、その個人情報以外

をですね、で、公開する必要があるというようなことで、情報公開条例の補足的な形として個人情報保護条例というのが定めてあります。

もちろん、私たち公務員には地方公務員法上の守秘義務というのが課せられておりますけども、そのほかにこの個人情報保護条例で、町の職員またはそれに含む委員とか特別職の職員、また、委託をしている受託者、また指定管理者の会社、またはその従業員あたりにもこの条例が適用されるということで認識しております。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野安春議員。
- **○6番(佐野安春君)** 国の個人情報保護法と県条例には、違反した場合の罰則規定が設けられています。近隣の自治体、美里町、御船町、嘉島町、宇土市等の同条例にも罰則規定が設けられている所が多いと思います。法律にも県条例にも罰則規定が設けられていますが、町条例にはこの罰則規定は設けられてはおりません。理由は何でしょうか。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- ○総務課長(北野 太君) はい、それでは議員ご指摘のとおり、現在のところ、本町の条例には罰則規定は設けてないという状況でございます。罰則規定につきましては、平成29年の総務省通知により、各市町村、自治体で設けることが望ましいというような見解もあり、また、既に規定されている市町村は、確認した限りでも県内で27市町村が確認され、郡内では御船町と嘉島町、山都町が既に規定されているというような状況でございます。

個人情報の取扱いにつきましては、職員については別に、先ほど申しました地方公務員 法の守秘義務規定がかかっておりますけども、近年の急激な情報通信技術の進展により、 個人情報の適切な取扱いの確保が一層求められている状況でございますので。

また、この罰則規定につきましては、町職員だけではなく、先ほど申しましたように特別職の委員のほか、町から委託されている業務または指定管理業務を実施する事業者や団体等及びその従業員にも適用されることになりますので、今後罰則規定につきましては、これは条例の一部改正という形になりますけども、早速これ設ける方向で進めたいというふうに思います。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野安春議員。
- **○6番(佐野安春君)** この個人情報保護条例につきましては、やはりこの条例をしっかりと守っていただく。また、重要な項目であるという趣旨から、罰則規定を設けるように国からも勧められておるというふうに思います。近隣の状態を見れば、今説明があったように、罰則規定を多くの自治体がもう既に設けております。何度となく漏えいが起こるようであれば、町条例にも罰則規定の追加も必要とされるというふうに考えます。

個人情報保護法に関しては、目的にもありますように、町民の理解と信頼が第一である と思います。個人情報の漏えいが起こらないように、職員への周知や意義の徹底をしてい ただきたいというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。町災害公営住宅の問題点について質問を行います。甲佐町の災害公営住宅建設の経緯でありますが、災害公営住宅は、町内に甲佐地区30

戸、乙女地区12戸、白旗地区10戸、合計の52戸建設をされております。甲佐町住まいの復興拠点施設として、2018年6月から10月にかけて建設され、その翌年には入居が始まっているというふうに思います。甲佐町の住まいの復興拠点施設整備事業の趣旨において、町活性化のシンボルとしての災害公営住宅、また、全国に誇れる、震災からの復興拠点という言葉で災害公営住宅の重要性をアピールされています。

その災害公営住宅について質問をいたします。まずは甲佐町における災害公営住宅の建設の経緯をお尋ねします。3カ所、町内に建設をされておりますが、2戸1棟方式ですべて建てられているというふうに思います。1戸当たりの建設費用はおよそいくらだったのか、答弁をお願いします。

- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい、それではお答えいたします。 3 団地ありますけれ ども、甲佐団地を例に回答をしていきたいと思います。

建築工事の住宅本体工事のみだと、1戸約1,500万円。電気工事、設備工事を加算しますと、1戸約2,000万円というふうになっております。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野安春議員。
- **〇6番(佐野安春君)** 今、建設課長のほうからご説明がありましたが、住宅に係る建設費用は、1戸当たり、甲佐団地の場合で約2,000万かかってるということでありますが、その約2,000万かかっている建物の不備についてお尋ねします。

この3カ所の団地を見てきましたが、多い少ないはありますが、主に軒天と呼ばれる箇所にカビが発生しています。住民の皆さんが原因調査の依頼を町に対して行ったということですが、その調査の結果の回答は、人体には影響はないという回答だったそうです。そのカビについて町で調査をされたと思いますが、カビの発生した原因とか、人体に影響ない根拠等について答弁をお願いいたします。

- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい、それではお答えいたします。軒天にカビが生えてるということと、人体に影響はないという回答があったということで、まず、災害公営住宅甲佐団地については、県の熊本アートポリス事業に参加し、熊本県に災害公営住宅整備に係る業務を依頼して、設計施工、施工管理、しゅん工検査が行われ、甲佐町へ引き渡しが行われております。先ほど議員のほうからも、31年4月から甲佐団地の入居を開始しております。

入居後における住宅の不具合の調査については、入居をされた後にですね、不具合が生じておりまして、7月に2回調査を行っております。10月にも不具合の調査を実施し、内容を調査した上で、すぐに対応できるものについては対応をしているところでございます。

軒天のカビにつきましては、報告を受けており、原因の調査を行い、今年のですね、3月1年点検時に、設計会社と施工業者、それと熊本県の立会いのもと、状況を確認したところでございます。

施工の状況につきましては、材料の搬入、養生についても、指示どおり処理をされてお

り、軒天の合板については、防風、防カビ性能を有している塗料を使用して、適正に施工 されてあることが施工管理上確認ができておるところでございます。

しかし、カビが生えておりますので、軒天のカビを採取し、専門機関で試験を行っております。試験の結果、カビがですね、空気中に含まれる一般的な黒カビであるということがわかりました。カビ自体には木材を腐敗させることはなく、カビの浸透も、侵食も、塗装により合板の中には侵食をしてないことが確認がされております。

要因としましては、不明な部分もありますが、材料や施工時の可能性は低く、軒天裏側にはカビが発生していないことから、報告ではですね、周辺環境による高温多湿の状況が長期間続いたということが原因ではないかというふうに思われておりますが、確かなことはわからないような状況でございます。

分析により、カビ自体による軒天の性能低下が起きることは考えにくいことや、軒天合板裏にはカビが発生していないため、今のところ心配ないということですが、今後の対応といたしましては、県と協議を重ねてきて対応を考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 佐野安春議員。

○6番(佐野安春君) はい、人体には影響がないといってもですよ、やはりできて1年経たないようなお家でカビが生えるということは、いいことではないと思いますね。やっぱりこう、自分で考えて、自分のお家を建てた場合に、やっぱカビが生えたら、それは何か言うでしょう。そのことは災害公営住宅にも言えると思うんですよね。今ご説明がありましたけど、材料には問題ないとか言ってもですよ、私はここの近隣のですね、災害工事の時に見に行きましたよ、御船、嘉島、益城、美里、宇城、宇土、カビが生えてるような所は全然なかった。やっぱり、一つはですね、材料に問題がないといっても、私はそこの材料にですね、問題があると思いますよ。これが住んで間もなくカビが生えてるわけですから、これが2年、5年、10年と経っていけばですね、やっぱりそのカビの広がりはですね、今以上に広がっていくというふうに思います。

熊本県の土木部建設住宅局住宅課が、災害公営住宅の整備状況について、県のホームページ上に載せております。甲佐町の整備手法は、直接建設、県受託となっています。直接建設、県受託というのは、県が協定に基づき受託して、市町村に代わり建設し、市町村へ引き渡すと説明をされております。ということは、甲佐町の災害公営住宅の建設の責任は、熊本県にあるんですか。ご説明をお願いします。

〇議長(宮川安明君) 建設課長。

○建設課長(志戸岡 弘君) はい、責任が熊本県にあるのかということですけれども、 委託業務期間中の責務は熊本県にあると思いますけれども、熊本県と施工業者は、公共工 事の契約を締結しておりまして、その中には瑕疵担保あたりもうたっておりますけれども、 熊本県と町の間では、引き渡し後においてはですね、町と協議をしながらですね、いろん な対応を決めていくということでしたけども、請負業者のほうからですね、工事を行う上 では、業者に義務付けられてることがございます。屋根工事についての保証書の提出だっ たり、そこは10年の保証書が付いております。それと塗装工事、防水工事についても、保証書の提出を求めることとなっておりますし、業者のほうに義務付けられてることとしまして、瑕疵に対する10年間の住宅瑕疵担保責任を負っておりますので、重要な瑕疵についてはですね、請負業者のほうの責において手直しがされるものと考えております。以上です。

〇議長(宮川安明君) 佐野安春議員。

○6番(佐野安春君) はい、私としてはですね、建物の工事完了後の完了検査の責任はですね、やはりこう県にあるというふうに思うんですよ。で、現在の状況を管理してるのは甲佐町でありますけど、そういった意味ではですね、やっぱりその、甲佐町も被害を受けてるというかな、そういうふうに感じるんですよね。で、住んでる人は本当にですね、不満があってもなかなかこう、やはりこう、町にも言い出せないというかですね、やっぱこう、控えられてる部分があると思うんですよ。しかし、私どもが尋ねるとですね、これはおかしかろというふうにおっしゃるわけですよね。で、私としては、これはおかしゅうなかっては言えないんですよ。やっぱりカビが生えてるとかですね。

で、ほかにも言いますけど、いろんな不備があります。だから、やはりやっぱこの際ですね、この不備と思われる部分はですね、やはりこう、直してもらってですね、きれいな形で災害公営住宅に住んでいただきたいというふうに思います。

先に質問を進めさせていただきます。もう一つ別の角度からなんですけど、町民の声がありますのでご紹介いたします。道路や建物は出来上がった後で不備が見られることが多過ぎるのではないかとの町民の皆さんの声があります。不備があれば修復するのに費用がかかります。不備がなければ加算の費用は要らないわけです。安易に追加で工事をしてるのではないかという意見もあります。こうした町民の意見をどう考えられますか、答弁をお願いいたします。

〇議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後3時29分 再開 午後3時30分

〇議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野安春議員。

○6番(佐野安春君) そのほかに災害公営住宅についていくつかの問題点があります ので、質問を続けさせていただきます。

災害公営住宅については、カビの問題だけでなく、天井から打ちつけられている釘が、 下から見れば1列に打ちつけられてるのが見えます。天井を支える柱に打ちつけられるも のが、柱には釘が刺さってない状態であると思います。これも不備であると思いますが、 いかがでしょうか。

〇議長(宮川安明君) 建設課長。

- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい、そういった釘が打ちつけられてないということは、 当然、不具合で施工業者のほうにですね、至急手直しをするような指示をとってるような 状況でございます。以上でございます。
- 〇議長(宮川安明君) 佐野安春議員。
- **○6番(佐野安春君)** 続けて問題点をちょっと指摘します。住宅には玄関口に備え付けの靴箱が設置されていますが、この靴箱に入る靴のサイズは23.5センチまでのものしか入りません。それ以上のサイズのものは入らない大きさです。大人の男性サイズでは、ほとんどの人の靴は収納できないと考えられます。この点も不備であるというふうに考えますが、いかがでしょうか。
- **〇議長(宮川安明君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい、下駄箱につきましては、大きいサイズの靴が入りにくいということを聞いております。そこで、設計図面をですね、確認したところ、設計図面のほうでは、そのようになっており、施工業者のほうはその設計どおり造られております。また、設計者のほうにそういった意図を聞いてみたところ、玄関が狭いので、少しでも広く使いたいという観点もあってですね、若干狭く造ったというふうに聞いております。そこは。

しかしですね、実際に使用するに当たっては不便ということを確認できておりますので、 こちらもですね、熊本県と一緒になってですね、改善できるかを県と今協議をやっている ところでございます。以上です。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野安春議員。
- **○6番(佐野安春君)** いろいろ不備があって、私もですね、こういったことを言うのは何か気が引けるようなところがありますけど、やっぱりこう、不備な所はですね、今答弁いただきましたけど、やっぱりこの際しっかり直していただいてですね、住民の方の気持ちに沿っていただきたいというふうに思います。

もう一つですね、乙女団地の住宅には、天井部分に水が滲みた跡があります。雨漏りの可能性があります。これらもですね、是非調査をいただいて、原因究明や、補修が必要であればしていただきたいというふうに思います。

災害公営住宅には、今お住まいの皆さんが、これからも長い期間住み続けられるものというふうに思います。地震や豪雨の災害からようやく逃れ、再出発の城である住宅で頑張ろうとされてる今、カビが生えてるというあってはならないことが明らかになっているわけですから、どうにかして改善を図るのが町としての務めではないかというふうに考えます。町は、町活性化のシンボルとしての災害公営住宅、また、全国に誇れる震災からの復興拠点と大変重要な施設として位置付けているというふうに思います。その言葉にふさわしい災害公営住宅に、是非とも改善をする必要があると思いますが、再度いかがでしょうか、これについて。

- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** じゃああの、まとめということで私のほうから答えさせていた

だきます。

佐野議員から今回の災害公営住宅の不備の点についてのご指摘がありました。要は、あとの善処策をどうするかということが非常に大事なことであろうし、またスピード感をもった対応も必要だろうと思います。ただ、そこに至るまでの経緯といいますか、それから責任の所在がどうなのか、それから、課長からの答弁もあったように、瑕疵担保期間の問題、やはりそのへんの問題については、町としてもですね、整理をしておかなきゃならん問題だろうというふうに思いますので、同じ県であれ町であれ、同じ行政同士でありますんで、行政への委託先からこういう問題があったということは非常に残念なことではありますけれども、何とかいろんな協議を重ねながら、善処策を見出していきたいというふうに思います。

さらに、住民の方にもいろいろご迷惑をおかけした点については、お断りは申し上げたいというふうにも思います。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野安春議員。
- **○6番(佐野安春君)** 町長のほうからですね、誠意のある答弁をいただきましてですね、私はやはりこの改善されれば、本当、住民の皆さんがですね、本当に喜ばれるというふうに思っております。今の件につきましては、災害公営住宅の住宅の問題でお話をしたんですけど、あとはですね、ちょっと環境の問題とかいうことでですね、整備が必要ではないかと思われる箇所がありますので、すみませんがその点についてですね、ちょっとお話をさせてください。

一つはですね、排水路の問題です。住民の方からですね、臭いでもかいでみなっせと言われて、排水路の蓋の部分に近づいてみますとですね、確かに悪臭がしていました。これはですね、季節的な問題もあるかと思うんですけど、冬場は特にですね、水の流れが悪くてですね、やっぱこう、水が滞るような所があると思うんですよね。そういう所で、もう2カ月ぐらい前だったと思いますので、水の流れはあんまりありませんでした。そういう中で、やはりその排水路のほうから臭いがするということがあったと思います。そういったところは、やはりなかなかですね、専門用語でちょっと私も言えないんですけど、高低差があんまりないというような所でですね、水が流れにくくなっているのじゃないかというように思いますので、そういった所は是非調査をいただきたいというふうに思います。その点では調査はいかがでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい、災害公営住宅を造るときにですね、そういった排水路の問題を、測量調査をやっておりますので、今の設置高さが一番ベストな設置方法だと思っております。以上でございます。
- **〇議長(宮川安明君)** 佐野安春議員。
- **〇6番(佐野安春君)** 今がベストであればですね、ちょっと改善の方法がないという ことのお答えだと思うんですけど、改善の方法はやっぱ難しいですか。
- ○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後3時38分 再開 午後3時39分

- ○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) 合併浄化槽のことについて説明させていただきます。 適切に維持管理が行われてる浄化槽から排水される水については、一般的に悪臭はいた しません。ただ、浄化槽本体から臭いが漏れだすことがございますので、浄化槽の設置業 者、維持管理業者とちょっとお話させていただきまして、原因を探りたいと思います。以 上です。
- 〇議長(宮川安明君) 佐野安春議員。
- **○6番(佐野安春君)** じゃあ、災害公営住宅の問題につきましては、あと一つで終わらせていただきます。

この環境整備の問題です。住宅室内には、住宅団地周辺部に環境や防犯等のために芝生や生け垣が植えられております。乙女団地には大きなケヤキの木が数本植えられています。 秋から冬にかけて落ち葉の片付けが相当大変だと住民の方は話されていました。芝生も相当な面積になります。入居者には高齢者の方が多く、管理の一部を住民に任せるには限界があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(宮川安明君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** はい、住宅の維持管理につきましては、生け垣の管理だけではなく、公営住宅法で公営住宅の入居者は、当該公営住宅または共同施設について、必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならないと明記されております。町においても、入居時に配布する入居者のしおりの中でも、住宅を適正に維持するために、住宅周辺を整理整頓し、排水溝、通路、駐車場の清掃を行い、低木の剪定等は入居者の責任で定期的に行うようにお願いしているところでございます。

基本的に住宅の敷地内の維持管理については、入居者の皆様で行っていただくことを原則としております。が、高木の剪定や害虫の駆除など、入居者の方で対処できないことにつきましては、町で対応をすることとしております。また、高齢などやほかの理由でそういった管理ができない場合などは、相談していただき個々に対応をすることとしております。以上でございます。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野安春議員。
- ○6番(佐野安春君) 私がちょっと乙女団地に訪問したときは、80歳代の方がですね、 刈払機で芝生を刈っていたというふうなことがありまして、なんかあの、芝生もこう、や っぱりでこぼこしてますので、なかなかこう刈りにくくて、相当時間がかかったというふ うにおっしゃってましたので、これはかなりご苦労があるのかなというふうに思いました。 そういった面では、是非そういったところを、意思の疎通をですね、町と住民の方としっ

かり行っていただければというふうに思いますので、その点よろしくお願いいたします。

最後の質問に進まさせていただきます。甲佐町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画が、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年3月に作成をされております。この計画は、法に基づき、地方自治体が実施しなければならないとなっております。この計画においては、数値目標とされていますが、すべてはお尋ねできませんので、いくつかの点でお尋ねをいたします。

令和2年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、現状の10%から15%以上にするとありますが、現状はどうなのでしょうか。

〇議長(宮川安明君) 総務課長。

○総務課長(北野 太君) はい、それではただいまの質問の件に関しましては、別紙に資料を用意してございます。資料のですね、1番の町職員の管理的地位にある職員に占める女性の割合ということで、令和2年4月1日時点で表を作っておりますけども、これにつきましては、一応管理的地位にある女性職員については、表記してありますとおり、係長級以上の管理的地位にある職員に占める女性職員は、88人中32人の36.4%となっております。ここで言う係長級には、括弧書きに書いてありますとおり、参事級も含まれているということになります。

ちなみに、係長級の中には、この参事職が39人おりまして、そのうち女性職員が20人おりますので、それを差し引くと、実質上の係長以上ということになりますけども、これは表の中には記載しておりませんけども、総数が49人で、うち女性職員が12人ということで、割合が24.5%となり、クリアできている状況というふうに判断しております。以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 佐野安春議員。

○6番(佐野安春君) あの、町はですね、作られています甲佐町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画、28年3月、それを見ますと、今ご説明があったところでですね、その当時は、課長級職員の方は、総数20名中2名というふうになっております。そのほか、課長補佐級、係長級ということで、数を挙げられておりますが、その説明文の中に、本町における管理的地位にある職員に占める女性職員は2名で、女性比率は10%と低い状況であるというふうに書かれております。ということは、今総務課長が説明がありましたが、管理的地位にある職員というのがですね、課長級ということを表していると思うんですよ。今のご説明では係長級以上を管理的地位にある職員というふうにご説明があったと思うんですが、その違いはいかがでしょうか。

〇議長(宮川安明君) 総務課長。

○総務課長(北野 太君) 失礼しました。この計画書の中で表記してあるこの10%というのは、議員がおっしゃられるとおり、課長級と町長部局の課長級、議会の課長級、教育委員会の課長級、合わせて20人中の女性が2名で、女性比率が10%だったというところでございます。この考え方から申しますと、現在が課長級が19人で、うち女性職員が2名ですので、12.5%ということになります。以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野安春議員。
- ○6番(佐野安春君) ということはですね、まだ自ら立てられた目標に対してですね、 ちょっと到達ができてないというふうに判断していいかと思うんですよね。そういった意 味では、これ人数的にはですね、あと一人課長級の職員がいらっしゃれば、15%はクリア するんですよね。というふうに思いますが、いかがですか。
- **〇議長(宮川安明君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** あの、昨年度については、課長級が3名、女性がいらっしゃったということでありますんで、まあ今年度の4月1日現在においては2名ですけれども、昨年度については3名の課長職がいたと。審議員も含めたところで課長職になります。ということでご理解ください。
- 〇議長(宮川安明君) 佐野安春議員。
- ○6番(佐野安春君) まあ、その時々に応じてですね、人数の差が出てくる可能性はあると思うんですけれども、これは国が設けた法律に基づいて、地方公共団体、地方自治体でですね、目標を定めて、5年の計画でやっていくというふうになっておりますので、思うようにいかない面もあるかと思うんですが、是非そういうふうな目標をですね、意識しながらですね、やっぱこう、職員の比率を高めると、女性職員の比率を高めるということをですね、されていく必要があるかというふうに思います。

じゃ、続いていきます。

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後3時49分 再開 午後3時49分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
総務課長。

- **〇総務課長(北野 太君)** 失礼しました。先ほど、答弁の中で、管理職の計が19人中2名で12.5%と私が申し上げましたけども、正式にはこの表に、別紙の資料に付けてありますとおり、18人中2名で11.1%ということでございます。失礼しました。
- **〇議長(宮川安明君)** 佐野安春議員。
- ○6番(佐野安春君) 質問を進めさせていただきます。平成27年の実績で、年次休暇の取得は、全職員平均で8日と1時間となっており、県が示している年次休暇の10日には及んでいません。平成29年より毎週水曜日、金曜日のノー残業デーの取組みを推進し、早期退庁を勧奨するとあり、数値目標として、令和2年度までに年次有給休暇の取得時間を10日以上にするとありますが、ちょっとここに資料で提供いただいている現状では、10日に少し足りないという状況ですが、この10日以上を目指すという目標についてはいかがですか。
- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。

○総務課長(北野 太君) はい、それでは年次有給休暇の取得状況につきましては、職員平均で平成29年度が8.1日、30年度が9.3日、昨年度令和元年度が9.2日という状況となっております。

本年度10日の目標を達成できるかというようなことでございますけども、本年度においては、休日窓口業務の見直しなどにより、休日出勤の減少により、年次有給休暇の取得日数は増えている状況でございます。あと、令和元年度からすると0.8日ということでございますけども、達成できるのではないかというふうに想定しております。以上でございます。

- 〇議長(宮川安明君) 佐野安春議員。
- **○6番(佐野安春君)** 平成27年度よりですね、実績は前進しておりますし、今総務課長の答弁もありましたように、達成できる可能性があるということですので、是非達成をいただきたいというふうに思います。

次の質問に進みます。家事育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備を進めるとして、管理職に対する意識啓発の取組みや、男性職員の育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得促進により、男性職員の家庭生活への関わりを推進すること、男女問わず両立支援制度の行事、育児休業の取得中や復帰後の各段階を通じて、職員の状況に応じてきめ細かい対応や配慮を行うことにより、育児や介護を担う職員が活躍できる職場環境を整備する必要があると指摘をしております。

そこで、数値目標として、令和2年度までに育児休業を取得する男性職員の割合を5%以上にする。制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇取得割合を10%以上にするとありますが、資料にはありますけど現状はどうなのか、説明をお願いします。

- 〇議長(宮川安明君) 総務課長。
- **〇総務課長(北野 太君)** はい、それでは育児休業の現状から申し上げます。男性職員の育児休業の取得は、これまで全然あってないというような状況でございます。

次に、配偶者出産休暇、これについては、男性職員の配偶者の出産に伴う入院の日から 出産後2週間までの間に2日まで取得が可能というような休暇制度でございますけども、 これについては、昨年度の実績で言いますと、一応対象となる男性職員が7人いましたけ ども、そのうちこの休暇を取得してる職員が5人ということで、取得率が71.4%となりま す。

もう一つが育児参加のための休暇制度でございますけども、これはこの行動計画上には 載せてありますけども、本町の勤務休暇条例施行規則の特別休暇に規定すべきであったの ですけども、まだ現在のところ規定してないというような状況でございます。申し訳あり ません。直ちに規定したいと思います。

なお、この制度の内容につきましては、男性職員が配偶者の産前産後期間中、これは産前6週、産後8週ということになりますけども、この出産に係る子やきょうだいのですね、 きょうだいとかいらっしゃったら、小学校就学の始期に達するまでのきょうだいの子を養 育するため、5日の範囲内で勤務しないことができるという制度ということになっております。以上でございます。

〇議長(宮川安明君) 佐野安春議員。

○6番(佐野安春君) 育児参加のための休暇について、規定がないということは、女性職員の活躍の推進に関する行動計画が重要視されていなかったということだというふうに考えられますけど、今、総務課長も答弁がありましたように、改善をされるということですので、是非、やっぱりこう、今、国が考えるですね、男女の役割というか、そういった意味では、やはりこの男性の参加がですね、今まで以上に求められてるというふうに考えますので、そういった整備はですね、是非よろしくお願いしたいというふうに思います。もう最後に、もう時間がありませんので最後になりますが、この男性の役割、女性の役割ということで、そういったこう、人類といいますか、人間が創り出した歴史の中でですね、役割分担ということが、よく男の役割、女の役割というようなことで言われてますが、そういう中で、最近こう、ジェンダーという言葉をよく聞くようになったというふうに私は思います。ジェンダー平等やジェンダーギャップという言葉も聞きますが、人間の歴史の中で創られた性別により役割とかに使われる言葉だと思いますが、この私が質問しました女性職員の活躍の推進に関する行動計画にも、私も関係するものというふうに思いますので、最後に町長のこのジェンダー、平等に対しての考えというのはいかがなものか、見解をお聞かせいただければありがたいですが。

〇議長(宮川安明君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 私にも聞かれるわけですね。はい。では、このジェンダー平等 に対しての考え方を尋ねられましたので、私なりの考え方を申し上げたいというふうに思 います。

本町におきましては、平成23年、男女共同参画計画というのを策定しております。この計画の中身を見ますと、まず第一に男女共同参画社会を目指す意識づくり、それから、2番目に家庭、地域、職場など、あらゆる分野における男女共同参画の実現。それから3番目に、男女お互いの人権への配慮。それから4番目に、男女共同参画社会のための総合推進体制づくりと、以上のような4本の柱から重点目標を定めてですね、八つの施策の基本方針と、それから具体的施策を示しながら推進に取り組んできたところでもあります。

男女がお互いに尊重し合い、個性と能力を発揮していくことは、非常に大事なことだと 認識をしているところでもありまして、以前に比べますと、全国的にも男女の区別なく個 人の能力により、組織の内外からも評価される風潮が大いに高まってきたことは、大変望 ましいことだというふうにも考えております。

また、町民の皆さん方の中にもそういった意識がですね、ずいぶん変化が表れてきたようにも感じているところであります。

役場内の状況については、先ほどから説明しているとおりでありますけれども、たしか に今年度については数字的には達しておりませんけれども、昨年度については3名の管理 職ということを達成してきたところでありますんで、やはり能力ある職員については、ち ゃんと評価するということは非常に大事なことだろうという認識は併せ持っております。 たぶんですね、私が感じている中で、一般的にいうジェンダー平等社会という言葉が、 性差による差別のない社会というふうに理解されておりますけれども、生まれつき男性と 女性とは肉体的にも身体的にも、これは性差があるのがもう当然のことでありまして、私 が大事なのは、その特性をですね、お互いに思いやりを持ちながら、大いに理解、尊重さ れるものであろうと私は思います。

例えば、そういう考え方を無視したところで、あくまでもその男も女も平等なんだと。 例えて言えば、危険作業にも女性が就かなきゃならんとかですね、そういう過度の考え方 については、やはり私は注意をする必要があるんだというような考え方を持っているとこ ろであります。

お答えになったかどうかわかりませんけれども、そういう認識を持っているところであります。以上です。

- **〇議長(宮川安明君)** 佐野安春議員。
- ○6番(佐野安春君) 私もですね、この認識についてはですね、まだまだ至らない所があって、勉強しながらですね、やっぱりこう、問題をしっかり捉えていきたいというふうに考えております。町長の考えも聞けましたし、これで私の一般質問を終わらせていただきます。
- **〇議長(宮川安明君)** これで6番佐野安春議員の質問は終わりました。

以上をもって一般質問の通告者すべての質問は終わりました。 しばらく休憩します。10分間の休憩を挟みます。4時10分から再開します。

> 休憩 午後 4 時 01分 再開 午後 4 時 10分

〇議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議員派遣について

○議長(宮川安明君) 日程第2、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思います。 これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣すること、日程等の変更については、議長に一任することに決定しました。

日程第3 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について

日程第4 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について

〇議長(宮川安明君) 日程第3、総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申出 について、日程第4、産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申出について、以上 の2件については一括議題とします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の2つの常任委員会からの閉会中の継続審 査の申出があっております。

お諮りします。ただいま申出の2つの常任委員会からの申出書のとおり、決定すること にご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第5 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申出について

〇議長(宮川安明君) 日程第5、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申出があっております。 申出のとおり、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮川安明君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりごあいさつをお願いいたします。 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 6月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月12日から本日までの4日間にわたり、ご提案をいたしました議案等の各案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日、ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決をいただきました令和2年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり政策の推進を図ることができますとともに、ご指摘いただきましたことを踏まえまして、なお一層の住民生活の安全と福祉の向上に努めてまいる所存でございます。

なお、今会期中において、議員各位のご賛同により、今年度の議員研修費を、新型コロナウイルス対策へ活用するようご提案をいただきました。議会側からのご配慮に改めて感

謝を申し上げますとともに、次の新型コロナウイルス対策に係る財源として使わせていた だきたいと存じます。

これから本格的な大雨の季節となりますけれども、新型コロナウイルス感染対策に配慮 した上で、自然災害に対しても万全の体制をもって対処していく所存でございます。

今後とも議員各位におかれましては、町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げて、閉会のごあいさつとさせていだたきます。ありがとうございました。

〇議長(宮川安明君) 本定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12日に開会、本日15日までの4日間にわたり、重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠にご同慶に堪えません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご協力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に 向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。

また、議員各位におかれましては、終始精力的なご審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。今後とも町民の付託とご期待に応えるべく、さらなる尽力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

最後に、これからますます暑い時期に向かいます折から、皆様には節にご自愛いただきますようお祈り申し上げ、令和2年第2回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後4時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録令和2年第2回定例会

令和2年6月発行

発行人甲佐町議会議長宮 川 安 明編集人甲佐町議会事務局長北 畑 公 孝作成 オフィス エムワンInc (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4 電話 (096) 234-1198